平成20年版

環境報告書

豊　田　市

豊　田　市　民　の　誓　い

　わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

１　緑をはぐくみ、川を大切にして、
　　豊かな自然を愛しましょう。

１　スポーツに親しみ、教養を高めて、
　　文化の向上につとめましょう。

１　元気で働き、若い力をそだてて、
　　幸せな家庭をつくりましょう。

１　互いに助けあい、心の輪をひろげて、
　　あたたかい町をつくりましょう。

１　いのちを尊び、きまりを守って、
　　住みよい社会をつくりましょう。

◇　この誓いは、昭和53年3月1日の市制27周年記念日に制定発表されました。
市民アンケートをもとに豊田市民の誓い制定市民会議によってまとめられたもので、「自然」「文化」「生活」「福祉」「道徳」の5項目が盛り込まれています。

◇　シンボルマーク（平成18年3月4日の市制55周年記念式典にて発表）

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。

はじめに

本年４月から「京都議定書」の第一約束期間がスタートし、また、7 月 7 日から 9 日には北海道洞爺湖サミットが開催されました。当サミットでは、主要テーマに地球温暖化対策があげられ、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出を、少なくとも 50%削減する目標を世界で共有するよう求めていくことが合意されました。地球規模の環境問題が益々深刻化する中、特に地球温暖化を防止するために、低炭素社会へ変革し温室効果ガスを削減することが課題となっています。

本市におきましては、３月に、将来都市像を『人が輝き　環境にやさしく　躍進するまち・とよた』と掲げ「第 7 次豊田市総合計画」を策定しました。さらに同月、増加傾向にある温室効果ガス排出量を削減するため「豊田市地球温暖化防止行動計画」を、また循環型社会の形成に向けて廃棄物の発生抑制に取り組むため「豊田市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

低炭素社会・循環型社会の形成に向けた取組が早急に求められる中で、これらの計画を基に環境問題に先進的に取り組み、持続可能な社会の構築を目指し、市民の皆様や事業者の皆様とともに環境に配慮した快適で魅力あるまちづくりを推進していきたいと考えています。

本環境報告書は、平成 19 年度の本市における環境の現況と環境に関する施策等を取りまとめたものです。この報告書が環境問題への関心と理解を深め、具体的な行動を支援する一助となれば幸いです。

平成 20 年 10 月

豊田市長

鈴木　公平

環境問題をめぐる平成 19 年度の動きから

環境に関する行動計画の策定

地球温暖化の進行と廃棄物の増加などの環境問題に、市民・事業者・行政が連携しながら対応に取り組むため、平成 20 年 3 月に環境に関する具体的な行動計画として下記の二つの計画を策定しました。

- 「豊田市地球温暖化防止行動計画」
- 「豊田市一般廃棄物処理基本計画」

豊田市環境基本計画の改訂に向けて

平成 14 年 3 月に豊田市環境基本計画を策定し、「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進してきました。しかし、平成 17 年の合併により都心の構造が大きく変化したことに加え、社会情勢が大きな転換期を迎えたことから、社会経済環境の動向や変化に的確に対応するため、平成 20 年度に豊田市環境基本計画の改定を予定しています。

一般廃棄物の中間処理施設の整備

平成 19 年度稼動を目指して４か年という歳月をかけて整備してきた新清掃工場（渡刈クリーンセンター）が平成 19 年 3 月に竣工しました。この工場は最新鋭の技術を導入し排ガスや飛灰中のダイオキシンを高度処理し、ごみを安定的、衛生的に処理することができます。また、ごみの焼却熱は、蒸気タービン発電による施設内への給電及び余剰電力の中部電力への売電並びに施設内の冷暖房や給湯に利用します。

また、資源循環の一環として、プラスチック製容器包装施が平成 19 年４月に竣工しました。この施設は、分別収集したプラスチック製容器包装を容器包装リサイクル法に基づき選別・圧縮・梱包するなど再商品化するための中間処理施設です。梱包されたプラスチック製容器包装は、再商品化事業者に引渡された後に再びプラスチック製品等として利用されます。

環境学習施設の整備

「体験」や「学習」を通じて環境保全活動の実践につなげるため、「ごみ」を起点として生活と環境の係わりを楽しく学ぶ場として、新清掃工場（渡刈クリーンセンター）に隣接して「豊田市環境学習施設ｅｃｏ－Ｔ（エコット）」を整備し、平成 19 年 6 月にオープンしました。また、市民が自然とふれあい、体験することを通じて自然環境を学ぶ場として「自然観察の森周辺地域」を整備し、平成 21 年度オープンを目指します。

交通対策

温室効果ガスの排出量が増加傾向にある運輸部門における対策のひとつとして、「豊田市都市圏新交通円滑化・CO_2 削減総合計画」を平成 19 年 3 月に策定し、運輸部門での CO_2 削減目標値を定めました。その中の取組のひとつとして ECO 通勤の推進を行いました。平成 19 年度は、主に市内の事業者に対し『「エコ通勤」キャンペーン』を展開してエコ通勤に取り組む事業所の拡大を図り、キャンペーンで登録していただいた事業所のうち、いくつかの事業所の取組をインターネット上で紹介し、他の事業所に対しても ECO 通勤の実践を呼びかけていきました。また、自動車の運転方法を見直すエコドライブの各種普及促進策を実施しました。前年度からの継続策である、エコドライブ車載器を活用した体験試乗会（計 6 回、86 名参加）等に加え、新たな普及策として、平成 19 年 11 月には豊田市エコドライブ宣言制度を立ち上げ、市広報で広く市民に呼びかけると共に、連合愛知豊田地域協議会や豊田商工会議所等の団体にも取組みを求めました。その結果、平成 20 年 2 月末時点で約 3,500 名の宣言登録を得ることが出来ました。

第 16 回湿地サミットを豊田市で開催

県内の湿地を保全する市町村や保全団体が集まり、湿地保全について交流を行う湿地サミットが 9 月 28 日から 30 日まで豊田市で開催されました。矢並湿地の公開、鞍ケ池公園を会場に市内の湿地の概況と保全活動の報告、俳優で（財）日本野鳥の会会長の柳生博氏の講演会等を行い、3 日間で一般市民も合わせ 695 人の参加がありました。

目　次

第１部　総論

第１章　豊田市環境基本計画の概要

第２章　エコチャレンジプロジェクトの進捗状況

環境指標及び重点施策・事業の実施状況

第２部　各論

第１章　資源の循環的利用が進んだまちづくり

第１節　廃棄物の発生抑制

第２節　廃棄物の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

第３節　廃棄物の適正処理

第４節　廃棄物に関する情報公開、管理･指導体制の強化

第２章　地球環境の改善に貢献することができるまちづくり

第３章　豊かな自然と共に生きるまちづくり

第４章　生活環境が保全され、安心して暮らせるまちづくり

第６章　「環境都市･とよた」を築くため、参加と協働ができるまちづくり

参考資料

第　１　部

総　　　論

第１章　豊田市環境基本計画の概要

（1）計画の目的

豊田市環境基本条例（昭和 46 年制定、平成 8 年 9 月全部改正）でめざす「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

（2）計画の位置づけ

豊田市環境基本条例第 14 条に基づき策定する計画であり、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案・実施するにあたっての基本となるものです。

また、第 6 次豊田市総合計画に示された様々な施策を、環境の視点を通して関連性を持たせ、まちづくり目標の一つである「豊かな自然と調和する環境にやさしいまち」を実現していくための環境分野における総合計画として位置づけています。

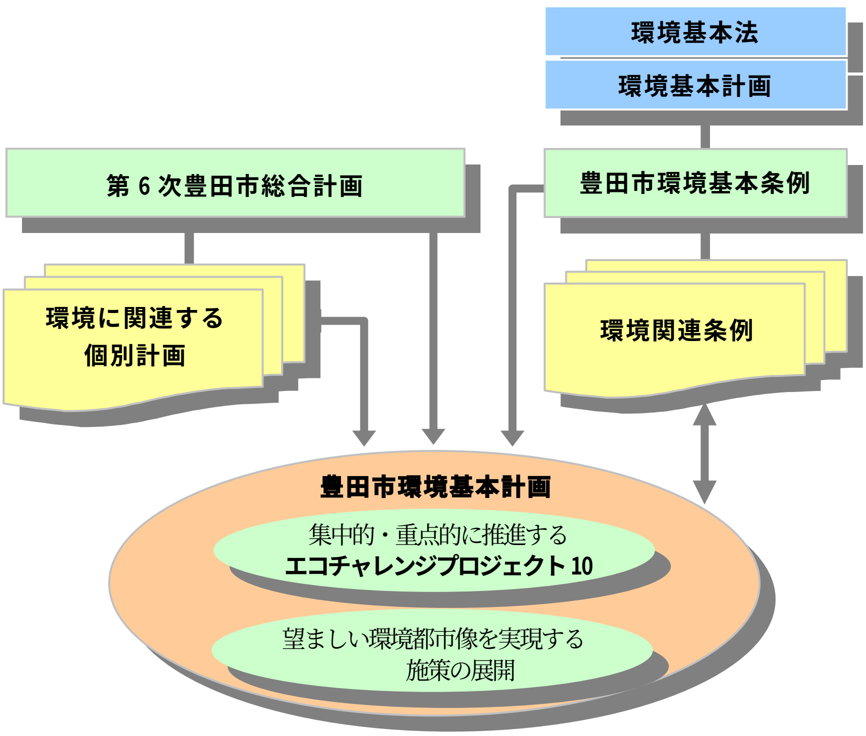

（3）計画の期間

本計画の期間は、2002 年度（平成 14 年度）を初年度とし、第 6 次豊田市総合計画の目標年次と合わせて 2010 年度（平成 22 年度）を目標年次としています。

（4）計画の構成

【望ましい環境都市像を実現するために】

豊田市環境基本計画は、計画期間中においてめざすべき 4 つの「望ましい環境都市像」と 6 つの「基本目標」を明らかにしています。

この「望ましい環境都市像」の実現をめざし、基本計画全体をリードするための 10 のプロジェクトを「エコチャレンジプロジェクト」として位置づけています。

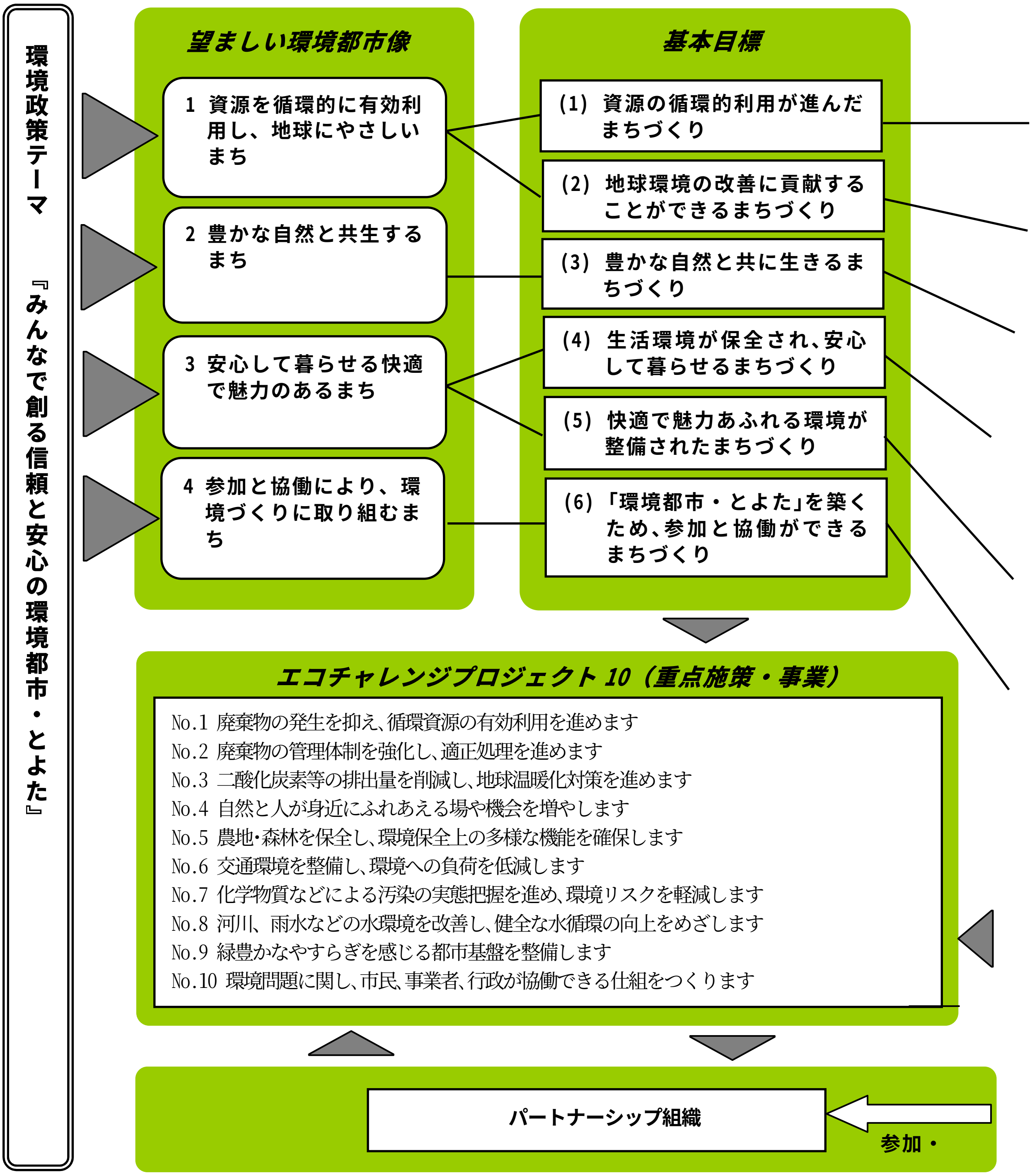

「エコチェレンジプロジェクトの役割」

エコチャレンジプロジェクトは、「施策の展開」の中からプロジェクトを推進するための重点施策・事業を抽出し、計画期間の前半５年間で短期的かつ重点的に実施するものです。

エコチャレンジプロジェクトは、計画期間の前半をリードする施策・事業の集合体ともいえます。

施策の展開

①廃棄物の発生抑制
②廃棄物の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の促進
③廃棄物の適正処理
④廃棄物に関する情報公開、管理・監視体制の強化

①地球温暖化対策
②オゾン層保護対策
③酸性雨対策
④世界の森林保護対策

①水循環の向上
②水資源の保全
③多様な生態系の保全と育成
④自然とのふれあい空間の形成
⑤農地・森林の保全と農林業の活性化

①環境に配慮した総合交通体系の整備
②大気汚染の防止
③水質汚濁の防止、河川等の水質浄化
④土壌・地下水汚染、地盤沈下の防止
⑤騒音・振動、悪臭などの防止
⑥近隣公害対策
⑦化学物質対策

①環境に配慮した都市基盤の整備
②快適な都市景観の創造
③緑のネットワークの形成
④環境保全型産業の育成
⑤防災対策の充実

①環境情報の提供
②環境教育、環境学習の充実
③環境保全活動に対する支援の強化
④市民、事業者、行政との連携強化
⑤行政の率先行動

市民・事業者・行政の行動指針

・協働

庁内の推進・管理体制

第２章　エコチャレンジプロジェクトの進捗状況

プロジェクト１　廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
一般廃棄物（可燃系）の減量化量	24,566 トン　（前年度比：＋1,538）
一般廃棄物（不燃系）の埋立量	13,707 トン　（前年度比：－6,597）

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業	とよたエコライフ倶楽部をとおして普及啓発を推進（大型食料品店買物袋持参率：26.1%、共通シール発行：約 800 万枚）（環境政策課）
家庭ごみ（可燃）の減量化・資源化の推進	ストックヤード数（累計 388 基）、リサイクルステーション数（17 箇所）、集団回収量（8,023 t）（清掃管理課）
容器包装リサイクル法に基づく分別収集事業	プラスチック製容器包装の分別収集を開始（清掃管理課）
食品循環資源の再生利用等の促進	生ごみ処理機等購入費補助（865 基）、地域生ごみ減量化補助（238 世帯）、生ごみの減量に関する啓発活動の継続（清掃管理課）
家庭ごみ（不燃）の減量化の推進	分別区分の変更による埋めるごみ該当品目の縮小を実施（清掃管理課）
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の策定指導事業	継続的に処理計画の策定を指導（廃棄物対策課）

プロジェクト２　廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
市内ＰＣＢ廃棄物の処理の推進	新たに 3 社と収集運搬協定を締結（累計 18 社）
環境への負荷を最小限にしたごみ焼却場の完成	完成、19 年 4 月供用開始

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
事業場に対する指導体制の強化	市産廃適正処理条例に基づき指導（廃棄物対策課）
不法投棄監視制度の拡充及び整備	不法投棄パトロール隊（170 団体）、まちの美化活動団体（211 団体） ※不法投棄：処理件数 2,013 件、処理量 186 トン（清掃業務課）
新清掃工場建設事業	完成、19 年 4 月供用開始（清掃管理課）
新不燃物最終処分場建設事業	完成、18 年 4 月供用開始
ＰＣＢ廃棄物の処理対策の推進	大気 2 地点、水質 2 地点、土壌 1 地点、底質 2 地点のモニタリング調査実施 豊田市ＰＣＢ処理安全監視委員会の開催（環境保全課）
廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化	市産廃適正処理条例に基づく立地規制の強化（廃棄物対策課）
県外産業廃棄物搬入事前届出制度の強化	市産廃適正処理条例に基づき指導（廃棄物対策課）

プロジェクト３　二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
市内の住宅用太陽光発電システム設置数（12 年度以降は、市補助件数）	2,229 戸　（前年度比：+318）

市内の低公害車普及台数 （市補助件数）	3,024 台　（前年度比：+458）
市事業に基づく温室効果ガス排出量	11,607 万 kg-CO2 (18 年度実績)

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
新エネルギー普及促進事業	太陽光発電システムの導入（美山小学校（教育行政課）西部体育館、井上公園水泳場（スポーツ課）） 太陽熱システム（保見交流館（生涯学習課））
省エネルギービジョンの推進	他計画等と整合性を取り、省エネルギーの導入を促進（環境政策課）
低公害車等普及促進事業	公用車への低公害車の率先導入 (電気自動車 2 台、天然ガス車 33 台、ハイブリッド車 65 台) （(総)庶務課等）
市の事業活動における地球温暖化防止実行計画の推進	環境率先行動の推進 (四半期に 1 回の全職員による自己評価、約 9 割の部門でＡ評価) （環境政策課）
地球環境問題に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業	とよたエコライフ倶楽部活動（環境政策課）

プロジェクト４　自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
「自然観察の森」年間来場者数	16,446 人　（前年度比：-1,674）（市民ニーズの把握不足）
多自然型河川（広沢川等）　年間整備総延長	60 メートル　（前年度：230 メートル）

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
自然環境基礎調査事業	新市域の自然環境に関する基礎調査の実施（環境政策課）
自然観察の森再整備事業	ガイドボランティア養成・登録（10 名）、子どもわくわく自然学習（3 回） とよた自然わくわくクラブ活動（21 回）（環境政策課）
生きものと共生する地域づくり推進事業	自然保護活動団体の育成・支援（環境政策課）
親水護岸、せせらぎ水路等多自然型水辺づくりの推進	安永川流域水辺環境促進協議会を設立し、環境基本設計を策定（河川課）
多自然型河川整備の推進	普通河川（広沢川等）の多自然型河川整備の実施（河川課）

プロジェクト５　農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
農業振興地域の面積	18,105 ヘクタール　（前年度との差：－11 ヘクタール）
環境林整備事業で管理する森林面積	延べ 125.17 ヘクタール（他事業と統合）

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
自然循環機能増進総合対策事業（～H16） 環境保全型産地形成対策事業（H15～）	（事業終了） 梨園(6 戸、344a) (農政課)
環境に配慮したほ場整備事業	若園南部地区、上郷東部地区（事業終了）（農地整備課）
農村自然環境整備事業	枝下用水パイプライン上部の緑化施設を整備（事業終了）（農地整備課）
環境林整備事業	延べ 125.17 ヘクタール整備（他事業と統合）

間伐材の利用促進事業	公共工事、公共施設への積極的利用（森林課）

プロジェクト６　交通環境を整備し、環境への負荷を低減します

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
大気環境中の二酸化窒素濃度	0.04ppm 以下の維持

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
自動車 NOX・PM 法に基づく具体的施策の推進	ディーゼル車等の規制適合車への買替促進補助金交付（16 台） （事業終了）（環境保全課）
交通環境対策推進事業	大気汚染 2 地点、騒音 5 地点、振動 3 地点で調査実施 結果を報道機関、ホームページで公表（環境保全課）
豊田都市圏新渋滞対策事業	普及啓発活動の実施と事業所等との共働による参加者の拡大（交通政策課）
パーク・アンド・ライド駐車場整備事業	パーク・アンド・ライド駐車場整備工事を継続して実施（末野原、八草（完了）、保見（完了））（交通政策課）
道路交通情報システム高度化推進事業	交通情報の提供継続（交通政策課）
生活交通確保対策事業	基幹バスの運行（交通政策課）

プロジェクト７　化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
化学物質の使用・排出量の把握事業所数	185 社
大気、水質及び土壌中のダイオキシン類濃度	環境基準達成

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
事業者への化学物質適正管理の指導促進	ＰＲＴＲ法に基づく届出の周知 有害物質使用工場の立入（56 事業所）（環境保全課）
リスクコミュニケーションの場づくりの推進	豊田市ＰＣＢ処理安全監視委員会の設置、開催（3 回）（環境保全課）
土壌・地下水汚染に関する事業者の浄化対策の促進	有害物質使用工場立入（44 事業場）土壌汚染対策法等 に基づく土壌・地下水汚染の報告（4 社）（環境保全課）
ダイオキシン類の発生抑制の促進	立入指導（93 施設）、測定結果報告（排出ガス・排水（51 施設）、ばいじん等（16 施設））、行政検査（3 施設）（環境保全課）

プロジェクト８　河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
水道水源保全事業で管理する森林面積	事業区域の選定
下水道普及率	60.9%（平成 20 年 4 月 1 日現在）　（前年度比：+2.6）

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
水道水源保全事業の推進、拡大	事業区域の選定、合併浄化槽補助制度への上乗せ補助制度の実施（実績 33 基）（水道管理課）
雨水流出抑制施設整備の推進	雨水貯留施設設置（実績 71 基）（下水道管理課、河川課）

公共用水域における環境モニタリング調査	水質汚濁環境モニタリング調査の実施（環境保全課）
下水道整備の推進	普及率 60.9%（平成 20 年 4 月 1 日現在）（下水道建設課）
高度処理型合併処理浄化槽の設置促進	高度処理型合併浄化槽設置（実績 247 基）（下水道管理課）

プロジェクト９　緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
市民一人あたりの都市公園面積	10.56 ㎡／人 （前年度比：+0.09）

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
豊田市駅前通り地区市街地再開発事業	東棟の住宅棟 16 階まで完成（都市再開発課）
市営住宅建替改善計画の策定及び事業実施	断熱性の配慮や駐車場に透水性舗装を施した住宅建替事業の推進（住宅課）
緑豊かな都市計画道路、市道の整備	透水性舗装・植栽等による道路の整備（街路課）
道路法面緑化整備の推進	市道新設・改良整備のうち、対応可能路線について継続的に実施（土木課）
総合公園整備事業	扶桑公園施設整備（公園課）
都市緑地、風致公園整備事業	市街地における緑地や、矢作台風致地区の整備（公園課）
豊田ジャンクション高架下公園整備事業	トイレの設置等（幹線道路推進課）

プロジェクト１０　環境問題に関し､市民､事業者､行政が協働できる仕組をつくります

環境指標

指標名（単位）	平成 19 年度実績
環境指導者登録者数	126 人（前年度比：±0）
環境保全協定（公害防止協定）締結事業所数	85 社

重点施策・事業

施策・事業名	平成 19 年度実績
環境学習拠点整備事業	市民ボランティアを主体とした運営及び自然観察の森との連携による事業の実施（環境政策課）
環境指導者養成事業	環境学習リーダー養成講座等、環境学習の各種講座の実施（環境政策課）
学校教育における環境教育の推進	環境学習出前講座の実施（職員・ボランティアを学校に派遣） （環境政策課）
環境学習ネットワーク事業	学校が実施する水生生物調査などに市民ボランティアを派遣（環境政策課）
環境保全協定の締結事業	庁内検討会議 2 回、事業者との協議８回（環境保全課）
とよた環境市民会議の運営	とよたエコライフ倶楽部役員会及び運営委員会の開催（環境政策課）
環境ＮＰＯ（ボランティア団体）との協働、支援事業	環境学習施設の施設運営業務を委託（環境政策課）

第　２　部

各　　論

第１章　資源の循環的利用が進んだまちづくり

第 1 節　廃棄物の発生抑制

１　ごみ処理量

豊田市において、平成 19 年度に市が処理したごみ（一般廃棄物）の量は、合計 13.0 万t、一人 1 日当たりのごみ排出量（排出量原単位）は 848gでした。平成 18 年度に比べ、排出量は年間約 250 t増加しましたが、不燃ごみが約 2,270t 減り、資源が約 1,890t 増えました。その要因は、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したこと及び容器包装以外のプラスチックごみの分別方法を変更したことによるものと考えられます。（清掃管理課）

1日当たりのごみの量	一人1日当たりのごみの量	一人1年当たりのごみの量
355ｔ	848ｇ	310 kg

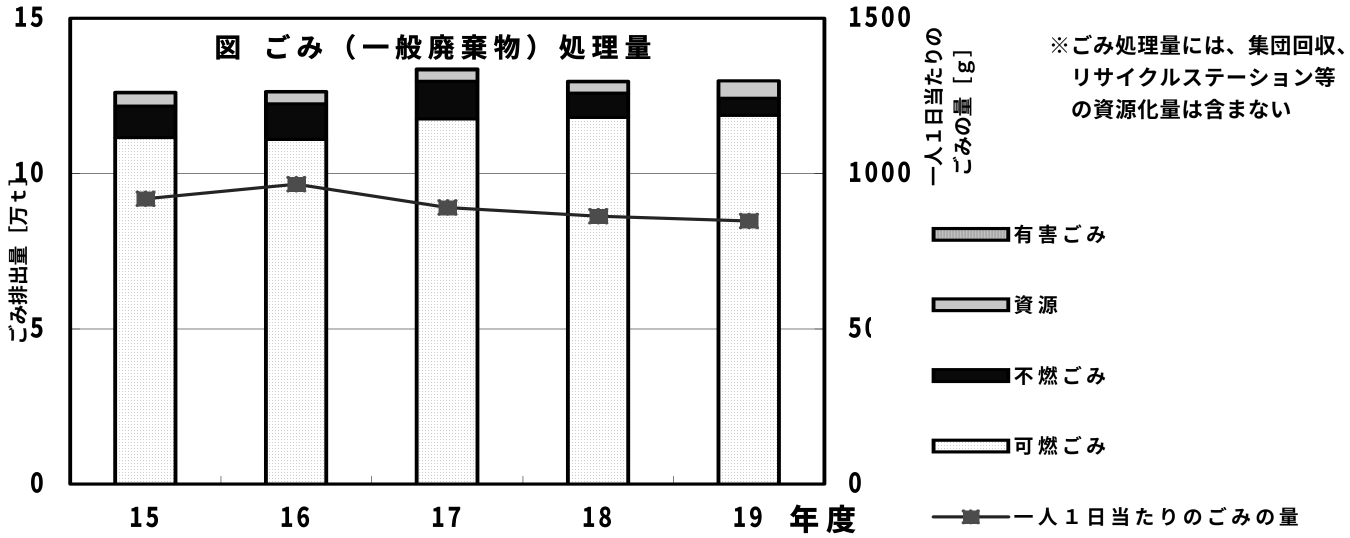

図　ごみ（一般廃棄物）処理量

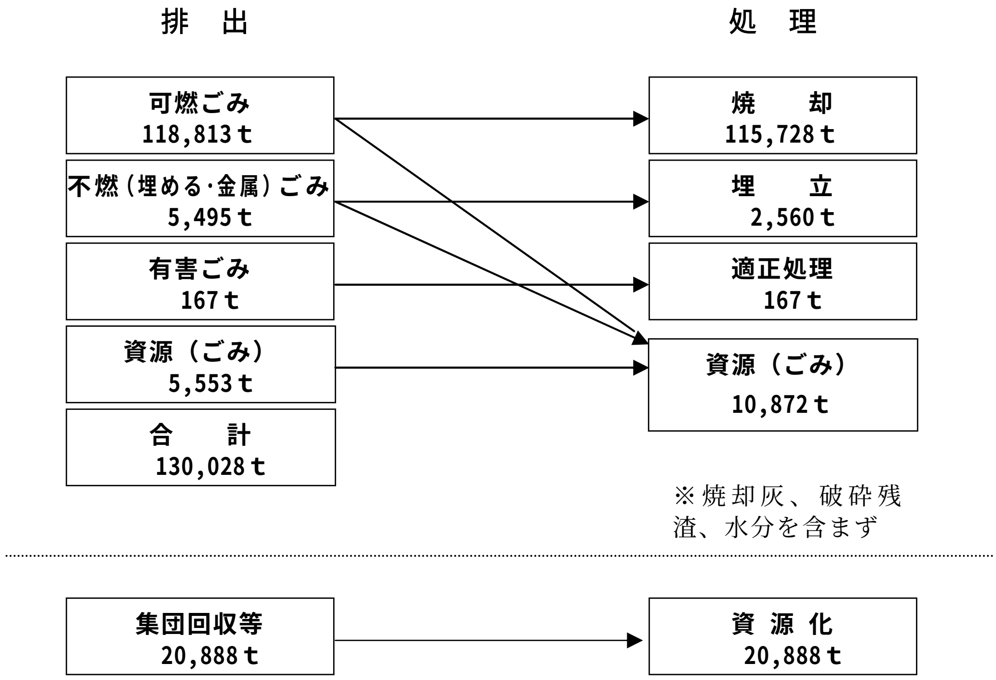

図　ごみ（一般廃棄物）処理フロー（平成 19 年度）

2　ごみ減量化に向けた取組

資源のリサイクル・ごみ減量研修会や施設見学会の開催、パンフレットの作成や市広報へのリーフレット折込み等により、ごみ減量の意識啓発に努めました。（清掃管理課）

資源のリサイクル・ごみ減量の出前講座 ごみ減量・リサイクルの意識啓発、資源・ごみの正しい分け方、出し方の研修のため、自治区や各種団体と共催 ○平成 19 年度…30 回開催　1,548 人	パンフレット等による啓発 ○『資源・ごみの分け方、出し方』カレンダー ○『資源・ごみの分け方、出し方ガイドブック』 ○小学校 4 年生用社会科学習資料 『ごみってなんだ？リサイクルってなあに？ 文太と良夫のゴミックアドベンチャー』 ○『粗大ごみの出し方』 ○『リサイクルステーションを利用しましょう』 ○旧合併町村用『ごみ分別カレンダー』
推進月間の啓発活動 ○環境委員情報交換会 （5 月 24 日～6 月 3 日）	
清掃施設の見学会 小学 4 年生を始め各種団体が渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、グリーン・クリーンふじの丘を見学 ○平成 19 年度…326 回、計 12,853 人	

3　事業者との連携

（1）レジ袋無料配布中止

本市では、事業者、エコライフ倶楽部及び行政が共働して、ごみの排出量の削減を図り、豊かな自然や良好な環境を貴重な財産として、未来の世代に引き継ぐことを目的に、レジ袋無料配布中止モデル事業を実施するとともに、「レジ袋有料化準備会」を立ち上げ、レジ袋の大幅な削減とマイバッグ持参運動推進のための検討を重ね、平成 20 年 4 月 1 日から市内全域で「レジ袋の無料配布中止」の取り組みを行うこととしました。

平成 20 年 2 月 23 日に、レジ袋削減に関する協定を締結し、平成 20 年 4 月 1 日から 34 事業者 70 店舗で本格実施することになりました。

（2）お店と市民の「地球にやさしい」申合せ書

消費者及び事業者が一体となって、環境を保全し、緑豊かな地球を次世代に引き継ぐことを目的に平成 12 年 10 月 1 日に市内の食料品を扱う大規模店舗 27 店との間で申合せ書の締結を行ったが、5 年が経過したため、締結内容、締結店舗を見直し、平成 19 年 2 月 25 日に新たに 43 店と申合せ書の締結を行いました。

締結内容は、事業者の消費者への取組みとして、環境にやさしい商品を積極的に販売すること、レジ袋の削減や簡易包装を推進することを定め、事業者自らの取組みとして、リサイクル、ごみの減量の推進、省エネルギーや新エネルギーの率先した導入、社員への環境教育や啓発活動の実施など具体的な取組みを定めています。

（3）エコストア宣言店

エコストア宣言制度を実施し、環境に配慮した店舗の普及を図っています。
平成 19 年度末宣言店数は 463 店です。

第２節　廃棄物の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

資源化とリサイクル

平成 19 年度の資源化量は 31,517t、リサイクル率は 20.9%でした。平成 19 年度から開始したプラ製容器包装の分別収集や資源化施策により、資源化量・リサイクル率が上昇しました。
（清掃管理課）

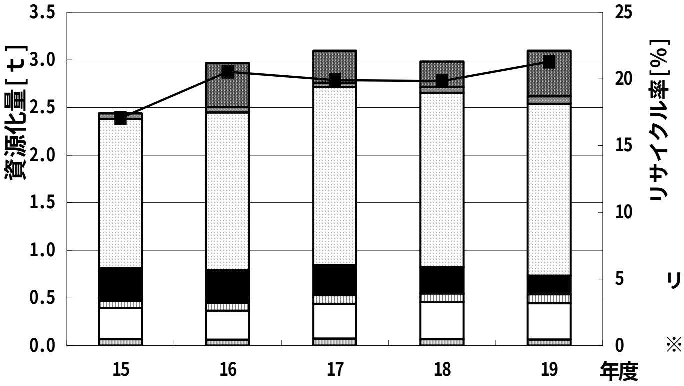

図　資源化量とリサイクル率

リサイクル率[%]
＝資源化量÷排出量
※ごみ処理量には、集団回収、リサイクルステーション等の資源化量を含む

資源の日分別収集

資源の日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトルを分別収集しています

Ｏ平成 19 年度実績 … ガラスびん 2,382t
飲 料 缶 172t
ペットボトル 390t
プラスチック製容器包装 2,215t

不燃ごみリサイクル事業

金属ごみ及び不燃性粗大ごみを民間処理施設で破砕処理し、金属を回収、リサイクルしています

Ｏ平成 19 年度実績 … 2,510t

搬入ごみ資源回収

グリーン・クリーンふじの丘、藤岡プラントに自己搬入された資源・金属ごみ等を、選別・回収しています

Ｏ平成 19 年度実績 … ガラスびん 493t
飲 料 缶 56t

集団回収

学校や子ども会など、集団（廃品）回収を実施した団体に、回収量に応じて報奨金を交付しています

Ｏ平成 19 年度実績 …8,023t

リサイクルステーション

大型店舗の駐車場等 17 か所に常設ステーションを設置し、古紙類、古布、飲料缶、ペットボトル、びん等を回収しています

Ｏ平成 19 年度実績 … 古 紙 類 9,710t
古　　布 568t
飲 料 缶 422t
ペットボトル 563t
ガラスびん 916t
プラスチック製容器包装 183t

Ｏリサイクルステーション設置場所（17 か所）

・ジャスコ豊田店　・フィールフードメッセトヨタ店
・メグリア本店　・豊田市運動公園陸上競技場北東
・Aコープ畝部店　・渡刈クリーンセンター東伊勢湾岸道高架下
・東山体育センター　・ふじのさと南側(藤岡飯野町)
・三洋堂書店梅坪店南　・メグリア藤岡店(西中山町)
・スーパーやまのぶ若林店　・Aコープ下山店(大沼町)
・愛環鉄道三河上郷駅高架下　・愛環鉄道保見駅高架下
・愛環鉄道四郷駅マレットゴルフ場　・アピタ豊田元町店
・小原支所

リサイクルの家設置事業

ごみの資源化と減量化を図るために、自治区にリサイクルの家を設置し、古紙やアルミ缶等の資源類を一時的に保管する場所としています

Ｏ実績…平成 4 年度から累計 192 自治区 388 基
平成 19 年度 20 自治区 23 基

資源行政回収

崇化館地区及び旧町村の一部で、古紙・古布等の資源を回収しています

Ｏ平成 19 年度実績 … 古紙類 473t
古 布 30t

生ごみ処理機器購入補助制度

家庭から出る生ごみを家庭で処理するために、生ごみ処理機器の購入に補助金を交付しています

・補助対象…豊田市に住所のある人が、愛知県内の販売店で購入した場合。ただし、処理機は1世帯につき1基
・手　　続…購入→申請→補助金交付
・補 助 額…購入費の 1/2 上限 30,000 円
・実　　績…平成 19 年度 堆肥化容器 288 基
処理機 577 基

せん定枝等の資源化

せん定枝や刈草を民間の堆肥化施設へ搬入し、堆肥化等として再利用しています

Ｏ平成 19 年度実績 … 2,411t

地域生ごみ減量化支援事業

家庭から排出される生ごみを地域で自主的に減量化及び資源化に取り組む団体に、諸経費を補助します

Ｏ平成 19 年度実績 … 17 団体（238 戸）

第３節　廃棄物の適正処理

１　一般廃棄物

（１）ごみ処理

本市のごみ処理事業は、家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）については、直接市が収集しています。事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物）については、事業者による処理施設への直接搬入、又は許可業者が収集、運搬し、その処理を市の処理施設で行っています。

（２）分別収集の実施

家庭から排出されるごみについては、平成 9 年 4 月から、資源とごみの 7 分別 9 種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。（清掃業務課）

【ステーションの数】平成 20 年　4月　1 日現在
O資源ステーション　…………………　1,524 か所
O分別ごみステーション
燃やすごみ用　…………　4,477 か所
金属ごみ・埋めるごみ用　…………　4,429 か所

表　資源・ごみの分別

分　別		収　集	出し方など	
資　源	ガラスびん	月 1 回 (資源の日)	資源ステーション	
	飲料缶			
	ペットボトル			
有　害　ご　み		月 1 回		
燃　や　す　ご　み		週 2 回	指定ごみ袋 （緑文字）	分別ごみ ステーション
金　属　ご　み		月 1 回	指定ごみ袋 （青文字）	
埋　め　る　ご　み		月 1 回	指定ごみ袋 （赤文字）	
プラスチック製 容　器　包　装		週 1 回	指定ごみ袋 （黒文字）	
粗　大　ご　み		申込制	戸別有料収集	

（３）指定ごみ袋

本市では、昭和 42 年に市指定ごみ袋（紙製）を採用、平成 5 年に半透明のポリエチレン製袋に変更しました。現在の指定袋は、平成 17 年 7 月より形状をレジ袋型に変更し燃やすごみ用（緑文字）、金属ごみ用（青文字）、埋めるごみ用（赤文字）の 3 種類、平成 19 年 4 月よりプラスチック製容器包装（黒文字）を加えた 4 種類で、自治区を通じてあっせん販売するとともに、市内のスーパーなどでも販売しています。自治区あっせん販売価格は、平成 14 年 4 月から 1 パック（大は 20 枚入り、小は 30 枚入り）200 円から 150 円に変更しました。（清掃業務課）

リサイクルステーション

資源の収集

（４）ごみ処理施設

一般廃棄物の処理施設

【豊田市施設】	【豊田三好事務組合（旧豊田加茂広域市町村圏事務処理組合）施設】
渡刈クリーンセンター〔ごみ焼却処理〕 所在地…豊田市渡刈町大明神 39－3 処理方式…全連続燃焼方式 能力…405t/24h（135t/24h×3 炉） 藤岡プラント〔ごみ焼却処理〕 所在地…豊田市下川口町奥山 516－4 処理方式…全連続燃焼方式 能力…90t/24h	グリーン・クリーンふじの丘〔ごみ埋立処分〕 所在地…豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 1161-89 面積…52ha　全体容量…125,000m³ 砂川衛生プラント〔し尿・汚泥処理〕 所在地…西加茂郡三好町三好丘 4－19－15 処理方法…標準脱窒素処理方式＋高度処理 処理能力…200kℓ/日 【逢妻衛生処理組合施設】 逢妻衛生処理場〔し尿・汚泥処理〕 所在地…豊田市前林町前越 1 処理方法…浄化槽汚泥専用処理方式 標準脱窒素処理方式 ＋高度処理 処理能力…350kℓ/日

（５）し尿処理

し尿収集は市の直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、し尿の収集はくみ取り確認券の購入によって行っています。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、砂川衛生プラント及び逢妻衛生処理場にて行っています。

し尿くみ取り世帯数は平成 19 年度末現在 4,351 世帯で、平成 19 年度のし尿処理量実績は 19,599kℓ、汚泥処理量実績は 105,123kℓでした。し尿くみ取り世帯数及びし尿処理量は、浄化槽や下水道への切替えが進んでいることから、年々減少しています。（清掃業務課）

2　産業廃棄物

本市は中核市として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に基づく排出事業者の指導、産業廃棄物処理業者等への許可、監視・指導等の産業廃棄物処理に関する事務を行っています。

循環型社会の構築のための一側面として、産業廃棄物の発生抑制や適正処理に伴う環境負荷の低減とリサイクルによる減量化の一層の促進に向け、積極的な指導、啓発等を展開するとともに、市民が安心して暮らすことができるよう、廃棄物処理に係る苦情等へもきめこまかな対応を行っています。(廃棄物対策課)

(1)産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

市内の産業廃棄物処理業者数は、下表のとおりです。なお、平成 17 年度は、4 月に周辺町村と合併したことから、豊田市長のみなし許可が発生し処理業者数が大幅に増加しましたが、平成 18 年度以降は、合併によるみなし許可を取得した事業者のうち本市での許可を不要とする事業者が更新の手続を行わなかったことにより減少しています。

表　産業廃棄物処理業者数(各年度末現在)

種　類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合　計		
年　度	17 年度	18 年度	19 年度	17 年度	18 年度	19 年度	17 年度	18 年度	19 年度
収集運搬業	4,807	4,306	3,887	498	452	430	5,305	4,758	4,317
処分業	87	82	80	7	6	5	94	88	85
合　計	4,894	4,388	3,967	505	458	435	5,399	4,846	4,402

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

表　産業廃棄物中間処理施設設置状況(各年度末現在)

中間処理の形式	処分業での施設数			自社処理での施設数			合　計		
年　度	17 年度	18 年度	19 年度	17 年度	18 年度	19 年度	17 年度	18 年度	19 年度
汚泥の脱水	3	2	2	36	34	33	39	36	35
汚泥の焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
汚泥の乾燥	2	1	0	0	0	0	2	1	0
廃油の油水分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却	2	2	2	5	5	5	7	7	7
廃酸・廃アルカリの中和	0	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチックの破砕施設	2	4	5	5	2	2	7	6	7
廃プラスチックの焼却	3	3	2	3	4	4	6	7	6
汚泥のコンクリート固化	1	1	0	0	0	0	1	1	0
産業廃棄物の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラを除く)	5	5	4	3	2	2	8	7	6
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	21	21	18	54	49	48	75	70	66

表　産業廃棄物最終処分場設置状況（各年度末現在）※

処分場の形式	処分業での施設数			自社処理での施設数			合　計		
年　度	17 年度	18 年度	19 年度	17 年度	18 年度	19 年度	17 年度	18 年度	19 年度
しゃ断型	0	0	0	1	1	1	1	1	1
安定型（3,000m² 以上）	4	4	4	0	0	0	4	4	4
管理型（1,000m² 以上）	4	4	4	0	0	0	4	4	4
計	8	8	8	1	1	1	9	9	9

※ 既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。
しゃ断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水としゃ断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さいなどを埋立処分できる処分場。
安定型最終処分場：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。
管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染する恐れのある産業廃棄物でも埋立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

（２）自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、平成 17 年 1 月 1 日から使用済自動車を再資源化するための引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破砕業の許可が必要となりました。

本市においても、これらの業の登録・許可に関する事務によって下記の事業所数の登録・許可をしています。

表　自動車リサイクル法に基づく事業所数（平成 19 年度末現在）

登録		許可	
引取業	フロン回収業	解体業	破砕業
295	101	20	11

（３）（財）豊田加茂環境整備公社

豊田市及び三好町内の企業等から排出される廃棄物の適正な処理を推進し、地域生活環境の保全及び産業の健全な発展を図ることを目的として、平成元年に第三セクターの（財）豊田加茂環境整備公社（旧名称:(財)豊田加茂産業廃棄物処理公社）が設立され、平成 4 年から御船産業廃棄物処分場（管理型最終処分場）で埋立て処分を開始しています。現在、市内企業を中心に 100 余社から排出される燃え殻、鉱さい、廃プラスチック類、汚泥などの埋立処分を行っており、平成 9 年度から 2 か所、平成 15 年度から 1 か所、計 3 か所の圏域内の清掃工場から排出される一般廃棄物の焼却灰もあわせて埋立処分しています。

平成 19 年度の廃棄物総受入量は約 33,000t で、このうち約 24,000t が産業廃棄物、約 9,000t が一般廃棄物の焼却灰でした。産業廃棄物は、前年度と比較して約 12％の減少となり、平成 16 年度から連続して減少しています。

表　廃棄物受入実績

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
産業廃棄物	39,000t	32,000t	27,000t	24,000t
一般廃棄物	12,000t	12,000t	10,700t	9,000t
総受入量	51,000t	44,000t	37,700t	33,000t

３　豊田ＰＣＢ廃棄物処理事業

（１）経緯

本市は、平成12年9月、市内に保管及び使用中の電気機器等に含まれるPCBについて、その処理のあり方を審議するために豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会を設置し、検討してきました。この動きを踏まえ、平成 13 年 4 月に国から、平成 14 年 6 月に愛知県から東海 4 県のPCB廃棄物広域処理施設の候補地として立地の協力要請がありました。

これを受けて、市では、予定地の周辺と逢妻男川流域の併せて19自治区の区長及び区役員等に説明を行いました。また、市議会各派に対しては、関係自治区への説明状況を含めて、逐次説明を行いました。各派からは安全性の確保を重視した見解書や意見が出されました。

これらを勘案して検討した結果、広域処理施設の立地要請の受入方針を決定し、説明会での意見等を反映した受入条件を付して、平成 14 年 9 月に愛知県、10 月に国に対して受入回答を行いました。

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 17 年 8 月 15 日に処分業の許可を出し、これを受けて日本環境安全事業（株）は平成 17 年 9 月 1 日に豊田PCB廃棄物処理施設の操業を開始しました。（環境保全課）

（２）豊田ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定

平成 16 年 4 月 27 日に、豊田PCB廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、具体的な実務や手順を定めた「豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を日本環境安全事業（株）と本市との間で締結しました。（環境保全課）

（協定の特徴）

- ・事業に伴う大気汚染や水質汚濁等を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努める。
- ・事故等により有害物質が外部に排出された場合等、日本環境安全事業（株）は処理施設の停止を含めた措置等を講じるとともに、市へ報告する。
- ・環境保全上支障が認められる時、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できる。
- ・日本環境安全事業（株）は運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市へ報告する。
- ・処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開する。

（３）豊田市ＰＣＢ処理安全監視委員会

本市ではPCB廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市PCB処理安全監視委員会」を平成 15 年 10 月 3 日に設置しました。市民参加の監視を推進するため、安全監視委員会には、周辺自治区代表と公募の市民も委員として参加しています。

平成 19 年度は PCB 漏洩事故後の再発防止対策及び操業再開後の状況報告等について 3 回開催しました。（環境保全課）

（４）事業概要

事業主体	日本環境安全事業（株） 100％国出資特殊会社
施設立地場所	細谷町 3 丁目 1 番 1
処理対象	東海 4 県のPCB廃棄物（高圧トランス、高圧コンデンサ等）
処理方式･処理能力	脱塩素化分解法･最大 1.6t／日（PCB分解量）
事業の期間	処理の開始　平成 17 年 9 月 1 日 事業の完了　平成 28 年 3 月（予定）

（５）豊田ＰＣＢ廃棄物処理の操業状況について

平成 17 年 11 月 21 日に発生した PCB 漏洩事故及び平成 19 年1月 14 日に発生した冷却水の漏洩により、PCB廃棄物処理施設は二度運転停止をしましたが、改善対策により平成 19 年 6 月 28 日の運転再開以降は大きな不具合も無く順調に運転をしています。（環境保全課）

第４節　廃棄物に関する情報公開、管理・指導体制の強化

１　一般廃棄物の適正処理指導

（１）不法投棄物の回収処理

市民からの不法投棄情報の収集、迅速な投棄物の回収を行い、更なる投棄の防止を行いました。

処理件数 2,013 件　　処理量 186t

（２）美化活動団体の拡大と活動支援

市民等のまち美化意識を高め、不法投棄パトロール隊、まちの美化活動団体の拡大を進めるとともに、活動に必要な資材の支給、活動によって集められた投棄物の回収などの支援を行い、まち美化を進めました。

不法投棄パトロール隊 170 団体 2,613 人

まちの美化活動団体 211 団体 10,854 人

（３）不法投棄パトロール員の設置

不法投棄パトロール員 10 人（5 班体制）で、パトロール活動、市民等の美化活動の支援を行い、まち美化を進めました。

（４）不適正処理の指導

不法投棄については、警察等と連携して投棄者の調査を行い、注意、原状回復等の指導、処分を行いました。

指導件数 8 件（投棄者原状回復 5 件）

（５）不法投棄対策連絡会の設置

不法投棄対策連絡会を 2 回開催し、警察、道路・河川・公園等の管理者、ごみの収集担当部署等との情報交換を行い、行政としての取組みを進めました。

2　産業廃棄物の適正処理指導

（１）適正処理指導

廃棄物処理施設の適正な維持管理指導のために、排出事業者及び廃棄物処理業者の施設に立入り検査を行い、適正処理指導を行いました。

（２）不適正処理の防止

野焼きや不法投棄などの不適正処理の防止、及び許可業者の適正処理推進のためにパトロールを行い、延べ1,236の事業場に立ち入りました。また、関係機関、関係部署との連携を図り対応しました。

産業廃棄物処理施設等の適正な維持管理指導のために、処理業者及び産業廃棄物処理施設等に立入検査を行いました。

定期立入事業場 249 件、その他立入事業場数 783 件

表　立入状況

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
排出事業者及び廃棄物処理業者	118	200	629	249
パトロール	689	814	678	987
合計	807	1,014	1,307	1,236

（３）不法投棄等の通報体制づくり

本市は、平成13年に市内の郵便局及びタクシー協会と不法投棄に関する覚書を締結していましたが、周辺町村との合併を契機に内容と協力事業所を整理・統合することで、より一層市民の安全と安心の確保と地域環境の保全を図ることを目的として、平成 18 年 1 月 27 日に、日頃市内において幅広く業務を行っている5団体（愛知県タクシー協会豊田支部、中部電力㈱豊田営業所、豊田森林組合、郵便局、猟友会）と「通報に関する覚書」を締結しました。

平成 19 年度は、不法投棄の通報 2 件の通報があり、撤去するなどの対応をしました。

表　5 団体からの通報件数

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
件数	5	4	2

（４）苦情相談への対応

市民・企業等から平成19年度に寄せられた産業廃棄物に関する苦情の総件数は268件で、前年度と比較して 57 件増加しました。苦情の主な内容としては、廃棄物の野焼き、不法投棄、農地等への不法埋立て等です。

（５）不適正処理に関する行政処分

パトロールや市民等からの通報や苦情、立入検査等によって不適正処理事案が発見されることがあります。発見後は、速やかに原因者に対して その行為を中止し原状回復措置を求める指導や許可の取消しなどの行政処分を行っています。平成 19 年度は、排出事業者及び処理業者等に対し、指導票による改善指導 77 件、改善勧告 11 件の計 88 件の行政指導と、改善命令 1 件、20 事業者への処理業の許可取消などの行政処分を行い、不適正処理事案を改善しました。

（６）「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出等

平成 18 年 10 月に施行された「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき、各種届出等を受理しました。

表　条例に基づく届出件数

届出の種類	件数
県外産業廃棄物搬入	249
特定産業廃棄物保管	4
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	29
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	2
小規模処理施設設置	14
説明会開催	11
計画内容周知	10
廃棄物処理施設設置事業計画書･環境保全対策書	3

（７）ＰＣＢ廃棄物の適正保管に関する調査・公表

PCB特別措置法に基づき、市内の事業場からPCBを含む廃棄物の保管状況、PCB使用製品の使用状況の届出を受け、公表しました。この調査の結果、PCB廃棄物保管事業場数は 301、PCB使用製品使用事業場数は 49 ありました。また、日本環境安全事業（株）によるPCB廃棄物の処理により、市内で保管されていた約 1,700 台の高圧コンデンサが適正処理されました。

第２章　地球環境の改善に貢献することができるまちづくり

第１節　地球温暖化対策

１　新エネルギーの導入

（１）公共施設への自然エネルギーの導入

自然エネルギーは、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであり、地球環境保全の観点から、積極的な導入が求められています。

豊田市では自然エネルギーを公共施設に率先的に導入することにより、産業分野等への導入促進、普及に貢献していくとともに、市民に地球温暖化防止対策の必要性を啓発し、自然エネルギーの一般家庭への普及を図っております。平成 19 年度は、新たに美山小学校、豊田市西部体育館及び井上公園水泳場に太陽光発電システムを導入しました。

表　公共施設における太陽光発電システム設置状況

導入年月	公共施設名	規模
12 年 2 月	西部コミュニティセンター	10kw×1 基
13 年 7 月	豊田スタジアム	40kw×1 基
14 年 1 月	豊田市竜神交流館	10kw×1 基
14 年 3 月	豊田市立美山幼稚園	10kw×1 基
14 年 12 月	豊田市運動公園体育館	10kw×1 基
16 年 3 月	豊田市立伊保小学校	10kw×1 基
16 年 12 月	鞍ケ池公園	3kw×1 基
17 年 3 月	豊田市立岩倉小学校	10kw×1 基
17 年 11 月	豊田市朝日丘交流館	10kw×1 基
17 年 11 月	豊田市美里交流館	10kw×1 基
18 年 3 月	豊田市立挙母小学校	10kw×1 基
18 年 11 月	豊田市立前山小学校	10kw×1 基
18 年 11 月	豊田市西部体育館	20kw×1 基
18 年 12 月	豊田市環境学習施設 eco-T(エコット)	8kw×1 基
19 年 9 月	豊田市井上公園水泳場	10kw×1 基
20 年 1 月	豊田市立美山小学校	10kw×1 基

西部コミュニティセンター
の太陽光発電システム

表　公共施設における風力発電設備設置状況

導入年月	公共施設名	規模
11 年 11 月	豊田市立東広瀬小学校	0.25kw×1 基
17 年 3 月	岩倉小学校	0.45kw×1 基
17 年 3 月	豊田市鞍ケ池公園	0.03kw×2 基
18 年 12 月	豊田市環境学習施設 eco-T(エコット)	0.45kw×3 基
		0.34kw×1 基
		0.76kw×1 基
		0.03kw×1 基

環境学習施設 eco-T（エコット）
の風力発電設備

（2）住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

豊田市では平成 12 年 4 月より、地球温暖化対策に寄与するとともに、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざし、市内における太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行っています。

平成 19 年度の補助件数は 318 件、補助合計額は 89,891 千円でした。

表　住宅用太陽光発電システム設置費補助制度実績

年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	合計
補助件数（件）	90	132	248	288	256	357	396	318	2,085
補助合計額(千円)	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441	115,626	89,891	631,109

【住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度の概要】
O対象者…自ら居住する豊田市内の住宅に発電システムを設置する者（1 世帯 1 回限り）
O補助額…10 万円×出力値（ただし、上限は 30 万円）

（３）風力発電施設の導入

面ノ木風力発電所

平成 17 年 2 月から運転を開始した豊田市稲武町地内の面ノ木風力発電所は、クリーンで枯渇しない風力エネルギーを利用しています。自然エネルギーの導入は、二酸化炭素の削減効果や燃料削減効果をもたらし、地球温暖化防止に寄与しています。

設備概要

定格出力	1,800ｋW（600ｋW×3 基）
風車の直径	44m
風車の高さ	68m（羽根先端までの高さ）
発電開始風速	2.5m／秒
定格出力風速	12.5m／秒
風車機種	ドイツ・エネルコン社製

面ノ木風力発電所

平成 19 年度（平成 19 年 3 月～平成 20 年 2 月）において、2,541,240kWh の電力量を売電しました。これは、豊田市の一般家庭約 480 世帯が 1 年間に使用する電力量に相当します。また、この売電電力量をＮＥＤＯ（独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構）の資料に基づいて試算した結果、次のような環境への導入効果が得られました。

〇温暖化防止効果：二酸化炭素の削減　961ｔ-CO2
（普通乗用車約 400 台が 1 年間に発生する二酸化炭素の量を削減したことになります）
〇燃料削減効果：石油代替量（原油換算）　645ｋL
（200 リットルの石油ドラム缶約 3,200 本分の燃料削減に相当します）

2　低公害車の普及促進

（１）低公害車普及促進費補助制度

平成 10 年 4 月より、豊田市では市民の低公害車の購入に対する補助制度を設けました。

この目的は、低公害車の購入者に対してその購入費の一部を補助することにより、低公害車の普及促進を図り、地球温暖化の原因物質の一つである二酸化炭素の排出抑制に寄与することです。本市は全国自治体で初めてこの制度を導入しました。

平成 19 年度の補助件数は 469 件、補助合計額は 54,032 千円でした。（環境政策課）

表　低公害車普及促進費補助制度実績

年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	
補助件数（台）	187	89	61	170	137	
補助合計額（千円）	20,645	9,577	6,691	19,846	16,052	
年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	合計
補助件数（台）	321	595	537	469	458	3,024
補助合計額（千円）	37,245	68,628	62,645	54,032	54,348	349,709

【低公害車普及促進事業補助制度の概要】
- O対象車…ハイブリッド自動車（排気量 1,500CC 以下）、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車
- O対　象…新車登録した低公害車を自ら使用する目的で購入し、
  新車登録する 1 年以上前から市内に在住している個人
- O補助額…車両本体等価格の 5%（上限 12 万円）

（２）低公害車普及のための基盤整備

低公害車を広く普及するため、燃料供給施設の整備などを進めています。

天然ガス自動車に関しては、民間との連携により、市内永覚町及び西田町（東名高速上郷ＳＡ上下線）、深田町、鴛鴨町にエコ･ステーション（急速充填スタンド）が整備されています。愛知県内では、平成 20 年 3 月末現在 35 か所のエコ･ステーションが整備され、今後もスタンドの充実に向けた取組みが行われます。このほか、市役所横に公用車用の天然ガス自動車小型充填機 2 基が設置されています。（環境政策課）

（３）低公害車の率先導入

豊田市では、公用車として低公害車を率先して導入しています。平成 19 年度末における低公害車保有台数は 100 台となりました。引き続き、公用車の低公害車化を進めていくとともに、低公害車に転換できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。（総務部庶務課）

豊田市の低公害車

表　公用車への低公害車導入

	電気自動車	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車	合　計
平成18 年度末保有数	2 台	34 台	63 台	99 台
平成19 年度末保有数	2 台	33 台	65 台	100 台

３　住宅等の省エネ化促進

（１）住宅用高効率給湯器設置費補助制度

豊田市では平成 19 年 4 月より、住宅用高効率給湯器（ＣＯ$_2$冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器）の設置に対する補助を設けました。この目的は、住宅用高効率給湯器を設置し、使用する者に対して設置に要した費用の一部を補助することにより、高効率給湯器の普及促進を図り、市民の省エネルギー対策を促進することで地球温暖化防止に寄与することです。

平成 19 年度の補助件数は 1,952 件、補助合計額は 65,080 千円でした。(環境政策課)

表　住宅用高効率給湯器設置費補助制度実績

年度	19 年度
補助件数（台）	1,952
補助合計額（千円）	65,080

【住宅用高効率給湯器設置費補助制度の概要】
○対象者…自ら居住する豊田市内の住宅に高効率給湯器を新たに購入し設置する者
○補助額…ＣＯ$_2$冷媒ヒートポンプ給湯器　１台につき 40,000 円
　　　　　ガスエンジン給湯器　１台につき 40,000 円
　　　　　潜熱回収型給湯器　１台につき 20,000 円

第２節　酸性雨調査

酸性雨調査

酸性雨について、市内 2 か所の大気測定局で調査を行っています。平成 19 年度の年間平均値は、北部大気測定局でｐＨ 4.4、東部大気測定局でｐＨ 4.4 であり、酸性側にやや偏っていました。（環境保全課）

表　ｐＨ値の経年変化（年平均値）

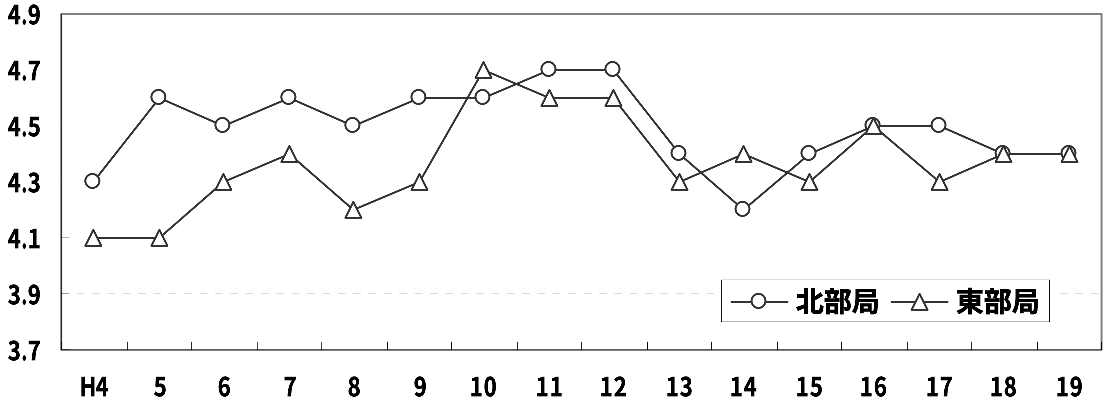

酸性雨：自動車の排気ガスや工場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中の水分に溶け込んで硫酸や硝酸等に変化し、水素イオン濃度（ｐＨ）が酸性にかたよっている雨（又は雪や霧など）。正常な雨は、大気中の炭酸ガスが溶け込んでいるためｐＨ5.6 程度で、一般的にはｐＨ5.6 以下の降雨を酸性雨という。

欧米では、以前から酸性雨による樹木や文化財等への被害、湖沼や土壌の酸性化が報告されてきた。近年、開発途上国における工業化の進展により、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量も増加していることから、地球規模で雨の酸性化が進んでいる。

水素イオン濃度（ｐＨ）：水溶液の酸性･中性･アルカリ性の度合を示す。0～14 で表され、ｐＨ7 が中性、ｐＨが 7 より小さいほど酸性、7 より大きいほどアルカリ性が強いことを表す。

第３章　豊かな自然と共に生きるまちづくり

第１節　水循環の向上

雨水の利用促進

（１）雨水の地下浸透

雨水の地下浸透を確保するために、学校、公園、歩道などに透水性の舗装を行っています。河川への流出抑制や、舗装面の水たまり排除のほか、川の流水量の増加、地盤沈下の防止、街路樹の補水、地中の温度上昇防止などの効果が期待できます。（河川課）

（２）雨水貯留施設補助制度

下水道接続の際に不用となる浄化槽を改造して、あるいは新設で雨水貯留施設を設置する方に対し、補助制度を設けています。雨水の有効利用、雨水流出の抑制などの効果が期待できます。

平成 19 年度の設置件数は浄化槽の再利用及び貯留・浸透施設の新設は 71 件で、4,359 千円の助成をしました。（下水道管理課、河川課）

【雨水貯留施設補助金交付制度の概要】
○不用浄化槽を転用する場合…補助率 2／3（上限有り）
新設の場合　…補助率 1／2（上限有り）
○国土交通省の新世代下水道支援事業、一部補助金を受けている
○期待される効果…雨水浸透面積減少による雨水流出を抑制
降雨時の浸水被害の軽減
水道使用の軽減
日常生活における雨水の再利用
不用浄化槽の再利用

補助事業実績（平成 19 年度）

年度		7～15	16	17	18	19	累計
浄化槽の再利用	件数	539	56	31	35	39	700
	金額	40,886	4,207	2,391	2,747	3,050	53,281
貯留・浸透施設の新設	件数	215	42	58	43	32	390
	金額	9,498	1,483	2,289	1,353	1,309	15,932
合計	件数	754	98	89	78	71	1,090
	金額	50,384	5,690	4,680	4,100	4,359	69,213

第２節　水資源の保全

１　豊田市水道水源保全基金

（１）水道水源保全事業

●事業の経緯と目的

豊田市の水道水が、将来にわたり「安全でおいしい水」であるためには、水道水源の保全が必要である。水道利用者の市民が、有限な水資源の保全と水道水の供給確保の重要性を認識していくことを目的とした「水道水源保全基金」を豊田市水道事業審議会の答申により平成 6 年に創設しました。

その基金で資金を積み立て、水源涵養や水質保全の環境整備などを進めるために豊田市水道水源保全事業が設立されました。

●事業の内容

豊田市は、「水道水源保全事業特別会計」を設け、水道料金のうち「使用量 1 立法メートル(トン)当たり 1 円」を、水道の水源となる上流の森林保全に充てることとし、これを「豊田市水道水源保全基金」として積立てています。

事業としては平成 18 年度までは間伐を中心とした森林の水源涵養機能の維持向上に取り組んでいましたが、平成 19 年度より間伐事業が一般会計予算事業として実施されることになりました。水道水源保全事業は間伐事業から、矢作ダム上流域の森林を恒久的に保全し必要な水量確保を目的とする「水源の森事業」と水道原水取水口上流域の水道原水の水質保全を目的とした「水質保全対策事業」を実施し、その 2 つの事業効果から水道水の安全で安定した清浄な原水の確保が期待できます。

●事業の成果

水源の森事業では、一般会計で行う森林整備事業と協議し、事業区域が重ならないようにしています。平成 19 年度では事業区域の選定を行いました。

水質保全対策事業では、水道原水取水口上流地域の水質保全を図り、安全で良好な河川水質を確保するため、現行の合併処理浄化槽設置費補助金制度に水道水源保全基金を活用して、20%の上乗せ補助制度を創設し、高度処理型合併処理浄化槽への転換促進を図っています。平成 19 年度では計 33 基(補助金額 4,260 千円)の汲み取り・単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換がありました。

なお、平成 19 年度末の基金残高は 464,209 千円になりました。（水道総務課）

２　水辺環境の整備

（１）多自然川づくり

河川が、コンクリート水路のような単純な形状であれば、単調な生態系しか形成することができませんが、自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ

多自然河川（加納川）

環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、瀬と淵を保全・再生し、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な育成環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。（河川課）

表　多自然川づくりの実施例

五六川（準用河川）－児ノ口公園－
●久保町地内、延長 217m、平成 6～7 年度、市施工
○公園と中を流れる五六川との一体整備にあたり、都心におけるビオトープとなる空間を整備
○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現
○瀬や淵、蛇行のある河道をつくり、多様な流れを創出
○護岸は空石積みや粗朶柵を施し、小動物の生息空間を多様化
○川沿いに遊歩道を整備

矢作川（一級河川）
●平戸橋下流、延長 800m、平成 3～4 年度、県施工
○巨石による水制工（9 基）…道路工事で発生した石を利用
○水制工により河岸を保護し、流れに変化をもたせ多様な生物生息空間を創出
○玉石による低水護岸…河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用
○アマリングの解消
○一帯は近自然型の「古鼡水辺公園」として、地元愛護会が管理
○平成 12 年度水制工 2 基を補修するとともに巨石による分散型落差工を設置し、より流れの変化を創出
●「お釣土場水辺公園」越戸町地内、延長 400m、平成 8 年度、市施工
○河畔林の整備…マダケの竹薮を間引いて光を入れ多様な動植物の生育を促進し、自然生態系を維持改善
○土場（昔の川港、船着場）を保全
○遊歩道の整備…越戸ダム下流から竜宮橋までの間に散策路を設置
◆毎年 5 月に行われる矢作川「筏下り」では、いろいろな工夫を施した自作の筏が登場する
◆毎年 5 月の第二土曜日に河川保全活動を行っている諸団体が一堂に会し、矢作川「川会議」を開催

山田川　（普通河川）
●山田川緑地の一部で、せせらぎ広場を設置するとともに、落差工を改良し、魚類の生息環境を整備した。また、これらの施設は、地元の愛護会により維持管理を行っている。

加納川（普通河川）
●加納町地内、平成 3 年度、市施工
○洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事
○温泉地の横で人の通る場所でもあり、周辺の景観に配慮した改修を実施
○法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用
○流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成
●加納町地内　平成 12 年度　単市災
○平成 12 年 9 月の豪雨で天然河岸が崩壊
○平成 3 年度に行った工事内容を参考に、自然石や間伐材を用いた復旧工事を行う

太田川（準用河川）
●大内町地内、延長 713m、平成 5 年度～平成 11 年度、市施工
○落差工は多段式魚道
○水生昆虫のため水際は植栽護岸
○多様な生物の生息空間のため静水域を確保
○生態系景観を確保

ソウレ川（普通河川）
●松平町地内、延長 93m、平成 3 年度、市施工
○松平郷園地整備の一環
○石組みと柳枝による護岸
○湧水を活かしたトンボ池

樫尾川（準用河川）
●野見山町地内、延長 625m、平成 8 年度～14 年度、市施工
○周辺の田や山林との生態系の連続性を保全
○寄石による流れの多様化

加茂川（一級河川）
●東山町～京ヶ峰地内、延長 540m、平成元～8 年度、市施工
○加茂川公園と一体で多自然整備　自然植生の回復
○寄石による流れの多様化

（２）親水型河川・施設の整備

人が水と親しむことができるような護岸の整備、川づくりによって、子どもたちの自然教育や、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。

平成 11 年 3 月に開通した豊田大橋（矢作川）は、両岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川を楽しむことのできる構造となっています。（河川課）

親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

●矢　作　川 水辺散策路	…	豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋 お釣土場水辺公園、古鼡水辺公園など
●緑 陰 歩 道	…	豊田市駅周辺（挙母小学校～豊田市役所間） 都心にうるおいを与えるせせらぎ歩道
●日　明　川	…	巨石を有効利用した石積護岸による水路を整備 散策路から河川に入ることができる 豊田市総合野外センターとの一体的利用
●加　茂　川	…	川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策できる 市民のふれあいの場となっている

緑陰歩道

（３）安永川浄化用水事業

家庭雑排水や工場排水の流入により水質汚濁が進行している安永川、五六川、初陣川に、水質の清浄な矢作川から浄化用水を導入し、河川の水質改善とともに、親水機能を持つ河川の整備を行っています。

これまでに、取水口、導水路、高架水槽等の「安永川浄化用水導水機場」を整備し、平成 10 年 4 月より試行導水を開始しました。今後、中心市街地のまちづくりの一環として治水機能・都市環境の快適性を高める空間づくりの計画・整備を進めていきます。（河川課）

３　豊田市矢作川研究所

豊田市は、流域住民の生活を根底で支える矢作川の豊かな自然を守るとともに、より一層の環境改善を図る目的として、豊田市矢作川研究所を組織しています。

矢作川の豊富な水量の維持、水質の保全、住民の生活に潤いとゆとりを与える良好な河川環境の維持と創造をめざして調査・研究活動を行っており、活動内容とその成果を広く社会に還元するため、毎年 1 回シンポジウムを開催し、毎月研究所報などを発行しています。（河川課）

第３節　多様な生態系の保全と育成

１　自然環境の現況

（１）森林

近年、森林・農地が宅地等に転用される傾向がありますが、平成１９年度末現在、本市における森林面積は 62,721ha で、市面積の 68.3%を占めています。自動車産業が盛んな工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林に恵まれているといえます。このうち、民有林面積は 61,314ha で、ヒノキを主体とした人工林の面積は 35,148ha であり、人工林比率は 57.3%です。これらの民有林のうち 35.2%を占める広葉樹林は、以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていましたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いています。

一方、約 30,000ha に及ぶスギ・ヒノキの人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものです。現在、これらの人工林は主伐が可能な時期を迎え、また、71 年生以上の高齢の森林も多く、木材資源として活用することが可能となっていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入れられず放置された状態の森林が多くなっています。こういった人工林の多くは、林内の植生が乏しくなり、地表がむき出しになっていて、水源かん養や土砂流出防止といった機能が著しく低下しています。このため、これらの森林が災害を引き起こす事が懸念されており、人工林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を回復することが求められています。（森林課）

表　森林資源の現況

●保有形態別面積（平成 19 年度末現在）

保有形態	総面積 面積[ha] (A)	総面積 比率[%]	立木地[ha] 計	立木地[ha] 人工林 (B)	立木地[ha] 天然林	その他 (竹林) (無立木地) ha	人工林率 [%] (B／A)
総数	62,679	100.0	60,503	36,332	24,171	2,176	57.97
国有林	1,365	2.18	1,336	1,184	152	29	86.74
地域森林計画対象民有林	61,314	97.82	59,167	35,148	24,019	2,147	57.32
公有林	5,662	9.03					
県有林	2,443	3.90					
市有林	3,218	5.13					
私有林	55,652	88.79					
地域森林計画の対象外の区域	42						
森林面積	62,721						

※四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

●民有林(立木地)の齢級別面積（平成 19 年度末現在）　（単位：ha）

区分＼齢級別	総数 (林齢)	1～2 齢級 (～10 年生)	3～4 齢級 (11～20)	5～6 齢級 (21～30)	7～8 齢級 (31～40)	9～10 齢級 (41～50)	11 齢級以上 (51 年生～)
民有林　計 (立木地)	59,167	546	1,572	4,518	6,931	12,817	32,783
人工林	35,148	448	1,327	3,043	5,763	10,328	14,239
天然林	24,019	98	245	1,475	1,168	2,489	18,544

主要樹種別の面積率 … スギ 19.0%、ヒノキ 32.5%、マツ類 11.8%

※四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

（２）森林区域（森林法）

森林法に基づいて、保安林や地域森林計画対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進し、乱開発の規制を行っています。（森林課）

【森林法に基づく森林区域】
○保安林（県豊田加茂農林水産事務所）
平成 19 年度末現在の指定地域は、市北部、東部を中心に 18,131ha（市面積の 20％）
○地域森林計画対象民有林（森林課）
平成 19 年度末現在の指定地域は、市北部、東部を中心に 61,314ha（市面積の 67％）

（３）植生

希少な植生としては、猿投山山頂周辺のモミ、ツガ林に代表される常緑性の自然林（常緑樹林）があります。常緑樹林以外の森林の大部分は二次林です。二次林は、里山などのように自然林が伐採された後に形成された森林や、スギ・ヒノキ林のように植林された森林ですが、これらの二次林は最終的な形態である常緑樹林などの極相林に変化していく途中の段階と考えることもできます。

他にも、田之士里湿原等の中間湿原や、伊熊神社社叢のカシ類を主体とした暖帯性植生と針葉樹のモミ、落葉広葉樹のコフサダ等の温帯性植生が混じる針広混交樹林があります。（環境政策課）

（４）自然公園

①愛知高原国定公園

自然公園法に基づく自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があり、本市では北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。愛知高原国定公園の全域は計 21,705ha です。豊田市内の区域は、猿投山、松嶺、勘八、鞍ケ池、王滝、松平、六所山、東大林、榊野、笹戸、奥矢作湖、西市野々、阿蔵、筈ヶ岳、香嵐渓、三河湖、黒田の各地区あわせて 13,920ha で、市面積の約 15％を占めています。(開発審査課)

②天竜奥三河国定公園

本市では北東部の稲武町に天竜奥三河国定公園が指定されています。天竜奥三河国定公園の全域は計 14,959ha です。市内の区域は、面ノ木の１地区のみで特別保護地区 31ha を含む 301ha です。(開発審査課)

③東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の明治の森・高尾国定公園から大阪の明治の森・箕面国定公園までの、全長 1,697km の歩道です。その中の「豊田市コース」は、富士見峠から紅葉の名所香嵐渓、愛知県昭和の森を通り、霊峰猿投山の山頂までの 55km のコースです。

東海自然歩道は、自然の豊かな自然公園の中を通り、ハイキングコースとしても最適なため、自然散策の場として親しまれています。（商業観光課）

2　自然保全

（1）緑地保全

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づく行政指導などにより緑地保全を行っています。（環境政策課）

図　緑地保全に関する主な制度（豊田市関係分）と体系

【法によるもの】

- 風致地区（都市計画法）
- 生産緑地地区（生産緑地法）
- 自然公園（自然公園法）
- 森林区域（森林法）

風致地区
○矢作台風致地区　（平和町、室町、水源町の景勝地、約 56.7ha）
○区域内で土地の造成や建物の建設、木竹の伐採等を行うには、県知事の許可が必要で、様々な規制を受ける

生産緑地地区
○市全域（約 68.5ha）
○市街化区域内の農地を生産緑地地区指定
固定資産税、相続税等の優遇を受けることができるが、土地の形状変更等ができない

【条例によるもの】

- 大規模行為届出制度（愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例）
- 市街地緑地保全（豊田市市街地における緑の保全条例）

【行政指導によるもの】

- 豊田市土地利用対策会議開発指導方針に基づく緑地保全地域

・第６次豊田市総合計画で定めた「保全区域」
・猿投グリーンロード、矢作川、巴川周辺の緑地
・挙母西部緑地

※　上記の法令等については、本市関係分のみ

※　平成 20 年度から一部変更あり

（2）自然公園（自然公園法）

自然公園法に基づく自然公園として、本市では、北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園が指定されています。この区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

平成 19 年度は、特別地域及び普通地域内で、214 件の許可申請等がありました。（開発審査課）

【豊田市内の愛知高原国定公園】昭和 45 年 12 月 28 日指定

- 特別地域…風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定
  工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制
  市域では 13,505ha
  - 第 1 種特別地域（43ha）　……猿投山頂（猿投山）
  - 第 2 種特別地域（2,313ha）…猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（寺下町ほか）、足助地区（足助町ほか）、高橋地区（矢並町）、下山地区（羽布町）、旭地区（牛地町ほか）
  - 第 3 種特別地域（11,149ha）…猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（石野町ほか）、足助地区（足助町ほか）、高橋地区（矢並町ほか）、小原地区（日面町ほか）、下山地区（羽布町ほか）、旭地区（牛地町ほか）、稲武地区(黒田町ほか)
- 普通地域…公園区域のうち特別地域に指定されない区域
  一定規模以上の工作物の設置、土地の改変などの届出が必要
  平成 17 年度末現在、市域では、東海自然歩道周辺など 415ha

【豊田市内の天竜奥三河国定公園】昭和 44 年 1 月 10 日指定

特別地域…風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定

工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制

市域では 301ha

├特別保護地区（31ha） ……稲武町（面ノ木付近）

└第 2 種特別地域（270ha）…稲武町（面ノ木付近）

（３）市街地における緑の保全

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

条例に基づき、平成 19 年度末現在、825 筆 349,687.47 ㎡が緑地指定され、そのうち約 86％の 707 筆 300,981.33 ㎡が保全緑地に認定されています。（公園課）

【市街地緑地保全制度の概要】

①指定緑地の指定

市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申し出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届必要

②保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5 年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続を除いた買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり

③保全認定の更新

保全緑地の認定は 5 年ごとに更新することができる

（４）開発緑地の管理

宅地開発、工業団地の造成を行う場合、開発で残された緑地の一部は、豊田市開発許可技術基準に基づく緑地として、市に帰属されます。これらの緑地は、適切な維持管理を行い、開発された周辺の環境が保全され、周辺住民の憩いの場として、また、安らぎの空間として活用されています。

平成 19 年度末現在、43 ヶ所、約 55ha の緑地があり、草刈り等を実施し管理を行っています。（公園課）

３　開発に関する審査・調査・指導

（１）土石採取行為等審査会

本市では、事業者などが土石採取行為などを行う場合に、手続きとして「豊田市開発事業等に関する指導要綱」による事前協議を行うことを定めています。事前協議の中で、自然を保全し、公害や災害の発生を未然に防止するために、個別法令および個々の指導基準に適合した事業となるよう行っています。

平成 19 年度に行った土石採取事業に関する事前協議会は、15 件でした。（開発審査課）

【該当となる土石採取行為】
O山土、山砂利、岩石などを地表面より採掘し、当該行為地から販売、又は、処分のため、特定の土地に運搬する行為
O硅砂、粘土など鉱業法による鉱物を露天掘にて採掘する行為
O宅地造成など土地の造成及び取付道路など付帯工事により当該行為地から土石を搬出する行為
O農地造成若しくは林地、牧草地造成及び農道、林道などの建設、又は、これに伴う付帯工事により土石を行為地外に搬出する行為
Oその他、地表面を採掘など改変し、土石などを当該行為地から他の土地へ搬出する一切の行為

（２）民間開発に関する指導及び立入調査

自然環境及び生活環境の悪化を防止するため、民間が開発行為を行う場合、環境保全のための指導を行い、事業場への立入調査を行っています。平成 19 年度は、73 件の立入調査を行いました。（開発審査課）

【指導の対象となる事業】
O豊田市開発事業等に関する指導要綱第 2 条 4 号に係る審査案件
O豊田市土地利用対策会議設置要綱第 7 条(3)に規定する土地利用対策会議における審査案件
O豊田市開発事業等に関する指導要綱第 2 条 1 号及び 2 号に規定する案件のうち 3,000 ㎡以上のもの

４　動植物調査

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため、平成13年度から4か年かけて豊田市自然環境基礎調査を実施し、報告書を刊行しました。

旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡地区については、今後調査が必要です。（環境政策課）

生物調査

①ホ乳類、ハ虫類、両生類

ホ乳類は、シカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

ハ虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシが松平地区の天下峯、観音山などの岩山に数多く生息しています。カメの仲間は、イシガメ、クサガメが市街地のため池などに生息していますが、帰化種のミシシッピアカミミガメの繁殖が著しく、在来種が姿を消しつつあります。

両生類は、ヌマガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息していますが、農薬・洗剤の影響や農業スタイルの変化により、生息状況が大きく変わってきました。

②鳥類

本市で確認されている野鳥は年々増加しています。その要因としては、残念ながら自然環境が改善されて野鳥の生息しやすい自然が豊かになってきたのではなく、モザイク状の開発により、野鳥の生息環境が変化し、狭い生息域でも生息できる野鳥が増えたことが考えられます。

表　鳥類調査結果

調査時期	目	科	種
昭和 45 年	17	40	132
昭和 55 年	17	44	172
平成 17 年	17	51	212

平成3～4年にかけて、ロードサイドセンサス法による生物モニタリング調査を20地点、春、夏、秋、冬で延べ80回行った結果によると、92種9,890羽の鳥類が観察され、スズメ（優占度29.7%）、ムクドリ（優占度7.9%）、ヒヨドリ（優占度6.1%）、カワラヒワ（優占度5.4%）、キジバト（優占度4.7%）、カシラダカ（優占度3.6%）、ホオジロ（優占度3.3%）、エナガ（優占度3.2%）、ニュウナイスズメ（優占度3.1%）、ツバメ（優占度3.0%）の10種が7割を占めていました。

環境別では、自然度の高い多様な環境を持つ水辺や山林はこの10種の割合が低く、単純な環境である水田や市街地は割合が高くなっていることから、自然に富んだ地域ほど多くの種類の野鳥が生息していることが分かります。

③魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて 150 か所あります。

過去の魚類相と比較して、各種排水が流入し、水質汚濁が進んだり、コンクリートで固められたりして、種類数、個体数ともに大きく減少している河川もあります。その結果、スナヤツメ、タモロコ、カワバタモロコなど、数が減少した種や、ニッポンバラタナゴ、イトモロコ、ヤリタナゴなど生息が確認できなくなった種があります。

タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種は、各地で繁殖し、生息数を増やしています。特に、木曽川、矢作川から導水されたため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため、魚相が変わってきています。

④昆虫

市東部、北部の山地、南部の田園、それをつなぐ丘陵地という変化に富んだ自然の中に、開発により次第に面積が減りつつあるものの、広大な二次林が残されています。昆虫相は、そのような環境に適応する種で占められています。

本市では、 22 目 453 科 5,812 種 の昆虫が確認されています。種別では、鱗翅目（チョウ目）が 2,042 種で最も多く、次いで鞘翅目（コウチュウ目）1,826 種、膜翅目（ハチ目）449 種です。

5　希少な動植物の保護

絶滅のおそれのある野生動植物の生息･生育状況を把握し、保護につなげるため、平成 3 年度から 3 か年、平成 13 年度から 4 か年調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」（平成６年）と「豊田市自然環境基礎調査報告書」（平成 17 年）にまとめました。これらの調査の結果、環境省のレッドデータブック記載種は、絶滅危惧Ⅰ類 4 種、絶滅危惧ⅠＡ類 2 種、絶滅危惧ⅠＢ類 19 種、絶滅危惧Ⅱ類 54 種、準絶滅危惧 17 種、地域個体群 2 種が確認され、愛知県版レッドデータブック記載種は、絶滅 3 種、絶滅危惧ⅠＡ類 14 種、絶滅危惧ⅠＢ類 28 種、絶滅危惧Ⅱ類 57 種、準絶滅危惧 85 種が確認されました。（環境政策課）

表　豊田市内に生息、生育する緊急保護野生動植物

項　　目	ホ乳類・ハ虫類・両生類	鳥　　類	淡水魚類	昆　　虫	植　　物
レッドデータブック（絶滅の恐れのある野生動物、我が国における保護上重要な植物種）	絶滅危惧Ⅱ類 …1 種 ダルマガエル ヤマコウモリ 地域個体群 …2 種 ツキノワグマ トウキョウサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類 …3 種 オオタカ トモエガモ　等 準絶滅危惧 …4 種 ハチクマ チュウサギ　等	絶滅危惧ⅠＡ類 …2 種 ウシモツゴ　等 絶滅危惧ⅠＢ類 …6 種 カワバタモロコ等 絶滅危惧Ⅱ類…5 種 準絶滅危惧 …1 種	絶滅危惧Ⅰ類 …4 種 ベッコウトンボ　等 絶滅危惧Ⅱ類 …7 種 ギフチョウ ヒメヒカゲ　等 準絶滅危惧 …8 種	絶滅危惧ⅠＢ類 …13 種 ヒメナエ　等 絶滅危惧Ⅱ類 …37 種 ミコシギク ヒメミクリ　等 準絶滅危惧 …4 種
計	4	7	14	19	54
愛知県版レッドデータブック	絶滅危惧ⅠＡ類 …1 種 絶滅危惧Ⅱ類 カヤネズミ…1 種 準絶滅危惧 テン　等…6 種	絶滅危惧ⅠＡ類 …1 種 コノハズク等 絶滅危惧ⅠＢ類 …3 種 絶滅危惧Ⅱ類 …17 種 アカショウビン等 準絶滅危惧 …18 種	絶滅危惧ⅠＡ類 …1 種 絶滅危惧ⅠＢ類 ネコギギ …1 種 絶滅危惧Ⅱ類 …2 種 スナヤツメ　等 準絶滅危惧 …9 種	絶滅危惧ⅠＡ類 …2 種 ヒメヒカゲ　等 絶滅危惧ⅠＢ類 …7 種 タガメ　等 絶滅危惧Ⅱ類 …13 種 準絶滅危惧 …29 種	絶滅 …3 種 ホンゴウソウ　等 絶滅危惧ⅠＡ類 …8 種 絶滅危惧ⅠＢ類 …18 種 絶滅危惧Ⅱ類 …32 種 準絶滅危惧 …28 種
計	9	40	13	51	89

自然環境に恵まれた豊田市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導を行っています。

（参考）自然保護に関する主な法令

〔国〕	〔県〕
○自然環境保全法	○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
○自然公園法	○愛知県立自然公園条例
○温泉法	
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	〔市〕
○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律	○豊田市環境基本条例
○文化財保護法	○豊田市の環境を守り育てる条例
○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	○豊田市市街地における緑の保全条例
○森林法	○豊田市文化財保護条例
○都市緑地法	
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	

（１）ウシモツゴ

ウシモツゴは、コイ科の魚で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で絶滅危惧ⅠＡ類に指定され、全国で豊田市、西尾市、小牧市、春日井市、岡崎市、岐阜県美濃市、三重県鳥羽市、玉城町の８か所にのみ生息しています。本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、ウシモツゴが生息するため池を取得し、豊田市自然愛護協会にため池の管理と巡視を委託して、ウシモツゴの生息環境の保護を図っています。

また、市役所、自然観察の森、総合野外センターの池において、ウシモツゴの飼育及び繁殖を実施したり、ウシモツゴとカワバタモロコを市内の小中学校へ配布し、飼育体験学習を行うなど、種の保存と自然保護意識の普及、啓発を行っています。

ウシモツゴ

（２）カワバタモロコ

カワバタモロコは、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で絶滅危惧ⅠＢ類に、愛知県版では準絶滅危惧に指定され、市内では3～４か所のため池に生息しています。また、市の天然記念物に指定（種の指定）し、市役所と自然観察の森で、飼育及び繁殖を行っています。

（３）シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物　（レッドデータブック）」では、絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。本市では、勘八町、野見山町、琴平町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。

シデコブシ

（4）ギフチョウ

ギフチョウは、春の女神と呼ばれるアゲハチョウ科の昆虫で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物 (レッドデータブック)」では絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。近年、放置されている森林が増加し、ギフチョウの生息環境が悪化しています。市民団体が、ギフチョウの再生をめざして、猿投山南側山麓の 3ha の民有林で、ギフチョウの生息できる環境づくりと良好な自然を復元するための活動をしています。

6　湿地の保護

市内には、東海丘陵要素植物群であるシデコブシ、シラタマホシクサ、ヒメミミカキグサなど特異で貴重な湿地性植物群の自生する湿地が、矢並町、亀首町、御船町を始めいくつも点在しており、特に御船湿地は、シラヒゲソウ自生地として市の天然記念物に指定されています。また、これらの湿地周辺には、ハッチョウトンボ、ヒメヒカゲなど湿地と係わりの深い昆虫が生息しています。本市では、これらの湿地の状態を維持するために、豊田市自然愛護協会に湿地の管理を委託しています。また、湿地保護の啓発のため平成 19 年度は、秋に 3 日間、湿地サミットの開催に合わせ矢並湿地の一般公開を実施し、513 人が見学に訪れました。

環境省が平成 13 年 12 月に公表した「日本の重要湿地 500」では、市内から「濃尾平野外縁部のウシモツゴ生息地」と「豊田市周辺中間湿原群」の２区域が重要な湿地として選定され、田之士里湿原は、県の自然環境保全地域に指定されています。（環境政策課）

7　名木の保護

市内には、巨木や美観上優れた樹木、歴史的に由緒ある森、鎮守の森などが数多く残され、地域のシンボル、憩いの場として親しまれています。このような貴重な樹木や森を末長く後世に残していくため、巨木や古木あるいは優れた外観を持つ樹木を名木に指定しています。名木の保護のため、看板を立ててＰＲするとともに、巡視や樹木診断、樹勢回復作業などの保護を行っています。平成 19 年度末現在、181 件が名木として指定されています。（環境政策課）

8　ツキノワグマの目撃

市内では、平成 19 年度 11 件の目撃情報がありました。ツキノワグマは愛知県版レッドデータブックで絶滅危惧ＩＡ類に指定されている希少な野生動物です。保護と人身への被害防止のため、関係機関が連携して「ツキノワグマ対応体制（クママニュアル)」を整備し、目撃情報の通報があった場合、現地確認を行うとともに、自治区住民、小・中学校、幼稚園・保育園やハイカー等に迅速な情報提供を行いました。（環境政策課）

平成 19 年度ツキノワグマ目撃情報（ツキノワグマらしきを含む）

地区名	旭	稲武	小原	下山	藤岡	合計
件数	2	1	3	1	4	11

第４節　自然とのふれあい空間の形成

１　自然とのふれあい空間の整備

（１）豊田市自然観察の森

自然観察の森は、身近な自然を都市近郊林で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然環境学習の拠点で、全国 10 か所のうち、豊田市は 8 番目に設置しました。

豊田市自然観察の森（京ケ峰、面積 28.8ha）は、中心市街地の東方約４km の標高 70～140mに位置し、鞍ケ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、約４km に及ぶ自然観察路、観察舎、休憩舎、学習広場、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。平成 19 年度は、16,446 人の利用がありました。自然観察の森では、コースガイドや自然観察会を行い、利用者に自然の仕組みや観察の方法などの情報を提供しています。また、ネイチャーセンターでは、展示室及びロビーなどで、小動物の飼育、写真や標本などの展示を行っています。

平成 19 年度は、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型教室を 48 回開催し、781 人の参加者がありました。（環境政策課）

自然観察会

（２）豊田市自然観察の森周辺地域

自然観察の森から鞍ケ池公園に至る一帯 150ha の自然と里山風景を保全しつつ、市民の自然環境学習の場づくりを平成 15 年度から進めています。この一帯は、主にコナラやアベマキを中心とする森林で、谷地では水田が耕作され、里山風景が残る貴重な地域となっています。計画区域の一部には、愛知高原国定公園区域も含まれ、環境省から「日本の重要湿地 500」に選定されている矢並湿地もあります。

この地の多様な自然を活かし、市民が自然とふれあい、体験することを通じて自然環境を学ぶ場としていきます。（環境政策課）

古瀬間の谷地

（３）多自然型公園整備

児ノ口公園

児ノ口公園（豊田市久保町、1.9ha）は、都心におけるビオトープである多自然型公園です。水と緑のまちづくりをめざし、都心地区での自然環境の創造を目的として、平成6～7年度、多自然工法により、公園とその中を流れる五六川との一体整備を行いました。

都心部において自然と親しむことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代のコミュニケーションの場として、市民に安らぎと潤いの場を提供しています。

（公園課）

児ノ口公園

【児ノ口公園の特徴】
○計画段階から、市民や自然愛護協会の意見を取り入れた
○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、かつての小川を再生
○池の護岸は、コンクリートをやめて土で覆い、昔ながらの池を再生
○市民の植樹により、雑木林を再生
○地域住民による管理協会が中心となり、公園を維持管理
○ごみ箱は置かず、環境美化、ごみの持ち帰りを促す

２　自然とふれあう機会の充実

（１）みどりの少年団

みどりの少年団は、学習活動、奉仕活動、野外活動など、それぞれの地域で、自主的かつ独創的な活動を展開しています。愛知県緑化推進委員会の緑と水の森林基金の果実（利子）を活用した事業の一つで、市も補助を出し、活動の支援をしています。（森林課）

【豊田市のみどりの少年団】
　小学3～6年生までの児童で構成
○六所山みどりの少年団　…　豊松小学校（昭和50年結成）
○足助みどりの少年団　…　足助小学校（昭和50年結成）
○稲武みどりの少年団　…　稲武小学校（昭和52年結成）
○築羽みどりの少年団　…　築羽小学校（昭和52年結成）
○堤みどりの少年団　…　堤小学校（昭和52年結成）
○土橋みどりの少年団　…　土橋小学校（昭和63年結成）
○萩野みどりの少年団　…　萩野小学校（平成元年結成）
○花山みどりの少年団　…　花山小学校（平成4年結成）

（２）名木めぐり

本市の名木の存在価値や保護の必要性を理解してもらうため、市民を対象に名木めぐりを開催しています。平成19年度は、秋に下山地区の名木をめぐり、24名の参加がありました。（環境政策課）

（３）豊田市自然観察の森市民ボランティア活動

自然観察の森では、市民と行政とのパートナーシップの下に、市民によるボランティア活動を取り入れています。（環境政策課）

①とよた自然わくわくクラブ

湿地や里山のビオトープづくりや自然体験活動の指導を進めるため、公募の市民により組織されています。38 名の市民スタッフを中心に、活動を通じて楽しみながら身近な自然を体験できる「プログラムづくり」、地域における自然活動の指導者となる「人づくり」、自然体験学習の恒常的なフィールドとなる「場づくり」の実現を目指しています。平成 17 年度から、市民を対象にして森と親しむことを目的に「森遊び」の活動を開始しました。

②森先案内人あべまきの会

平成 14 年度から開催している森の自然案内人養成講座の修了者で、希望する市民により組織されています。市民自らが自然解説することを通じて、多くの市民に森の楽しさ、自然の不思議さに気づいてもらい、自然の大切さを考え、市民主体の自然環境学習の推進を図っています。自然観察の森のレンジャーや指導員が実施する自然解説を補助したり、自ら団体利用者を観察コースへ案内するなどの活動を展開しています。平成 19 年度は、47 名が登録し、活動しています。

（４）生きものとの共生

市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことにより支援しています。平成 19 年度は、4 団体が登録し、その活動に対して支援を行いました。（環境政策課）

登録団体

- **豊田哺乳類研究会（コウモリなどの哺乳類の調査と保護）**
- **御船せせらぎ愛護会（川の水質改善による生物再生）**
- **高町まちづくりの会（ため池の水質改善による生物再生）**
- **益富蛍友会（ホタル増殖の取組み）**

３　自然シリーズの刊行

市民に本市の自然状況を理解し、自然を守る意識を高めてもらうため、樹木、野鳥、魚類、昆虫、地質など、自然環境調査の成果をまとめた冊子「自然シリーズ」を刊行しています。この冊子は、豊田市自然愛護協会の協力により、昭和 45 年度からこれまでに 31 シリーズ発行しており、環境政策課・自然観察の森で販売しています。（環境政策課）

第４章　生活環境が保全され、安心して暮らせるまちづくり

第１節　環境に配慮した総合交通体系の整備

交通対策

自動車は、高い利便性などから私たちの生活に欠かせない移動手段となっています。市民生活を自動車交通に大きく依存している本市は、交通手段の 7 割が自動車で、公共交通の割合が 1 割に満たないのが現状です。市民の暮らしに欠かせない自動車ですが、渋滞、大気汚染や騒音、地球温暖化などの原因のひとつになっています。

そうした状況の中で、本市では、誰もが安全で安心して円滑に移動でき、さらに環境にもやさしい持続可能な交通モデル都市を実現するため、「人と環境にやさしい交通まちづくり」を推進しています。まちづくりや交通の課題に対して具体的な目標を定め、「交通まちづくり行動計画」に基づき対策を実施するとともに、市民・企業・行政が一体となって「モデル事業」を推進しています。これら課題の解決を支援するものとして、ITS（高度道路交通システム）を位置づけ、豊田地域 ITS「STAR☆T21」を策定し、交通施策への ITS の活用に積極的に取り組んでいます。また、平成 18 年度には「豊田都市圏新交通円滑化・CO_2削減総合計画」を策定し、運輸部門での CO_2削減目標値を定めました。平成 22 年に 93,600ｔ（10.8%）、平成 24 年には 172,400ｔ（19.6%）の削減を目指し、道路ネットワークの整備や TDM（交通需要マネジメント）、環境にやさしい自動車利用などの各種施策を総合的に進めます。

その中の取組のひとつとして ECO 通勤の推進を行いました。平成 19 年度は、主に市内の事業者に対し『「エコ通勤」キャンペーン』を展開してエコ通勤に取り組む事業所の拡大を図り、キャンペーンで登録していただいた事業所のうち、いくつかの事業所の取組をインターネット上で紹介し、他の事業所に対しても ECO 通勤の実践を呼びかけていきました。

また、自動車の運転方法を見直すエコドライブの各種普及促進策を実施しました。前年からの継続策である、エコドライブ車載器を活用した体験試乗会（計 6 回、86 名参加）等に加え、新たな普及策として、豊田市エコドライブ宣言制度を立ち上げ、市広報で広く市民に呼びかけると共に、連合愛知豊田地域協議会や豊田商工会議所等の団体にも取組みを求めました。その結果、平成 20 年 3 月で 3,809 名の宣言登録を得ることが出来ました。また、市職員も率先して取り組むこととし、庁内のネットワークシステムを活用した E ラーニングを実施しました。今後は、エコドライブの実践を促す「エコドライブロード」の設置など新たな策を検討し、更なる普及を図ります。

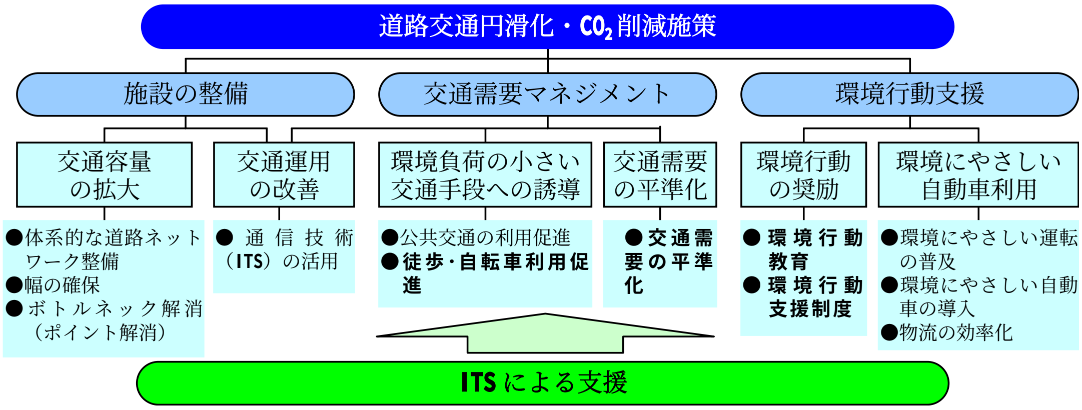

「豊田都市圏新交通円滑化・CO_2削減総合計画」の施策体系

公共交通ネットワークの形成において、平成 19 年度は「豊田市公共交通基本計画」をもとに、基幹バス路線の運行準備を進め、平成 19 年 11 月に 6 路線、平成 20 年 4 月より 5 路線の基幹バスを運行させました。今後も、人の移動の状況に応じた利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け、市民・交通事業者・行政が共働で施策の推進に努めます。（交通政策課）

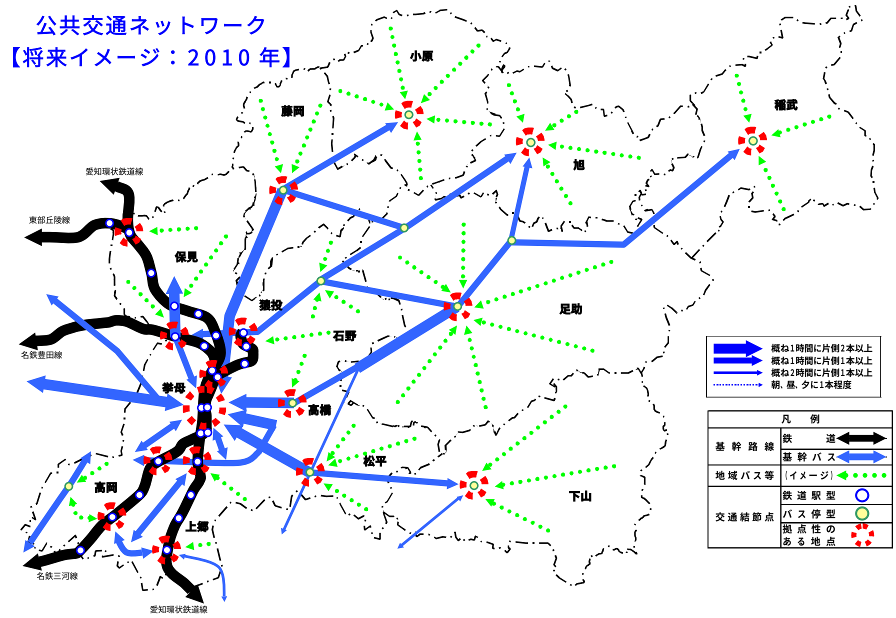

第２節　生活環境の保全

１　環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その事業の実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上、より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が、平成 11 年 6 月 12 日に施行されました。

本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事への意見の具申を行っています。平成 19 年度は、愛知県企業庁より豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価方法書(平成 19 年７月)の送付を受け、庁内検討会を開催し、同年 11 月愛知県知事へ市長意見を提出しました。（環境保全課）

【豊田市環境影響評価検討会の主な役割】
○国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、市長に意見の具申を行う
○国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行う
○市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行う
○国、県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行う

２　公害防止協定の締結

本市では、市内に立地する企業やゴルフ場と市との間で、公害防止のために行うべきことを定めた協定を締結しています。法律や県条例の規制より厳しい規制内容等を定め、市民の健康と生活環境の保全を図っています。また、協定を締結した企業等へ立入調査を行い、協定事項の確認を行っています。（環境保全課）

（１）企業との公害防止協定

公害防止のため特に必要があると認める企業との間で、豊田市公害防止条例に基づき平成 19 年度末現在で 46 企業 74 事業所等と公害防止協定を締結、協定に準じた覚書を 5 企業 5 事業所と締結しています。また、旧藤岡町が公害防止協定を 39 企業と締結しています。平成 19 年度の事前協議は 4 件でした。

【企業との公害防止協定の主な内容】
○協定値…公害関係諸法令より厳しい規制値
○事前協議制…一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
○測定及び報告義務…大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
○その他の事項…事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

（２）ゴルフ場に関する環境保全協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成 2 年度から農薬使用に関する協定を締結しています。平成 19 年度にゴルフ場との農薬使用に関する協定の改定を行い、「ゴルフ場に関する環境保全協定」を市内の全 19 ゴルフ場と締結しました。

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】
O使用する農薬の制限及び空中散布の制限の遵守
O排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の 2 分の 1 とすること
O魚毒性 C 類の農薬を使用する場合は排出水等の監視の実施
O立入調査、農薬使用の停止要請、事故の未然防止に関する事項
O地域の環境保全活動への協力と地域住民とのコミュニケーション

3　事業者への資金融資制度

事業者が環境保全対策を行うためには、環境保全設備の整備等に多額の費用が必要となります。市では、中小企業者等が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を少しでも軽減するため、昭和 45 年度から融資制度を設けています。市内の取扱金融機関と連携し、必要な環境保全設備整備費用の 8 割、2,000 万円を限度として無利子の融資をあっせんしています。平成 19 年度の融資実績は１件でした。（環境保全課）

4　環境監視調査

市域における環境の状況を広く把握するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等に関する法令に基づく環境監視調査等を実施しています。

大気環境では大気汚染測定局（市内 4 局）で、大気汚染の常時監視を実施しています。また、平成 19 年度は市内 5 地点で有害大気調査等を、市内 4 地点で石綿調査を実施しました。

水環境では河川や地下水の水環境を監視するため、水質調査を行っています。また、事業場排水を監視するために排水検査等を実施して、公害の未然防止に努めています。（環境保全課）

5　環境法令に係る届出の受理等

環境法令では、環境汚染の未然防止のため、事業者が法で定められた施設の設置・変更・廃止等を行う場合には、その種類や規模に応じて市へ届出することを義務づけています。市では環境保全課が窓口となり、届出の受理と事業者への指導を行っています。（環境保全課）

表　環境法令に係る届出の受理等実績

区　分	法　令　等	件　数	
大　　気	大気汚染防止法	179	292
	県民の生活環境の保全等に関する条例＜大気＞	113	
水　　質	水質汚濁防止法	295	
ＰＲＴＲ	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	185	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	9	
騒音・振動	騒音規制法	74	127
	県民の生活環境の保全等に関する条例＜騒音＞	53	
	振動規制法	110	169
	県民の生活環境の保全等に関する条例＜振動＞	59	
	特定建設作業＜法・条例＞	1,795	
悪　　臭	県民の生活環境の保全等に関する条例＜悪臭＞	79	
土　　壌	土壌汚染対策法	40	112
	県民の生活環境の保全等に関する条例＜土壌＞	72	
地盤沈下	県民の生活環境の保全等に関する条例＜地下水揚水＞	12	
組　　織	公害防止統括者・管理者等	99	
合　　計		3,174	

※　ＰＲＴＲについては、H18.4～H19.3 の内容をH19.4～6 の期間に受理等した件数。
※　悪臭については、H19.4～H20.3 の内容をH20.4 に受理等した件数。
※　その他については、H19.4～H20.3 の期間に受理等した件数。

6　事業場の公害防止管理

排出ガス量、排出水量、施設規模等が一定規模以上の工場は、特定工場として公害防止管理者や公害防止統括者の選任等の公害防止組織を整備することが定められています。本市では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出等の事務や公害防止のための指導を行っています。平成 19 年度末現在、市内で公害防止管理者等を選任している特定工場は、138 工場です。（環境保全課）

7　開発行為の指導

本市では、開発行為に関し、関係個別法に基づく指導や、下に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、指導を行っています。（開発審査課、環境保全課）

【開発行為に関する事前協議】（２種類）

●豊田市土地利用対策会議（窓口：開発審査課）
愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化調整区域内における 1ha を超える土地の改変などを行う開発について事前協議、その他、面積にかかわらず、施策上重要な案件についても協議

●豊田市開発事業等に関する事前協議会（窓口：開発審査課）
豊田市開発事業等に関する指導要綱に基づき、①1,000m^2 以上の宅地開発事業、②25 戸以上等の中高層建築物建設事業、③特殊建設物建設事業、④土砂などの持出し行為のうち 1,000m^2 を超える土石採取事業について事前審査を実施

↓
環境保全策を反映させた上、個別法へ

第３節　大気汚染の防止

１　大気環境調査

（１）大気測定局

市域の大気汚染の状況を把握するために、市内４か所の大気測定局で、大気汚染防止法に基づいた常時監視調査を実施しています。

（２）大気環境調査結果の概要

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気環境の条件として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。

市内の大気汚染の状況は、測定項目によって若干の変動は見受けられるものの、この数年は横ばいで推移しています。環境基準が定められている項目について、平成19年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は全局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントが全局で環境基準を達成しませんでした。

（環境保全課）

図　豊田市内の大気汚染測定地点

表　大気測定局における環境基準の達成状況

○達成　×非達成

	二酸化硫黄（SO_2）長期的評価			二酸化窒素（NO_2）長期的評価			一酸化炭素（CO）長期的評価			浮遊粒子状物質（SPM）長期的評価			光化学オキシダント（Ox）短期的評価		
測定局	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19
北部局	○	○	○	○	○	○				○	○	○	×	×	×
東部局	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	×	×	×
中部局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
南部局	○	○	○	○	○	○				○	○	○	×	×	×
全国一般環境局達成率(平成18年度)	99.8%			100%			100%			93%			0.1%		
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること		
評価方法	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されることただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと			年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること			1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されることただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと			1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m^3以下に維持されることただし、1日平均値が0.10mg/m^3を超えた日が2日以上連続しないこと			5時から20時の昼間時間帯の1時間値が0.06ppm以下に維持されること		

図　大気汚染物質の経年変化

二酸化硫黄（ＳＯ$_2$）

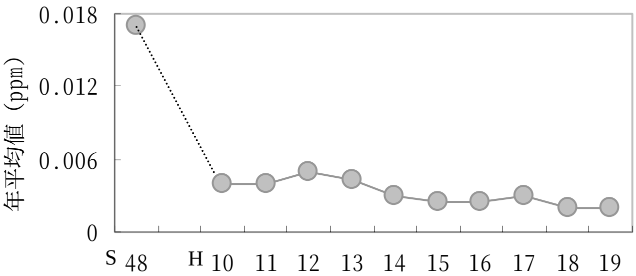

二酸化窒素（ＮＯ$_2$）

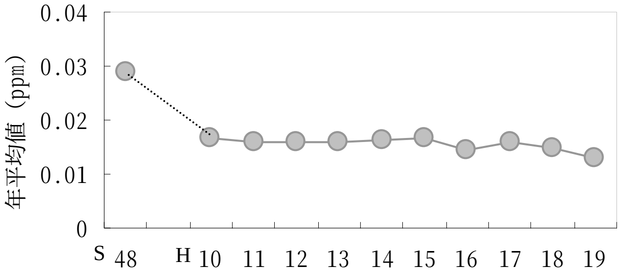

一酸化炭素（ＣＯ）

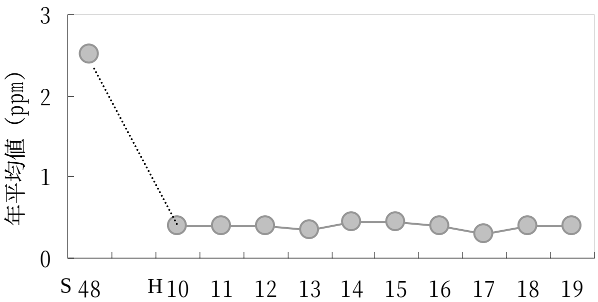

光化学オキシダント（Ｏｘ）

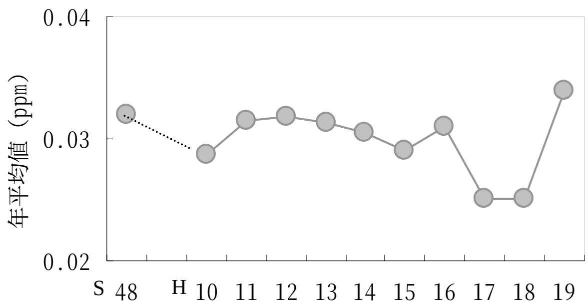

浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

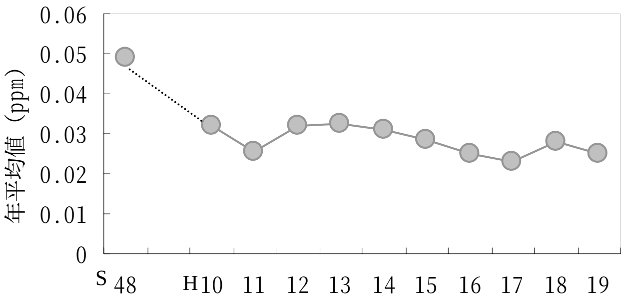

二酸化硫黄（ＳＯ$_2$）、一酸化炭素（ＣＯ）に関しては、排出規制等の効果により、調査を開始した昭和 48 年度に比べて濃度は大幅に減少しています。全国の調査結果でも同様な傾向にあり、本市における年平均値は環境基準値と比較して低い値で推移しています。

窒素酸化物については、二酸化窒素（ＮＯ$_2$）について環境基準が定められ、工場に対する排出規制や自動車に対する排出ガス規制などの対策が実施されています。また、豊田市においては環境基準を達成し横ばい状態で推移しています。窒素酸化物は燃料等の燃焼に伴って発生し、発生源は事業場のみにとどまらず自動車、家庭等多岐にわたっています。

浮遊粒子状物質については、その削減のため、工場からのばいじんや粉じん、自動車、特にディーゼル車からの黒煙の排出規制が行われています。平成 19 年度は環境基準を達成していますが、環境基準の達成状況は、大陸から飛来する黄砂等の自然発生的な要因にも影響を受けることがあります。

光化学オキシダントの環境基準達成率は全国で 0.1%と非常に低く、本市においても全ての測定局で達成していない状況が続いています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛みなど、健康被害が発生する恐れがあります。光化学オキシダント濃度が一定基準値以上となり、気象状況からその状態が継続又は悪化すると認められるときは、愛知県により光化学スモッグ注意報等が発令されます。なお、平成 19 年度は、光化学スモッグ注意報が 5 度(6,7,8 月)、予報が 8 度(5～9 月)発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

降下ばいじんは、大気中に浮遊するばいじん、粉じん等の粒子状物質の中でも比較的粒子が大きく、重力や降雨によって地上に降下するものをいいます。愛知県は、簡易測定（デポジットゲージ法）により県下 11 地点において降下ばいじん量の調査を行っています。

本市では、1 か所（市環境センター屋上）で継続した調査を行っており、平成 19 年度の降下ばいじん量は年平均で 1.72 t/km²･月であり、ここ数年概ね横ばいで推移しています。

【大気汚染の原因物質】

・二酸化硫黄（SO_2）：硫黄酸化物（ＳOx）の一種。ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼により発生する。最近は重油の低硫黄化などが進められ、汚染濃度は低下している。

・二酸化窒素（NO_2）：窒素酸化物（NOx）の一種。高濃度で人の呼吸器系に悪影響を及ぼしたり、光化学オキシダントを発生したり、酸性雨の原因となる。燃料中の窒素分や大気中の窒素が燃焼によって酸化されて発生する。主な発生源は、工場のボイラーなどの固定発生源や自動車等の移動発生源である。

・一酸化炭素（ＣO）：酸素の少ない条件で燃料等が燃焼することにより発生し、人の体内で血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害することが知られている。

・浮遊粒子状物質（ＳPM）：大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が 0.01 ㎜以下のものをいう。微小な粒子で降下しにくいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼす。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破砕、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するものがある。

・光化学オキシダント（Ox）：窒素酸化物や炭化水素等が太陽光中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成する酸化力の強い物質の総称。晴れた日中に多く発生し、夏期を中心に光化学スモッグを引き起こす。高濃度の場合、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼし、植物に影響を及ぼすことも報告されている。

2　有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合に健康影響が懸念される物質で、平成 9 年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの 3 物質について環境基準が設定され、平成 13 年 4 月にはジクロロメタンの環境基準が追加されました。

また、平成 15 年 9 月には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の 4 物質について「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定され、平成 18 年 12 月にはクロロホルム、1,2－ジクロロエタン、1,3－ブタジエンの 3 物質が追加されました。

本市では、中核市へ移行した平成 10 年度からモニタリング調査に取組み、平成 19 年度に市内５地点（一般環境 3、沿道 2）で調査した結果は、環境基準が設定されている 4 物質について、全ての地点で環境基準を達成しました。指針値が設定されているアクリロニトリルをはじめ７物質についても全ての地点で指針値を下回りました。

この他、環境基準等の評価値が設定されていない有害大気汚染物質のうち、優先的に対策に取組むべきとされる物質のうち 8 物質について、モニタリング調査を実施しました。これらの物質は、すべて全国の検出濃度範囲内でした。（環境保全課）

表　環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値 年度			平成 19 年度 環境基準 達成状況	環境基準
			17	18	19		
ベンゼン (μg/m³)	一般環境	北部大気測定局	1.1	1.2	0.94	○	年平均値 3 以下
		中部大気測定局	1.5	1.4	1.1	○	
		南部大気測定局	1.7	1.7	1.2	○	
	沿道	福祉センター	2.1	1.9	―	―	
		市役所分庁舎	―	―	1.7	○	
		寿恵野小学校	1.5	1.4	1.1	○	
トリクロロエチレン (μg/m³)	一般環境	北部大気測定局	0.39	0.30	0.27	○	年平均値 200 以下
		中部大気測定局	0.46	0.27	0.26	○	
		南部大気測定局	0.57	0.39	0.34	○	
テトラクロロエチレン (μg/m³)	一般環境	北部大気測定局	0.17	0.18	0.088	○	年平均値 200 以下
		中部大気測定局	0.22	0.10	0.093	○	
		南部大気測定局	0.24	0.12	0.093	○	
ジクロロメタン (μg/m³)	一般環境	北部大気測定局	1.8	1.7	2.4	○	年平均値 150 以下
		中部大気測定局	2.3	1.9	2.1	○	
		南部大気測定局	2.6	2.3	2.7	○	

（注1）　1μｇ（マイクログラム）; 100 万分の 1g
（注2）　達成状況欄は、年平均値が環境基準を下回った場合は○、上回った場合は×とした。
（注3）　環境基準は年平均値で評価する。
（注4）　年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。
（注5）　ベンゼンの調査地点は、17,18 年度が福祉センター、19 年度は市役所分庁舎で測定。

表　指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値 年度 17	18	19	平成 19 年度 指針値 達成状況	指針値
アクリロニトリル (μg/m³)	一般環境	北部大気測定局	0.028	0.032	0.023	○	年平均値 2 以下
		中部大気測定局	0.034	0.030	0.026	○	
		南部大気測定局	0.053	0.042	0.031	○	
塩化ビニルモノマー (μg/m³)	一般環境	北部大気測定局	0.020	0.0044	0.014	○	年平均値 10 以下
		中部大気測定局	0.018	0.0074	0.013	○	
		南部大気測定局	0.020	0.0055	0.014	○	
水銀及びその化合物 (ng/m³)	一般環境	北部大気測定局	1.9	1.7	0.90	○	年平均値 40 以下
		中部大気測定局	1.9	2.0	0.82	○	
		南部大気測定局	2.1	1.9	0.89	○	
ニッケル化合物 (ng/m³)	一般環境	北部大気測定局	4.2	3.8	0.43	○	年平均値 25 以下
		中部大気測定局	5.0	3.9	0.95	○	
		南部大気測定局	5.8	4.3	0.90	○	
クロロホルム (μg/m³)	一般環境	中部大気測定局	0.19	0.13	0.17	○	年平均値 18 以下
		南部大気測定局	0.19	0.15	0.17	○	
1,2-ジクロロエタン (μg/m³)	一般環境	中部大気測定局	0.063	0.072	0.073	○	年平均値 1.6 以下
		南部大気測定局	0.065	0.074	0.070	○	
1,3-ブタジエン (μg/m³)	一般環境	中部大気測定局	0.20	0.18	0.10	○	年平均値 2.5 以下
		南部大気測定局	0.25	0.23	0.13	○	
	沿道	福祉センター	0.35	0.28	―	―	
		市役所分庁舎	―	―	0.19	○	
		寿恵野小学校	0.20	0.16	0.094	○	

（注6）　1μｇ（マイクログラム）；100 万分の 1ｇ，1ｎｇ（ナノグラム）；10 億分の 1ｇ
（注7）　達成状況欄は、年平均値が指針値を下回った場合は○、上回った場合は×とした。
（注8）　指針値は年平均値で評価する。
（注9）　年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。
（注10）1,3-ブタジエンの調査地点は、17,18 年度は福祉センター、19 年度は市役所分庁舎で測定。

3　自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、交通量の多い道路の沿線で調査を実施しました。平成 19 年度は、主要地方道名古屋岡崎線を対象に高美保育園敷地内で 3 週間にわたって調査しましたが、環境基準を上回る値は観測されませんでした。近隣一般局の南部測定局（一部中部大気測定局）と比べると、同程度の値であり、ほぼ同様の濃度変化を示していた。（環境保全課）

4　大気環境の保全

地域の大気環境を保全するためには、移動発生源、固定発生源等から排出されるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質を削減する必要があります。大気の汚染は、従来から対策が進められてきた地域的な汚染問題にとどまらず、酸性雨による影響等広域的な問題になっています。またオゾン層の保護、温暖化防止対策等の地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

事業場対策

市は、市内の工場・事業場に設置される一定規模以上のばい煙発生施設等（ボイラー等）を対象に、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき排出規制を行っています。

平成 19 年度末現在、市内には、大気汚染防止法に基づくばい煙、粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設は 1,757 施設、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙及び粉じん等発生施設は 1,920 施設あります。

平成 19 年度は、立入調査等を 136 件実施し、必要に応じ事業者に対して指導を行いました。

また、大気汚染物質排出の実態を把握するため、市内のばい煙発生施設設置事業者を対象に排出量調査を実施しました。（環境保全課）

表　ばい煙・粉じん発生施設数（平成 19 年度末現在）

大気汚染防止法ばい煙発生施設		
ばい煙発生施設		施設数
1	ボイラー	793
5	溶解炉	84
6	金属加熱炉	175
9	焼成炉、溶融炉	3
10	直火炉	2
11	乾燥炉	104
13	廃棄物焼却炉	13
24	鉛溶解炉	2
29	ガスタービン	72
30	ディーゼル機関	90
31	ガス機関	18
合計		1,356

大気汚染防止法粉じん発生施設		
粉じん発生施設		施設数
一般粉じん発生施設		
2	堆積場	27
3	ベルトコンベア・バケットコンベア	268
4	破砕機・摩砕機	18
5	ふるい	13
合計		326
揮発性有機化合物排出施設		施設数
2	塗装施設	58
3	乾燥施設	1
8	洗浄施設	16
合計		75

県民の生活環境の保全等に関する条例該当施設	
特定施設	施設数
ばい煙発生施設	405
粉じん発生施設	1,500
炭化水素系物質発生施設	15
合計	1,920

表　大気汚染防止のための調査実績

立入調査の種類	件数	調査概要
総数	136	
法令に基づく調査	95	法又は県条例対象施設設置工場・事業場への立入調査
	41	特定粉じん排出等作業実施届出書に基づく粉じんの飛散防止措置の確認調査
うち 大気汚染防止月間の調査	（23）	燃料の使用量が増加し大気汚染が進む 12 月の大気汚染防止月間に、重点的に立入調査

第４節　水質汚濁の防止・河川等の水質浄化

１　河川水質調査

（１）河川水質調査結果の概要

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、水質調査を実施し、河川の水質状況の把握に努めています。

平成 19 年度に市内主要 30 河川 1 池のうち 40 地点で調査したところ、カドミウム、鉛等の「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、すべての河川において環境基準に適合しました。

また、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が類型指定されている矢作川等の 8 河川で、有機汚濁の代表的な指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）についても環境基準に適合しました。ただし、大腸菌群数については、経年的に低い適合率が続いています。（環境保全課）

表　河川水質(生活環境項目)の環境基準の適合状況

河川名	地点名	類型	摘　要	ｐＨ	ＢＯＤ [mg/ℓ]	ＳＳ [mg/ℓ]	ＤＯ [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100mℓ]
矢作川	富国橋	A	上段：年平均 下段：適合率	7.1 (100%)	0.6 ○	5 (100%)	10 (92%)	3,400 (44%)
	豊田大橋			7.1 (83%)	0.7 ○	5 (100%)	11 (100%)	－
	有平橋			7.3 (83%)	0.8 ○	4 (100%)	11 (100%)	－
犬伏川	犬伏橋			7.2 (100%)	<0.5 ○	2 (100%)	11 (92%)	5,700 (11%)
巴川	滝穂橋			7.1 (83%)	<0.5 ○	3 (100%)	10 (100%)	－
	足助近岡			7.3 (83%)	0.9 ○	3 (100%)	11 (100%)	－
	下山境			7.1 (83%)	0.8 ○	2 (100%)	10 (100%)	－
	香恋の里			6.9 (83%)	0.5 ○	2 (100%)	10 (100%)	－
逢妻女川	御乗替橋	D		7.2 (100%)	3.7 ○	11 (100%)	10 (100%)	－
	駒新橋			7.1 (100%)	4.9 ○	18 (100%)	8.9 (100%)	－
逢妻男川	宮前橋			6.9 (100%)	3.1 ○	8 (100%)	9.6 (100%)	－
	雲目橋			7.1 (100%)	4.8 ○	11 (100%)	8.7 (100%)	－
猿渡川	千石橋			7.4 (100%)	2.4 ○	7 (100%)	10 (100%)	－
介木川	小渡新橋	A		7.5 (100%)	0.7 ○	3 (100%)	10 (100%)	7,800 (0%)
	万町浄水場			7.6 (100%)	<0.5 ○	3 (100%)	10 (92%)	18,000 (56%)
木瀬川	堀越橋			7.5 (100%)	0.6 ○	2 (100%)	10 (100%)	5,900 (22%)

河川名	地点名	類型	摘　要	pH	BOD [mg/ℓ]	SS [mg/ℓ]	DO [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100mℓ]
【参考】 生活環境の保全に関する環境基準（河川、抜粋）		A		6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下
		D		6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	－

・ＢＯＤに関して、上段　測定結果の 75%水質値
　　　　　　　　　下段　環境基準への評価結果
・適合率[%]　＝（総検体数－環境基準を超えた検体数）/ 総検体数 × 100

【環境基準等について】
・「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、有害物質に係る基準で、人の健康の観点から維持されることが望ましいとしてカドミウムや鉛等 26 項目について定められ、すべての河川等に適用される。
・「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」は、水道、水産、工業、農業用水利用などの利用目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域ごとに基準が定められている。水素イオン濃度（ｐH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（ＳＳ）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の 5 項目である。
本市では、矢作川、犬伏川、巴川、逢妻女川、逢妻男川、猿渡川、介木川、木瀬川の 8 河川に適用されている。
・ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）：好気的微生物が有機物を分解する時に消費する酸素量のことで、水中の酸素量の変化を測定することにより有機物の量を把握するもの。ＢＯＤの値が高くなるほど、汚濁していることになる。
ＢＯＤの環境基準評価は、全データのうち小さい方から 75%にあたるデータ値（75%水質値）で行う。

（２）Ａ類型に指定される河川

豊田市内でＡ類型に指定される河川は矢作川、犬伏川、巴川、介木川及び木瀬川の 5 河川であり、ＢＯＤの年平均値は 1mg/ℓ付近を推移しています。

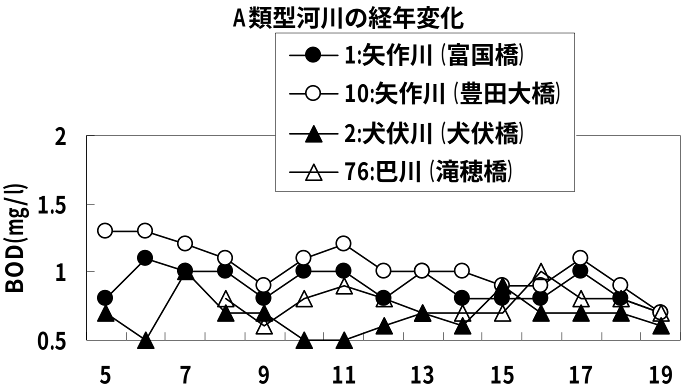

（３）Ｄ類型に指定される河川

Ｄ類型に指定される河川は逢妻女川、逢妻男川及び猿渡川の 3 河川です。

ＢＯＤ年平均値の経年変化については、変動はあるものの、概ね横ばいで推移しています。

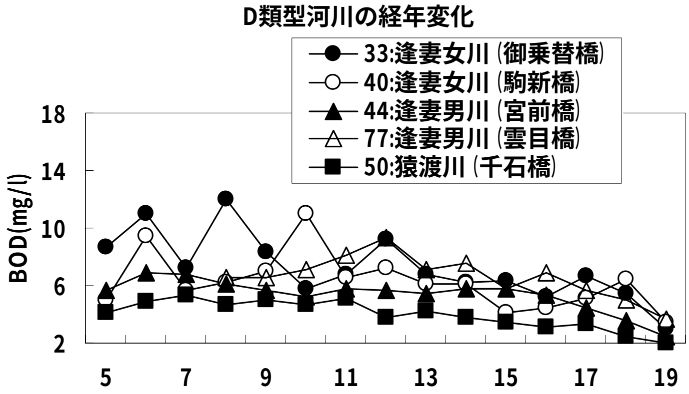

（４）市内の主要な河川

豊田市中部を流れる河川については、ＢＯＤ値は概ね横ばいで推移しています。

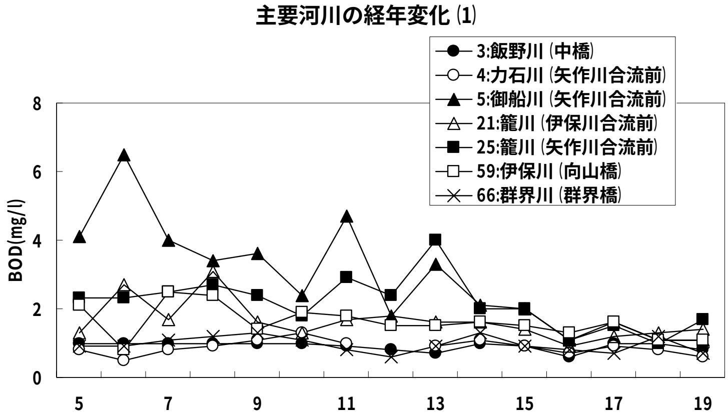

豊田市南部を流れる河川については、ＢＯＤ値は横ばい、もしくはやや減少傾向のみられる地点もあります。

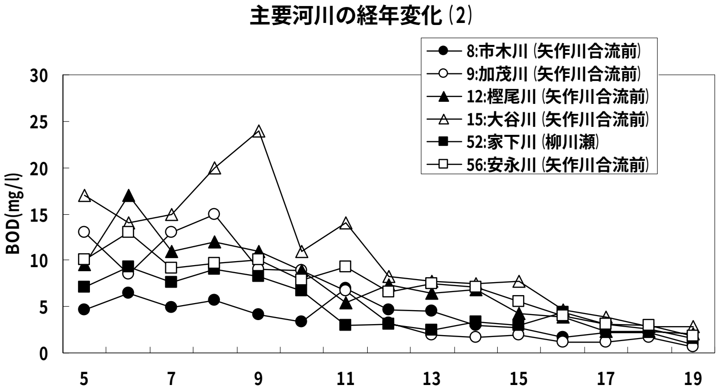

豊田市北部を流れる河川は、
平成 17 年度の合併により
調査を開始しました。
ＢＯＤ値は、前年度と比べ
大きな変化はありませんでした。

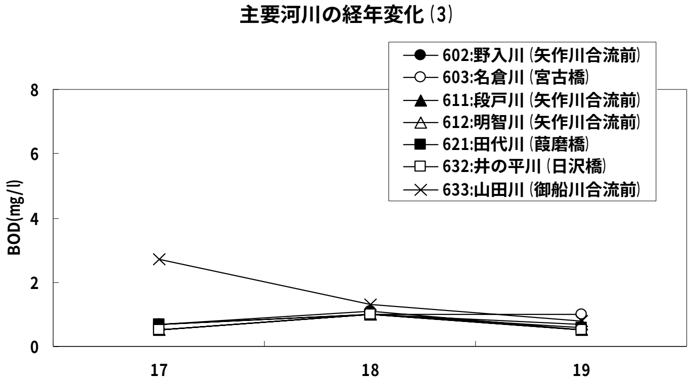

（５）鞍ヶ池調査

ＢＯＤ年平均値の経年変化については、変動はあるものの概ね横ばいで推移しています。

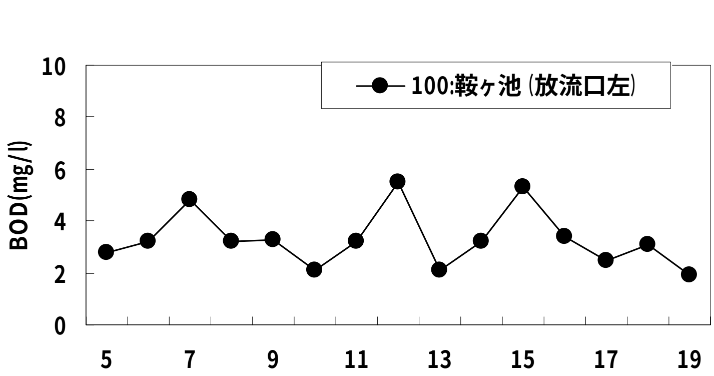

2　工場・事業場対策

（1）特定事業場（水質汚濁防止法）

公共用水域の水質保全を目的として、水質汚濁防止法により、工場・事業場の排水規制が行われています。平成 19 年度末現在、市内には水質汚濁防止法に基づく特定事業場が 989 事業場あります。

(環境保全課)

【特定事業場数】平成 19 年度末現在
○水質汚濁防止法で定める特定事業場　……　989 事業場
　矢作川水域… 680 事業場
　境川等水域… 309 事業場
　うち規制対象事業場（排水基準適用）… 296 事業場

○公害防止協定締結事業場　…　62 事業場（覚書締結事業場 4 事業場を含む）

表　水質汚濁防止法特定事業場数（平成 19 年度末現在）

特定施設		事業場数 (内規制対象)	特定施設		事業場数 (内規制対象)
1-2	畜産農業又はサービス業	49(2)	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	51(34)
2	畜産食料品製造業	4(2)	66	電気メッキ施設	11(11)
3	水産食料品製造業	1(1)	66-2	旅館業	117(20)
4	保存食料品製造業	8(1)	66-3	共同調理場	6(4)
5	みそ、しょう油等製造業	5(3)	66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業	6(2)
8	パン若しくは菓子の製造業	4(0)	66-5	飲食店	38(16)
10	飲料製造業	6(2)	67	洗たく業	65(6)
16	めん類製造業	3(1)	68	写真現像業	48(2)
17	豆腐又は煮豆の製造業	17(1)	68-2	病院（病床数が300以上）	2(0)
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	6(1)	69	と畜業又はへい獣取扱業	1(1)
27	無幾化学工業製品製造業	3(1)	70-2	自動車分解整備施設	6(0)
38	石けん製造業	1(0)	71	自動式車両洗浄施設	173(5)
46	有機化学工業製品製造業	1(1)	71-2	科学技術に関する試験・研究機関	10(6)
54	セメント製品製造業	7(6)	71-3	一般廃棄物処理施設、焼却施設	2(0)
55	生コンクリート製造業	18(17)	71-4	産業廃棄物処理施設	6(4)
58	窯業原料の精製業	30(30)	71-5	ＴＣＥ・ＰＣＥによる洗浄施設	3(3)
59	砕石業	2(2)	71-6	ＴＣＥ・ＰＣＥによる蒸留施設	1(1)
60	砂利採取業	9(9)	72	し尿処理施設	55(51)
62	非鉄金属製造業	1(1)	73	下水道終末処理施設	2(2)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	19(13)	74	特定処理施設から排出される水の処理施設	3(2)
64-2	水道施設、工業用水道施設	4(0)	―	指定地域特定施設	185(32)
			合計		989(296)

＊特定施設：汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めたもの
＊特定事業場：特定施設を設置している工場・事業場

（２）事業場等発生源対策

法令に基づく規制・指導

河川や湖沼、海の水質汚濁防止を図っていくため、汚水を排出する恐れのある工場・事業場、浄化槽等の水質について報告を求めたり、自治体職員が立入検査を行うことについて、水質汚濁防止法で定められています。

市では、特定事業場等に対し、市職員による立入検査や排水検査、適正管理指導を行っています。平成 19 年度は、延べ 181 事業場の立入検査を実施し、延べ 80 事業場について排出水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ 6 事業場において排水基準違反があり、原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。基準違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行い、水質汚濁の防止と法の主旨の徹底に努めました。 (環境保全課)

【排水基準不適合項目】

水素イオン濃度（ｐH）	…１件行政指導
浮遊物質量（ＳＳ）	…１件行政指導
亜鉛含有量	…１件行政指導
窒素含有量	…２件行政指導
燐含有量	…１件行政指導
有害物質	…１件行政指導

※ 重複している項目があります。

公害防止協定及び協定に準じた覚書に基づく指導

公害防止協定及び協定に準じた覚書では、法令で定められた排水基準より厳しい値である協定値を定めています。また、排出水の自主検査の測定頻度を定め、定期報告を求めています。平成 19 年度、協定値を超過した事業場は、定期報告も含め、延べ 8 事業場ありました。違反した事業場に対しては、原因及び改善対策を示した対策書の提出を求め、改善指導等を行いました。(環境保全課)

【協定値不適合項目】

（定期の協定報告）

浮遊物質量（ＳＳ）	…１件（行政指導）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	…１件（行政指導）
銅含有量	…２件（行政指導）
燐含有量	…２件（行政指導）

（市の水質検査）

亜鉛含有量	…１件（行政指導）
浮遊物質量	…１件（行政指導）

ゴルフ場に関する環境保全協定に基づく指導

農薬使用に関する協定を締結している市内 19 ゴルフ場の排水等において、春から秋までに 24 農薬

延べ 93 検体のゴルフ場農薬調査を実施しました。その結果、全てのゴルフ場で、国が定めた暫定指導指針値及びゴルフ場と市との間で定めた指針値より厳しい値である協定値を超えることはありませんでした。(環境保全課)

3　生活排水対策

水質調査結果や統計情報を基に、ＢＯＤ値を指標として市域の汚濁負荷量を推計（水質汚濁情報システム）した結果によると、市内で排出される水の汚濁負荷の最大の発生源は、家庭系の生活排水で、約半分を占めています。生活排水の中では、し尿よりも、台所や風呂場から出る生活雑排水が大きな原因です。

水の汚濁を防ぐため、生活排水対策推進計画や下水道整備計画に基づき、地区ごとの特性を考慮して処理手法を選択し、生活排水対策や下水道整備を進めています。

（1）公共下水道整備

矢作川・境川流域下水道の上流部に位置する豊田市は、流域関連公共下水道の整備区域の拡大が遅れており、市民の強い要望を受け、下水道整備に重点を置いています。公共下水道の供用開始は、昭和 63 年 4 月、緊急処理対策事業として整備した中心市街地の単独公共下水道が最初で、その後、平成 6 年 1 月からの境川処理区に続き、平成 9 年 3 月より矢作川処理区の両流域下水道が供用開始しており、順次供用開始区域の拡大に努めています。平成 19 年度には、計 145ha の面整備（西中山、浄水、柿本北、柿本、緑ヶ丘、住吉、中根東、汐見）及び延長 4,352ｍの主要幹線の整備を行いました。（下水道建設課）

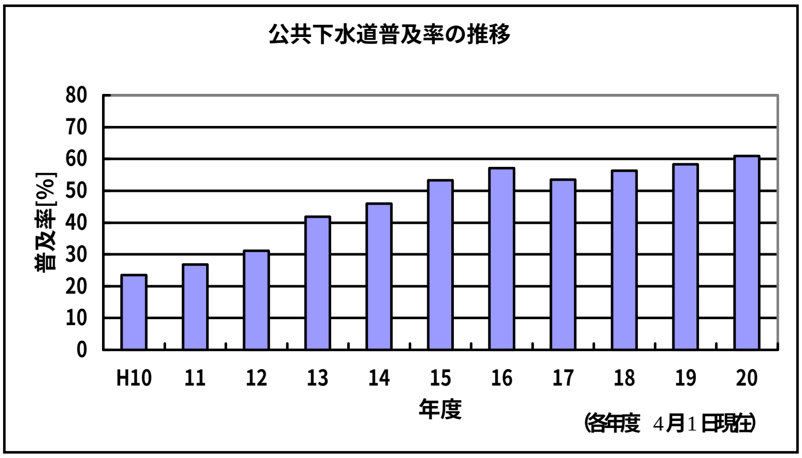

公共下水道の普及率

全国平均＝　71.7%
（平成20 年度）

愛知県平均＝　67.5%
（平成20 年度）

豊田市平均＝　60.9%
（平成20 年度）

表　豊田市の下水道（平成 20 年 4 月 1 日現在）

種　　別			対象地区・処理場	各処理施設の人口割合	公共下水道普及率	汚水処理人口普及率
公共下水道	流域関連公共下水道	矢作川処理区	矢作川浄化センター	44.0％	60.9％	78.0％
		境川処理区	境川浄化センター	16.6％		
	特定環境保全公共下水道		鞍ケ池浄化センター	0.3％		
その他の汚水処理施設	農業集落排水処理施設		伊保ほか 6 地区	2.8％		
	コミュニティ･プラント		2 地区	0.8％		
	合 併 処 理 浄 化 槽			13.6％		

下水道普及率[%] ＝ (下水道処理区域内人口) ÷ (総人口) × 100

（２）下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用開始の告示があると、汲み取り便所の場合は３年以内に、浄化槽の場合は速やかに下水道に接続する義務が生じます。下水道への接続促進のため、次のような様々な啓発を行っています。また、市職員及び相談員の戸別訪問による接続促進をきめ細かく実施し、右図のとおり着実な成果を上げています。本市の多岐にわたる「下水道ＰＲ活動」が評価され、平成10年９月、下水道普及啓発部門において建設大臣賞を受賞しました。

（下水道管理課）

図　公共下水道接続人口の推移
(各年度末現在)

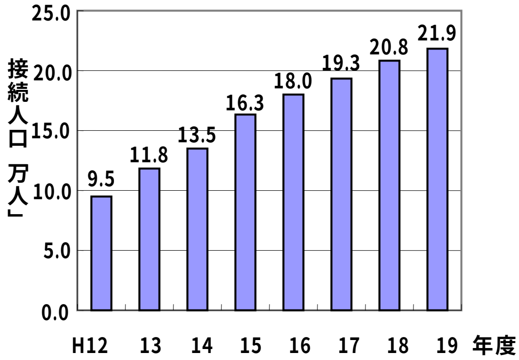

【豊田市『下水道ＰＲ活動』の内容】

- O下水道標語の募集、最優秀作品「下水道のびゆく街のパートナー」をＰＲグッズに活用
- O下水道イメージキャラクター「ミカホちゃん」を名刺や帽子、Ｔシャツなどへ使用
- O下水道イメージソング「ふるさとの流れに…」を様々な催しで活用
- O下水道の日（毎年９月10日）での駅前街頭ＰＲ
- O下水道フェアーを下水道整備中又は完了地区において開催
- OＣＡＴＶ、全戸配布の市広報誌への情報提供
- O社会科授業用補助教材を通じ、各家庭へ下水道ＰＲ
- O小学生対象に下水道ＰＲポスターの募集、優秀作品は巡回掲示後、下水道工事現場へ看板化掲示
- O豊田終末処理場で小学生や一般向けの施設見学会実施
- O夏休み親子下水道エコツアー(流域下水道処理場と碧南市海浜水族館で施設見学と学習)
- O汚泥肥料の配布（豊田市汚水処理施設管理公社:五ヶ丘）
- O「供用開始のおしらせ」と一緒に、チラシやパンフレット等の送付

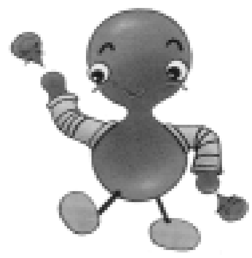

ミカホちゃん

（３）下水道の適正管理

公共下水道のうち流域関連公共下水道の管理は県が、その他については市が行っており、運転を委託管理しています。地域下水道として位置づけている農業集落排水処理施設やコミュニティプラント及び市へ管理移管された501人槽以上の共同し尿浄化槽については、その運転管理を（財）豊田市汚水処理施設管理公社に委託し、適正管理に努めています。平成20年３月末現在の対象施設数は14施設です。（下水道管理課）

表　下水道処理施設の管理状況

下水道処理施設	処理水量	汚泥量	汚泥の処分
豊田終末処理場	327万m³	脱水ケーキ 2,403ｔ	全量有効利用（肥料）
鞍ケ池浄化センター	14万m³	濃縮汚泥　1,467ｔ	濃縮汚泥を逢妻衛生処理組合へ
市管理地域下水道　計14施設 農業集落排水処理施設 6 コミュニティプラント 2 共同し尿浄化槽 6	186万m³	濃縮汚泥 12,427ｔ	バキューム車で逢妻衛生処理組合へ搬入

（４）合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和 63 年度から補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

特に、下水道整備計画のない区域では、平成 13 年度から窒素除去能力のある「高度処理型合併処理浄化槽」の設置を促進するように補助制度を見直し、積極的に事業を推進しています。

（下水道管理課）

表　合併処理浄化槽設置費補助事業の推移　（単位：基数）

年度	～14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	合計
補助基数	4,025	566	583	756	625	568	7,123

（５）浄化槽の管理

浄化槽管理者に対して、法定検査、保守点検、清掃等適正な維持管理を行うよう文書による水環境への意識向上・啓発に努めています。

文書発送等　332 件

高度処理型合併処理浄化槽への転換による河川水質の浄化を想定するため、シミュレーションの基礎データとする水質検査を行いました。

河川水　1 河川　1 回
浄化槽　9 基　1 回

地域ぐるみの浄化槽維持管理を推進するため合併処理浄化槽の設置の進んだ自治区等の参加を得て、浄化槽維持管理推進事業を実施しました。

実施地区　20 地区
実施世帯　1,147 地区

浄化槽清掃業許可及び浄化槽保守点検業者登録に係る業者指導を行うと共に、浄化槽技術講習会を実施し、点検技術の向上を図りました。

浄化槽保守点検業者登録　58 件（新規・更新・変更・廃業届件数）
浄化槽清掃業許可　22 件（更新・変更届件数）

（下水道管理課）

第５節　地下水汚染、地盤沈下の防止

１　地下水

（１）平成19年度地下水質測定計画に基づく調査

平成元年度から、水質汚濁防止法に基づき愛知県が策定した「地下水質測定計画」に沿って調査を実施しています。平成 19 年度は、市内を 5km メッシュに区切ったうち 15 地点（井戸）で、概況調査を行いました。

地点番号	メッシュ	調査地点
①	D40B	高岡町
②	D51C	栄町
③	D51A	国附町
④	D61C	猿投町
⑤	D42A	大沼町
⑥	D42C	花沢町
⑦	D52D	井ノ口町
⑧	D51D	篠原町
⑨	D52C	東大島町
⑩	D43	野原町
⑪	D61A	北曽木町
⑫	D62B	新盛町
⑬	D72	乙ヶ林町
⑭	D41C	永覚町
◎	D40B	前林町

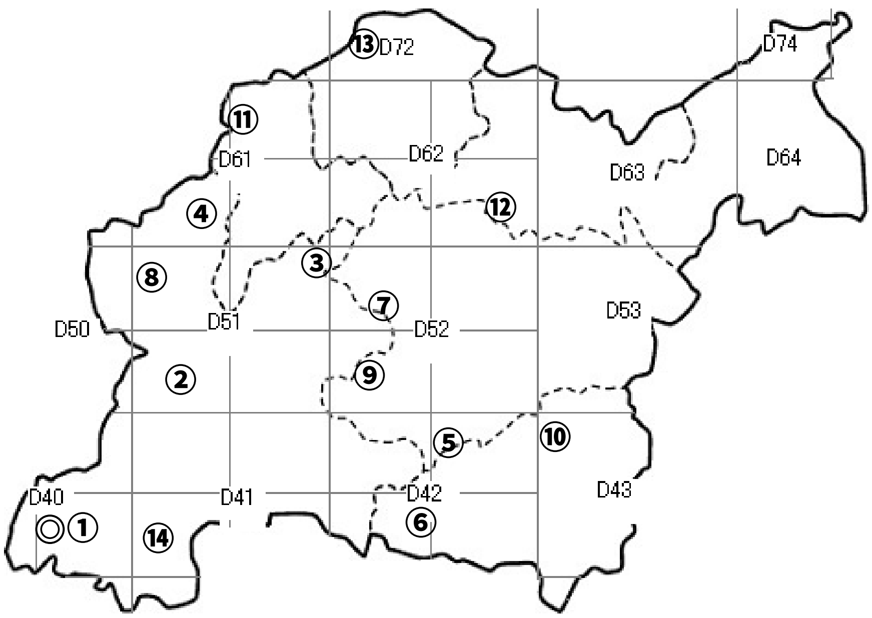

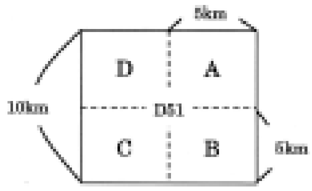

図　平成 19 年度概況調査地点（○：メッシュ調査、◎：定点調査）

15 井戸でカドミウム、トリクロロエチレン等の環境基準が設定されている 25 項目について水質調査を実施したところ、全ての井戸において環境基準を達成しました（概況調査）。

また、過去の概況調査において環境基準を超過した項目がみられた地域の汚染状況を監視するため、13 井戸の水質調査を行いました。引き続き 7 井戸で環境基準を超過していました（定期モニタリング調査）。

表　地下水質測定計画調査の概要

<table>
<tr><th colspan="3">調査区分</th><th>目的</th><th colspan="2">調査
井戸数</th><th>環境基準
超過井戸数</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平成19年度地下水質測定計画に基づく調査</td><td rowspan="2">概況
調査</td><td>メッシュ
調査</td><td>市内を 5km メッシュに区切り、市内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査</td><td>14</td><td rowspan="2">15</td><td>0</td></tr>
<tr><td>定点調査</td><td>同一地点における地下水質の経年的変化を把握するための調査</td><td>1</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">汚染井戸周辺地区調査</td><td>概況調査において、汚染が発見された場合に行う周辺調査</td><td colspan="2">—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">定期モニタリング調査</td><td>汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的監視のために行う調査</td><td colspan="2">13</td><td>7</td></tr>
</table>

表　定期モニタリング調査結果　　単位：mg/ℓ

<table>
<tr><th>調査地点</th><th>物　質　名</th><th>環境基準</th><th>濃度</th></tr>
<tr><td>猿投町</td><td rowspan="7">硝酸性窒素及び
亜硝酸性窒素</td><td rowspan="7">10 以下</td><td>16</td></tr>
<tr><td>寺部町</td><td>15</td></tr>
<tr><td>舞木町</td><td>12</td></tr>
<tr><td>九久平町 1</td><td>7.0</td></tr>
<tr><td>九久平町 2</td><td>9.8</td></tr>
<tr><td>田平沢町</td><td>6.6</td></tr>
<tr><td>御船町</td><td>5.7</td></tr>
<tr><td>木瀬町</td><td>鉛</td><td>0.01 以下</td><td>0.008</td></tr>
<tr><td>高岡町</td><td>総水銀</td><td>0.0005 以下</td><td>0.0005 未満</td></tr>
<tr><td>蕪木町</td><td>砒素</td><td>0.01 以下</td><td>0.012</td></tr>
<tr><td>野見山町</td><td>トリクロロエチレン
1,1-ジクロロエチレン
テトラクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.03 以下
0.02 以下
0.01 以下
0.04 以下</td><td>0.35
0.16
0.094
0.031</td></tr>
<tr><td>陣中町</td><td rowspan="2">トリクロロエチレン</td><td rowspan="2">0.03 以下</td><td>0.078</td></tr>
<tr><td>東梅坪町</td><td>0.12</td></tr>
</table>

（２）地下水質監視調査

平成 10 年度以降に、複数の企業から市に事業所内の土壌・地下水状況に関する報告がありました。平成 15 年 10 月に「県民の生活環境の保全等に関する条例」が施行され、土壌・地下水汚染の報告が義務付けられ、平成 19 年度には 6 社から敷地内における土壌汚染の状況や、土壌対策措置の内容が報告されました。市は、報告を受け直ちに周辺の地下水調査を実施したところ、周辺地域に新たな汚染井戸は確認されませんでした。

また、市は過去に報告のあった企業から定期的に状況報告を受けるとともに、立入調査等を実施して、報告内容等の確認を行いました。加えて、報告のあった事業所周辺の井戸で水質監視調査を実施しており、平成 19 年度に、7 地区 62 井戸で調査した結果、3 地区 6 井戸で環境基準を超過しました。

市は、今後も継続的に環境基準を超過した井戸の監視及び自主報告のあった事業所への立入りを行っていきます。

表　監視調査概要

調査地区数	7 地区 62 井戸
環境基準の超過地区数	3 地区 6 井戸

単位:mg/l

調査項目 （環境基準値）	調査結果	環境基準超過 地区数	環境基準超過 地区名	超過 井戸数
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （0.03mg/ℓ 以下）	<0.002 ～ 0.35	3 地区 5 井戸	元町･トヨタ町等地区	3 井戸
			上郷町地区	1 井戸
			吉原町地区	1 井戸
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （0.01mg/ℓ 以下）	<0.0005 ～ 0.04	1 地区 1 井戸	元町･トヨタ町等地区	1 井戸

2　地盤沈下

地盤沈下は、主に地下水の汲上げによる広域的な地下水位の低下が原因で発生します。本市では、これまで地盤沈下による被害は報告されていません。

本市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制区域には指定されていませんが、水量測定器の設置義務区域になっています。そのため、揚水機の吐出口の断面積が $19cm^2$ を超える設備を設置する場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量の測定と報告をすることになっています。（環境保全課）

第６節　騒音・振動、悪臭などの防止

１　騒音・振動

（１）交通環境調査

①自動車騒音・道路交通振動調査

交通量の多い幹線道路周辺の環境を把握するため、また、自動車騒音と道路交通振動の要請限度の適合状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

平成 12 年度に自動車騒音調査に関する自動車騒音に係る要請限度、測定方法、区域区分及び時間区分等が改正されました。

平成 19 年度の自動車騒音調査では、６地点において調査した結果、夜間に要請限度を超過した地点が１地点あり、昼間・夜間とも要請限度に適合した割合は 83.3%でした。一般国道、県道、市道では、昼間の騒音レベルが高く、夜間は昼間より 3～7dB 低い値になる傾向が見られます。

平成 19 年度道路交通振動調査では、調査した 3 地点とも道路交通振動の要請限度に適合していました。この結果は昨年と変化はなく、市内ほぼ全域で要請限度を超過する地点はないものと考えられます。（環境保全課）

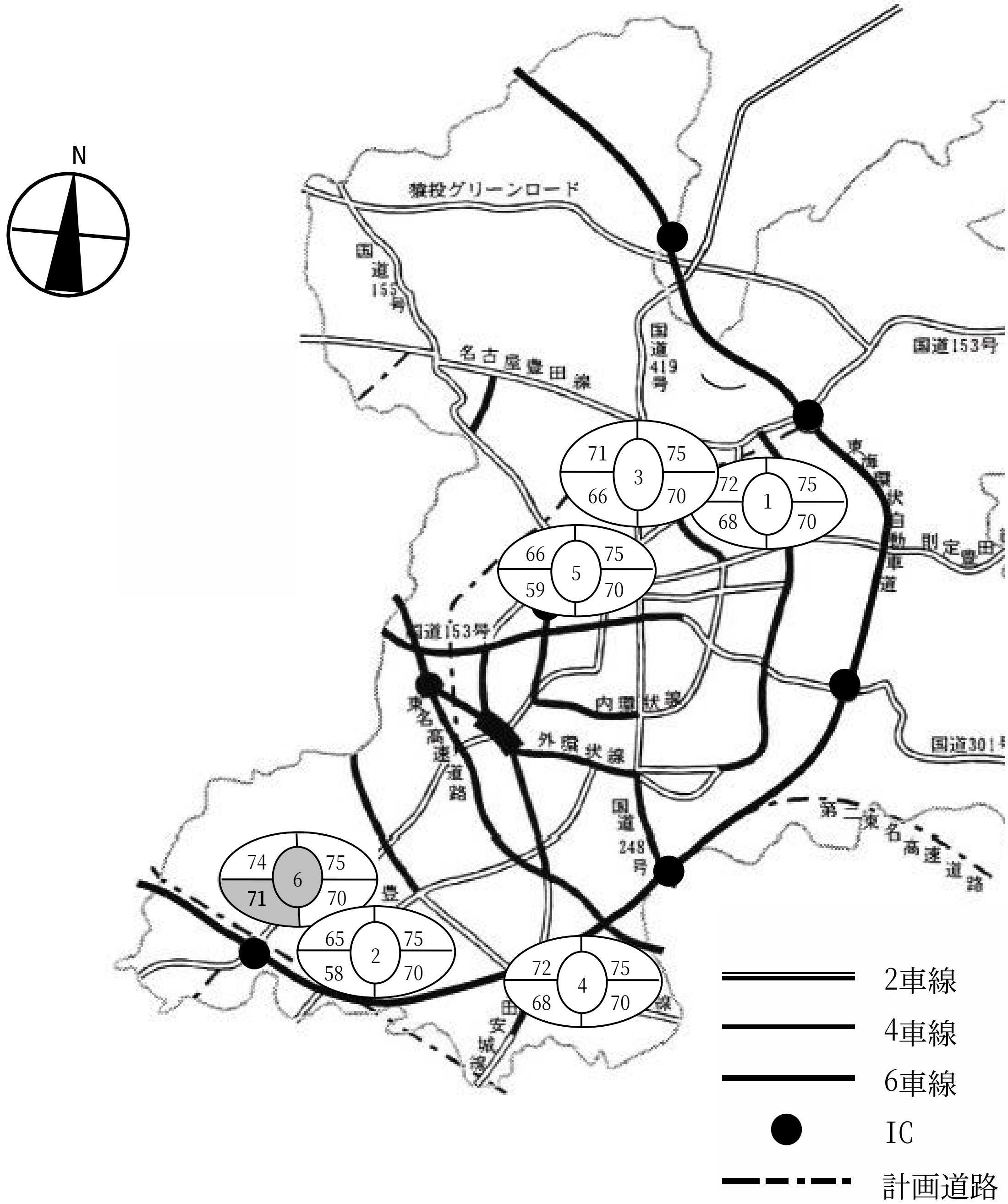

①一般国道 153 号
②一般国道 155 号
③一般国道 419 号
④一般県道岡崎豊明線
⑤市道欅通り線
⑥一般国道 155 号

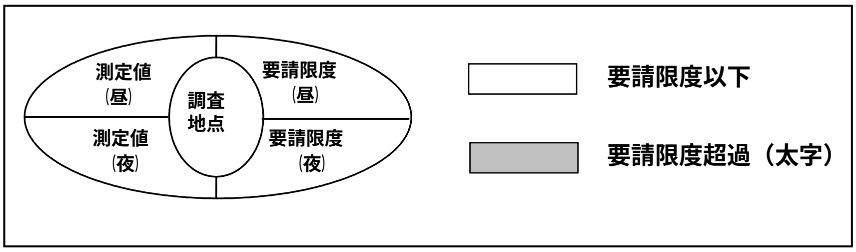

要請限度：道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時に、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べることができる限度をいう。
　騒音及び振動に関して、区域の区分ごとに、昼間、夜間それぞれの時間帯における要請限度値が定められている。

表　自動車騒音調査結果－要請限度適合状況－

測定地点			区域の区分	適合状況		騒音レベル［dB］	
						昼　間	夜　間
1	一般国道 153 号（2）	平戸橋町太戸	b区分（幹線道路）	○	測定値	72	68
					要請限度値	75	70
2	一般国道 155 号（4）	若林西町西千間	b区分（幹線道路）	○	測定値	65	58
					要請限度値	75	70
3	一般国道 419 号（1）	京町 5 丁目	b区分（幹線道路）	○	測定値	71	66
					要請限度値	75	70
4	一般県道岡崎豊明線	上郷町薮間	b区分（幹線道路）	○	測定値	72	68
					要請限度値	75	70
5	市道欅通り線	若宮町 6 丁目	c区分（幹線道路）	○	測定値	66	59
					要請限度値	75	70
6	一般国道 155 号（1）	高岡本町中部	b区分（幹線道路）	△	測定値	74	71
					要請限度値	75	70

適合状況：○‥適合　　△‥いずれかの時間帯で不適合　　網かけ‥ 要請限度値を超過したもの

表　道路交通振動調査結果－要請限度適合状況－

測定地点			区域の区分	適合状況		振動レベル［dB］	
						昼	夜
1	一般国道 153 号（2）	平戸橋町太戸	第 1 種	○	測定値	44	36
					要請限度値	65	60
4	一般県道岡崎豊明線	上郷町薮間	第 1 種	○	測定値	42	34
					要請限度値	65	60
5	市道欅通り線	若宮町 6 丁目	第 2 種	○	測定値	35	26
					要請限度値	70	65

適合状況：○‥適合　　△‥いずれかの時間帯で不適合　　網かけ‥ 要請限度値を超過したもの

②環境騒音調査

環境基本法により、騒音については、一般地域と道路に面する地域に環境基準が定められています。平成 19 年度は、一般地域にあたる 11 地点の調査をした結果、昼間・夜間とも環境基準に適合した割合は、90.9%でした。また、道路に面する地域にあたる 5 区間の調査をして、面的評価を行いました。その結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した割合は 86.9%でした。（環境保全課）

表　環境騒音調査結果―環境基準との適合状況―　　　　単位:dB

一般地域（11 地点）				
類型	項目	昼間	夜間	昼間・夜間
A	時間帯平均値／環境基準値	48／55	43／45	
	適合率 （適合地点数／測定地点数）	100% （6/6）	83.3% （5/6）	83.3% （5/6）
B	時間帯平均値／環境基準値	51／55	43／45	
	適合率 （適合地点数／測定地点数）	100% （3/3）	100% （3/3）	100% （3/3）
C	時間帯平均値／環境基準値	52／60	41／50	
	適合率 （適合地点数／測定地点数）	100% (2/2)	100% (2/2)	100% (2/2)
合　　計		100.0% (11/11)	90.9% （10/11）	90.9% （10/11）
道路に面する地域（5 区間）				
評価区間内全戸数		2,006 戸		
環境基準達成戸数		1,778 戸	1,764 戸	1,743 戸
環境基準達成率		88.6%	87.9%	86.9%

【環境騒音調査概要】

○市域を 1km メッシュに分割し、その中から地域を代表する地点を選定し、環境騒音調査を実施

○調査地点数…環境基準に係る地点　16 地点（一般の地域 11 地点、道路に面する地域 5 区間）

○調査実施時間帯…昼間　6：00～22：00、夜間　22：00～6：00

※道路に面する地域の面的評価。

道路に面する地域について、一定地域内の全ての住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及びその割合により評価するもの。

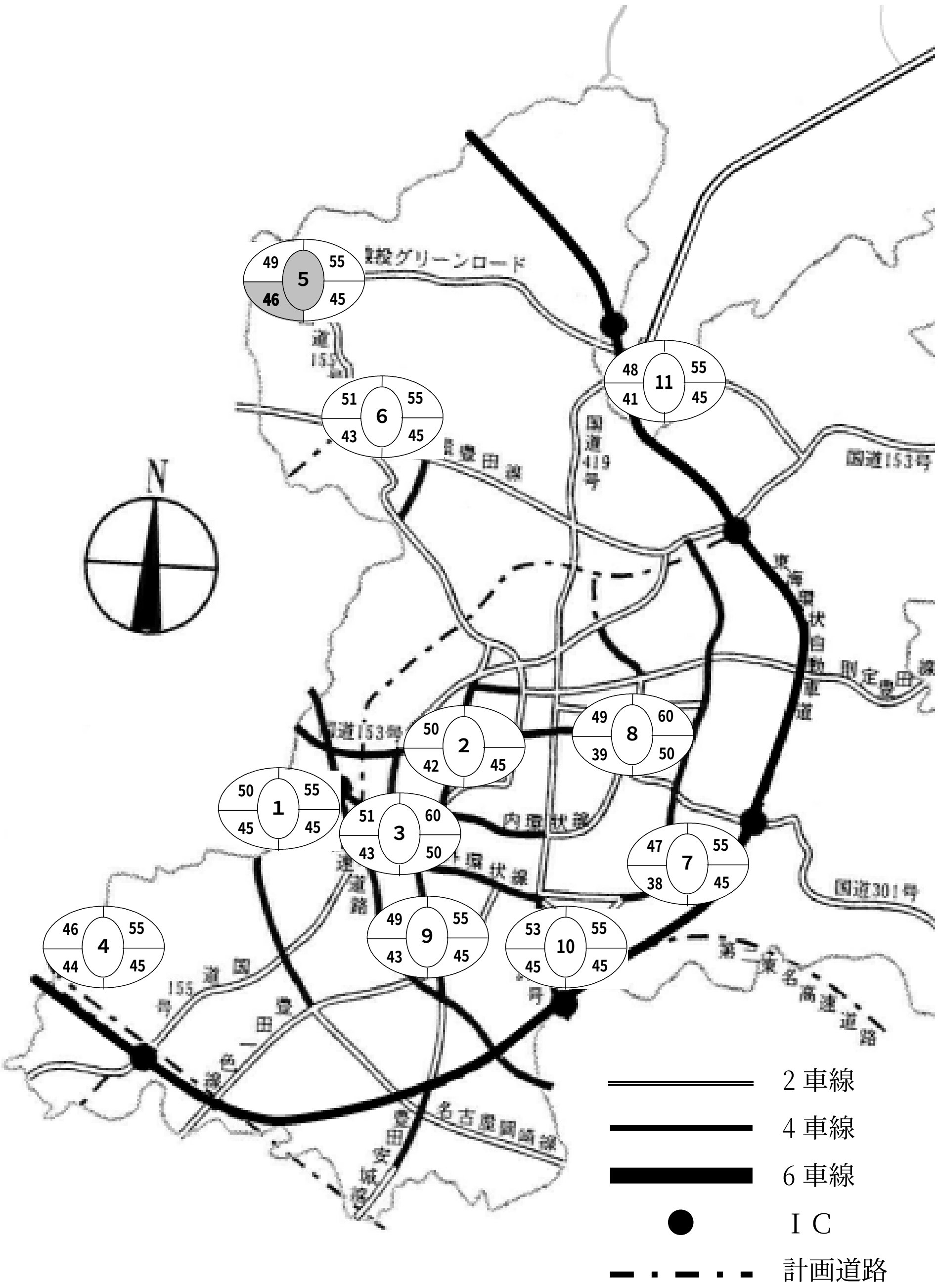

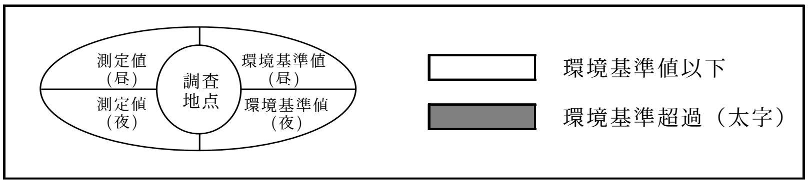

①豊田市田中町 3 丁目　②豊田市錦町 1 丁目　③豊田市緑ケ丘 2 丁目　④豊田市西岡町保ヶ山
⑤豊田市八草町割田　⑥豊田市保見町北山　⑦豊田市五ケ丘 3 丁目　⑧豊田市神池町 2 丁目
⑨豊田市永覚新町 3 丁目　⑩豊田市鴛鴨町畔畑　⑪豊田市西中山町後田

＜参考＞

表　騒音に係る環境基準

（単位：dB）

<table>
<tr><th rowspan="3">類型</th><th rowspan="3">該当地域</th><th colspan="5">基準値</th></tr>
<tr><th colspan="2">一般地域</th><th colspan="3">道路に面する地域</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>地域区分</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td>A</td><td>第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域</td><td rowspan="2">55
以下</td><td rowspan="2">45
以下</td><td>2 車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>60
以下</td><td>55
以下</td></tr>
<tr><td>B</td><td>第1種住居地域
第2種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td><td>2 車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td rowspan="2">65
以下</td><td rowspan="2">60
以下</td></tr>
<tr><td>C</td><td>近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域</td><td>60
以下</td><td>50
以下</td><td>車線を有する道路に面する地域</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>幹線交通を担う道路に
近接する空間における特例
（全地域共通）</td><td>70
以下</td><td>65
以下</td><td>(備考)　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。</td></tr>
</table>

幹線交通を担う道路：(1)道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）

(2)上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

時間区分：昼間…6：00～22：00　　夜間…22：00～6：00

（２）騒音・振動対策

①事業所対策

事業者が金属加工機械等の特定施設を設置する場合、施設の規模、能力等の届出を行うことや規制値を遵守することが、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により義務づけられています。

市は、公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入調査、測定及び指導等を行っています。（環境保全課）

表　騒音･振動関係届出状況（事業所数と施設数）（平成 19 年度末現在）

騒音規制法 特定施設		騒音規制法 特定施設	県条例 騒音発生施設
事業所数		867	740
施設数		6,965	13,749
施設名	1 金属加工機械	3,032	3,714
	2 (法)圧縮機及び送風機 (条例)冷却機	2,397	3,371
	3 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	225	127
	4 織機	11	1
	5 建設用資材製造機械	89	11
	6 穀物用製粉機	2	20
	7 木材加工機械	121	28
	8 抄紙機	2	0
	9 印刷機械	171	13
	10 合成樹脂用射出成形機	903	607
	11 鋳造造形機	12	66
	12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		156
	13 送風機及び排風機		5,075
	14 走行クレーン		473
	15 洗びん機		2
	16 真空ポンプ		85

振動規制法 特定施設		振動規制法 特定施設	県条例 振動発生施設
事業所数		661	825
施設数		6,349	15,618
施設名	1 金属加工機械	3,444	3,731
	2 圧縮機及び冷凍機	1,444	4,126
	3 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	214	159
	4 織機	3	1
	5 コンクリートブロックマシーン	10	0
	6 木材加工機械	3	0
	7 印刷機械	122	3
	8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	1	0
	9 合成樹脂用射出成形機	1,082	483
	10 鋳造造形機	26	16
	11 穀物用製粉機		1
	12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		215
	13 送風機及び排風機		6,883

②特定建設作業

道路工事等の土木作業や建物等の建設作業は、一定の期間中に行われる一過性のものですが、大きな騒音や振動を発生する恐れのある機械類が使用されるため、周辺住民の生活環境に少なからず影響を与える懸念があります。くい打ち等の特定建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法、及び県民の生活環境の保全等に関する条例によって、施工者は特定建設作業実施の届出及び規制基準の遵守が義務づけられています。

市では、届出の受理を行うとともに、低騒音型機械の使用や騒音、振動の少ない工法の活用等について指導を行っています。

平成 19 年度の特定建設作業実施に係る届出の内訳は、騒音については騒音規制法 1,714 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 3,496 件、振動については振動規制法 495 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 130 件でした。（環境保全課）

2　悪臭対策

感覚公害にあたる悪臭は、特に個人差により悪臭としてのとらえ方に差が生じやすく、かつ、悪臭の発生源は多種多様で防止対策も難しいことから、悪臭公害の解決は容易ではありません。

悪臭防止法によって、事業場にはアンモニア、硫化水素等 22 物質の特定悪臭物質の排出規制が適用されます。また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産業等の悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務づけられています。市内には、悪臭関係工場が 79 事業場あります。

平成 19 年度は、延べ 90 事業場について立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。

また、悪臭防止法に基づく規制方法として、「臭気指数規制」の導入の検討をし、市内事業者のアンケート調査・ヒアリング等を実施しました。（環境保全課）

表　悪臭関係工場等届出状況

業　種		悪臭関係工場数 (平成 20 年 3 月)
畜産業	養豚	4
	養鶏	18
	酪農	39
飼料、肥料製造業		2
ゴム製品製造業		2
鋳物製造業		3
し尿処理場		3
ごみ処理場		7
終末処理場		1
合　計		79

第７節　近隣公害対策

１　公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

平成 19 年度の苦情相談件数は 310 件でした。

苦情の種類としては、野外焼却等に起因する大気汚染 141 件（38%）、騒音 82 件（22%）及び悪臭 82 件（22%）に関する苦情が、全体の約８割を占めました。（環境保全課）

表　公害に関する苦情受付件数

種　　類	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	主　な　原　因
大　気	162	131	183	154	141	野焼きや焼却炉のばい煙 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水　質	33	22	33	23	28	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚濁水の流出
騒　音	60	80	92	76	82	工場の作業音、建設の作業音、飲食店のカラオケ
振　動	8	9	5	10	8	建設作業、通過車輌
悪　臭	63	64	106	69	82	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	15	31	78	79	27	廃棄物、電波障害、害虫の発生
合　計※	302	294	440	380	310	

※苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがあります。

２　ごみ散乱防止対策

空き缶等ごみの散乱を防止し快適な生活環境を確保するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」を定め、市民への啓発に努めています。（清掃業務課）

【空き缶等ごみ散乱防止対策】
　啓発活動
　犬のフン防止看板の配布
　ポケット灰皿の配布

３　あき地環境保全

あき地の管理を適正に行わないで放置しておくと、雑草などが生い茂り、害虫の発生やごみなどの不法投棄が行われたり、火災若しくは犯罪の原因となるなど、生活環境に重大な支障が生じる恐れがあります。

本市では、市民の快適で清潔な生活環境を保全するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」を制定し、あき地の所有者又は管理者が、あき地が放置状態にならないように維持管理する義務があることを定めています。条例に基づき、あき地の維持管理が不良状態にあるとき又はその恐れがあるときは指導や勧告を行い、あき地の環境保全に努めています。

平成 19 年度は、64 件の指導助言を行いました。（清掃業務課）

第８節　化学物質対策

１　ダイオキシン類

（１）ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）」が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

また、法の中で大気の汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という）が設定された他、法第 26 条第 1 項で、環境中のダイオキシン類の常時監視についても規定されています。

本市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。平成 19 年度の調査結果は、次のとおりです。（環境保全課）

①大気環境について

平成 19 年度は、南部大気測定局（竹元町）及び藤岡支所（藤岡飯野町）の 2 地点で年 4 回調査したところ、各調査地点の年平均値は 0.017～0.060 pg-TEQ/m^3でした。これらすべての地点において、大気環境基準（年平均値で 0.6 pg-TEQ/m^3以下）を下回りました。

また、平成１９年度の調査結果は、前年度の調査結果（0.018～0.049 pg-TEQ/m^3)、「平成 18 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省)」の全国平均値と比較しても同程度でした。

②水環境について

河川水質は、矢作川、逢妻女川及び逢妻男川の 3 地点で年 2 回水質調査をしたところ、年平均値は 0.082～0.31 pg-TEQ/ℓ の範囲であり、水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/ℓ 以下）を下回りました。

河川底質は、河川水質と同地点で夏期に調査したところ、調査結果は 0.24～0.70 pg-TEQ/g の範囲であり、底質環境基準（150 pg-TEQ/g）を下回りました。

地下水質は、永覚町、東大島町、新盛町及び乙ヶ林町地内の 4 地点で年 1 回調査したところ、調査結果は 0.065～0.066 pg-TEQ/ℓ の範囲でした。これら全ての地点において水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/ℓ 以下）を下回りました。

なお、「平成 18 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省)」と比較すると、河川水質と地下水質については同程度であり、河川底質については下回りました。

③土壌環境について

土壌環境は、豊田市柳川瀬運動場（畝部東町）、市木小学校（市木町）、みずきの里鼎館（御内町）及び御蔵小学校（御蔵町）の 4 地点で年 1 回調査した結果は、0.00022～0.0011 pg-TEQ/g であり、土壌環境基準（1,000 pg-TEQ/g 以下）及び調査指標値（250 pg-TEQ/g）を下回りました。「平成 18 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較しても低い値でした。

表　調査結果の概要

調査区分		地点数	濃度範囲	全国平均	環境基準
大気環境 （pg-TEQ/m³）		2	0.017～0.060	0.050	0.6 以下
水環境	河川水質 （pg-TEQ/ℓ）	3	0.082～0.31	0.21	1 以下
	河川底質 （pg-TEQ/g）	3	0.24～0.70	6.7	150 以下
	地下水質 （pg-TEQ/ℓ）	4	0.065～0.066	0.056	1 以下
土壌環境 （pg-TEQ/g）		4	0.00022～ 0.0011	1.9	1,000 以下

※　TEQ：毒性等量

ダイオキシン類調査地点図

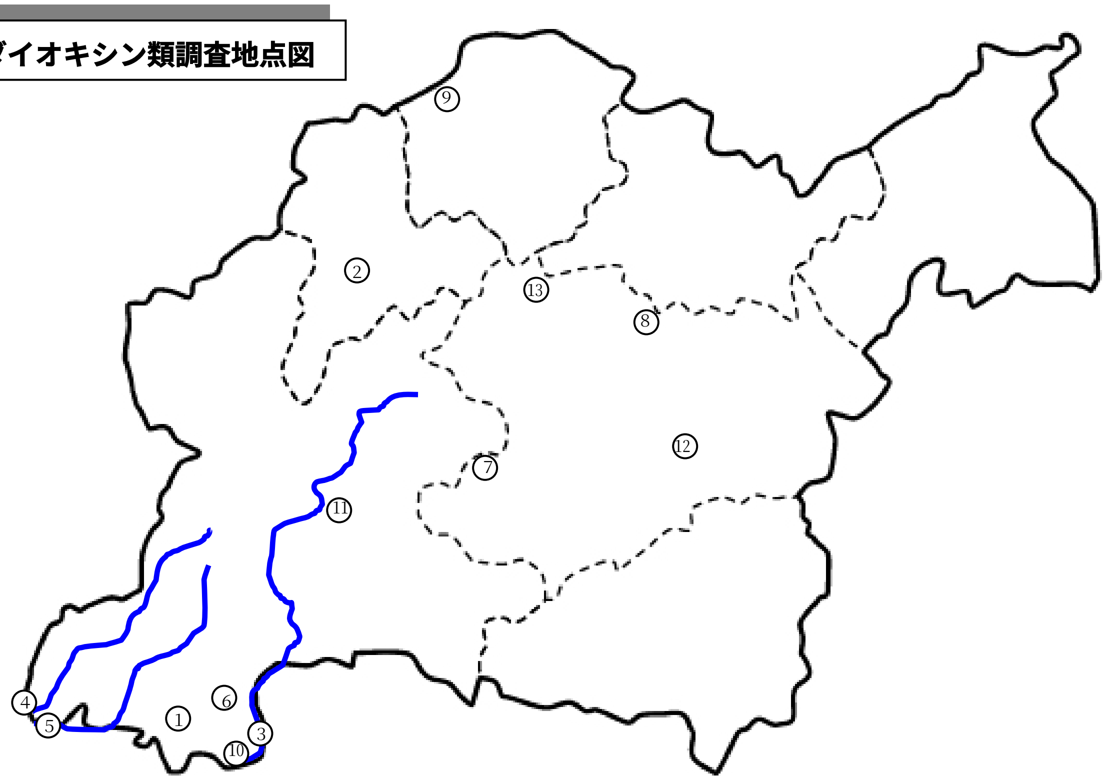

記号	調査 区分	地点名	記号	調査 区分	地点名
①	大気	豊田市南部大気測定局	⑥	水 (地下水質)	永覚町
②		藤岡支所	⑦		東大島町
③	水 (河川水質 ・底質)	矢作川（天神橋）	⑧		新盛町
④		逢妻女川（駒新橋）	⑨		乙ヶ林町
⑤		逢妻男川（雲目橋）	⑩	土壌	豊田市柳川瀬公園
			⑪		豊田市市木小学校
			⑫		みずきの里鼎館
			⑬		旧阿蔵小学校

（２）ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設設置事業者は、毎年１回以上排出ガス、排出水、及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を市に報告することとされています。

平成 19 年度に事業者が行った測定については、廃棄物焼却炉等 51 施設の排出ガスについて市に報告があり、測定結果は全て排出基準に適合していました。また、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻や集じん機で集められたばいじんについては、16 施設から報告があり、すべての施設において処理基準に適合していました。

また、市は、廃棄物焼却炉２施設とアルミニウム合金製造施設１施設の排出ガスについて行政検査を実施しました。その結果、廃棄物焼却炉１施設で排出基準 0.1ng-TEQ/m^{3}N という排出基準を超える結果となりました。市は、事業者に対して早急に原因究明ならびに排出基準を遵守できる対策を講ずるように指導しました。それを受け、当該事業者が運転管理の改善を行いました。その後、再度検査を行い、結果は排出基準に適合していました。

平成 19 年度末現在の届出施設数については、大気基準適用施設 56 施設、水質基準対象施設 51 施設が届出されています。

廃棄物焼却炉は、法が施行された平成 11 年度末当時では 205 施設が設置されていましたが、平成 14 年 12 月から適用された排出基準の強化等によりその数は減少し、平成 19 年度末時点では 20 施設が設置されています。（環境保全課）

表　特定施設設置数（平成 19 年度末現在）

大気基準適用施設						
特定施設種類	施設数					
	H14	H15	H16	H17	H18	H19
アルミニウム合金製造施設	36	35	34	35	35	36
廃棄物焼却炉	24	27	26	27	26	20
計	60	62	60	62	61	56

水質基準対象施設						
特定施設種類	施設数					
	H14	H15	H16	H17	H18	H19
アルミニウム合金製造施設の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	1	1	1
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	4	9	8	9	9	10
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第12号の２及び第13号に掲げる施設	0	0	40	40	40	40
計	4	9	48	50	50	51

（３）渡刈クリーンセンターにおけるダイオキシン類削減対策

平成 19 年４月に稼動した渡刈クリーンセンターは、ダイオキシン類の削減対策として、ろ過式集じん機など最新鋭の設備を導入し、法規規制値の 10 分の１以下に除去しています。渡刈クリーンセンターの排ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。（清掃施設課）

表　渡刈清掃工場排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m³N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m³N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m³N]
1号炉	H19.12. 3	0.002 未満	0.008	18	12	0.00013※1
2号炉	H20. 3.12	0.002 未満	0.011	22	19	0.000051※2
3号炉	H20. 1. 9	0.002 未満	0.008	22	20	0.000063※3
規制基準		0.04	9.0	250	700	0.1

備考 ※1　ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類のみH20. 1.22測定
※2　ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類のみH20.12.11測定
※3　ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類のみH20. 1.23測定

（４）藤岡プラントにおけるダイオキシン類削減対策

平成６年に稼動した藤岡プラント３号炉は、ダイオキシン類の削減対策としてろ過式集じん機などの設備を導入し、法規制値以下に除去しています。藤岡プラントの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。（清掃施設課）

表　藤岡プラント排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m³N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m³N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m³N]
3号炉	H19. 11. 2	0.002未満	0.224	125	253	0.016※1
規制基準		0.15	17.5	250	700	5

備考　※1　ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類のみH19.12.13測定

２　ＰＣＢ調査

ＰＣＢは、製造と使用が禁止されてから、長期間に渡って保管が義務づけられてきましたが、平成 10 年度の厚生省の実態調査で多くのＰＣＢ廃棄物が不明・紛失していることが判明し、ＰＣＢの環境中への拡散による環境汚染のリスク拡大が懸念されています。

そして、平成 13 年 7 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、ＰＣＢ廃棄物保管事業者に 15 年以内の処理が義務づけられるとともに、ＰＣＢ廃棄物に関する届出等によって、その保管量や保管状況が明らかになってきました。

現在、本市において、日本環境安全事業（株）によって東海 4 県を処理対象とした豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設が運転されています。処理施設の付近を始めとした市内の一般環境中におけるＰＣＢの状況調査を行いました。

平成 19 年度の調査では、すべての調査地点でＰＣＢが検出されました。検出されたＰＣＢ濃度は、環境省が公表した全国調査結果の範囲内であり、全国的にみても一般的な濃度レベルです。

（環境保全課）

表　ＰＣＢ調査結果一覧

調査区分	地点数	調査項目※1	調査結果		全国調査結果※2
			範囲	平均値	
大気	2	Co-PCBs (pg-TEQ/m^3)	0.0023～0.0031	0.026	―
		PCB 総量(pg/m^3)	90～170	130	19～1,500
河川水質	2	Co-PCBs (pg-TEQ/ℓ)	0.024～0.10	0.048	―
		PCB 総量(pg/ℓ)	180～1,300	740	14～4,300
河川底質	2	Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.025～0.081	0.053	―
		PCB 総量(pg/g)	420～1,300	860	35～690,000
土壌	1	Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.18	―	―
		PCB 総量(pg/g)	340	―	―

※1 Co-PCB は TEQ（毒性等量）で、PCB 総量は濃度で表す。
※2 環境省　平成 18 年度モニタリング調査結果

ＰＣＢ環境調査地点図

調査地点		調査区分
①	山之手小学校	大気、土壌
②	南部大気測定局	大気
③	逢妻男川(PCB 廃棄物処理施設　直近)	河川水質・底質
④	逢妻男川(雲目橋)	河川水質・底質

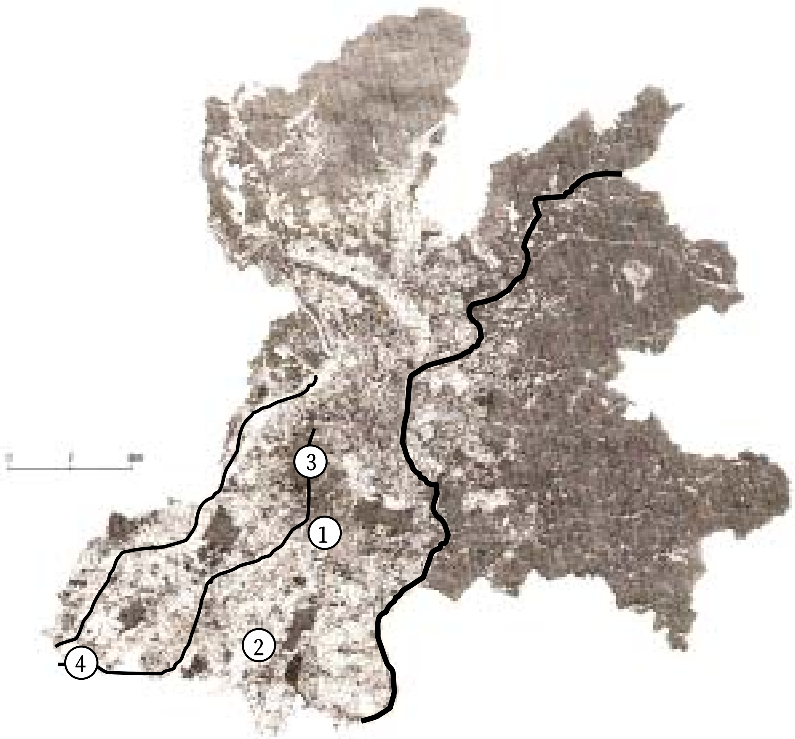

３　ＰＲＴＲ制度

ＰＲＴＲ制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みです。平成 11 年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象化学物質や届出をしなければならない事業者などが決められています。届出対象業種は 23 業種、届出対象化学物質は、第一種指定化学物質（354 物質）、特定第一種指定化学物質（12 物質）になります。

ＰＲＴＲ制度によって、事業所は使用している化学物質の種類や排出量を把握することで、無駄を省くなど、自主的な管理が進みます。

平成 19 年度には、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの 1 年間の排出量及び移動量について、185 の事業所から届出がありました。（環境保全課）

（１）届出排出量及び移動量

届出排出量・移動量の合計は、約 3,025ｔとなっています。

排出量は約 2,371ｔ、移動量は約 654ｔでした。なお、土壌への排出、下水道への移動及び当該事業所内での埋立て処分の届出はありませんでした。（環境保全課）

化学物質の排出先及び移動先とその量（平成 18 年度分）

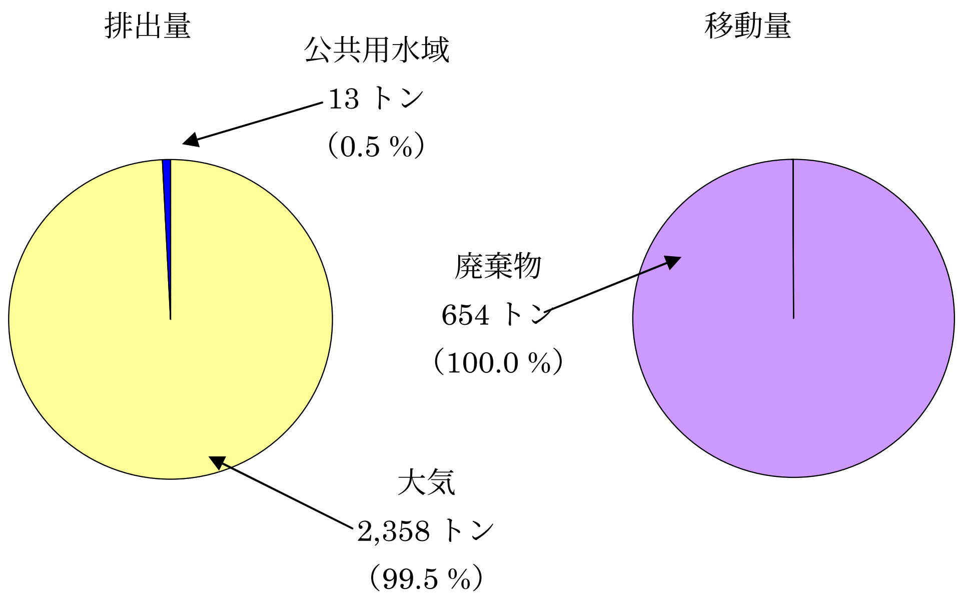

（２）大気への排出量が多い物質

大気への排出量が多い上位 10 物質とその排出量は、下図のとおりです。

届出排出量の合計の多い順にトルエン 1,114 t 、キシレン 721 t 、エチルベンゼン 306 t の順になっています。（環境保全課）

大気への排出量の上位 10 物質とその排出量（平成 18 年度分）

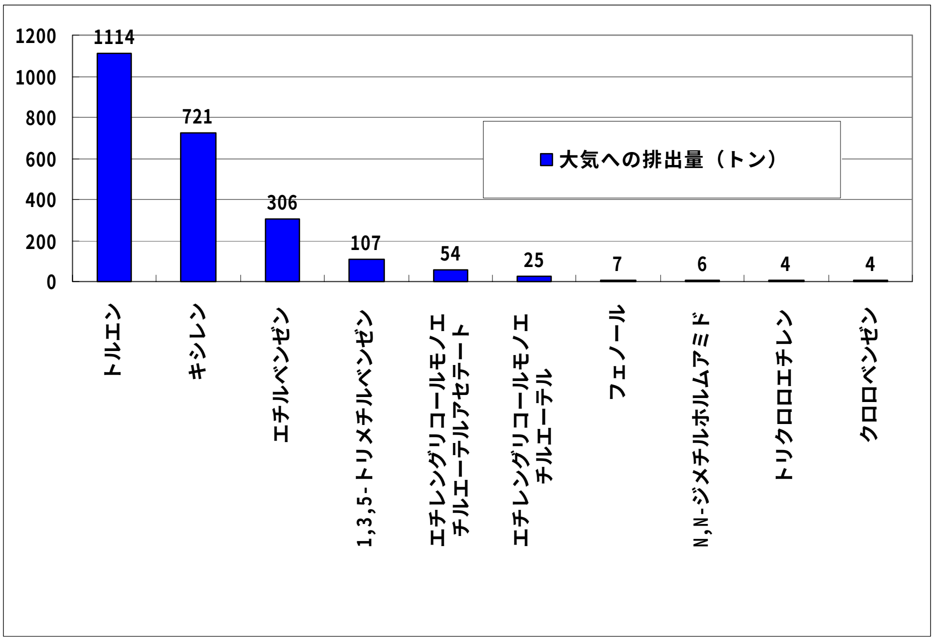

（３）事業所外への移動量が多い物質

事業所外への移動量が多い上位 10 物質とその移動量は、下図のとおりです。

届出移動量の合計の多い順にトルエン 166t、キシレン 75t、エチレングリコール 60t の順になっています。

移動量の上位 10 物質とその移動量（平成 18 年度分）

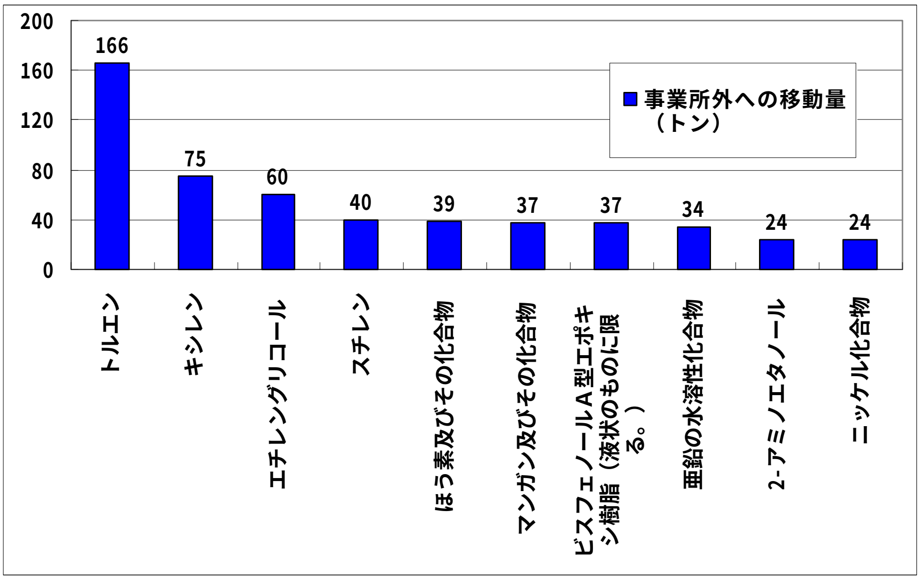

第５章　快適で魅力あふれる環境が整備されたまちづくり

緑のネットワークの形成

１　緑化の推進

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与え、豊かな人間性を育むには欠くことのできないものであり、本市では、第 7 次豊田市総合計画で掲げる「人が輝き　環境にやさしく　躍進するまち・とよた」、豊田市環境基本計画で掲げる「豊かな自然と共生するまち」の実現をめざしています。

また、豊田市緑の基本計画では、めざすべき緑の姿を示す指標を「緑地率の維持（67.1%)」、「都心中心部の緑被面積の増（+7,000 ㎡)」「市街化区域の身近な公園･緑地の配置率の向上（59.6%⇒71%)」として、平成 29 年度までの基本目標に掲げ、公園や緑地の整備、公共施設の緑化、市民の緑化意識向上のための施策を積極的に行っています。

（都市計画課、公園課）

（１）公共施設の緑化

公園、緑地、学校、道路、交流館などの公共用地の緑化を推進しています。

平成 19 年度は、20 事業で高木 287 本、低木 15,114 本、地被類 8,731 ㎡を植栽しました。

表　公共施設緑化の主なもの

公共用地	整備状況（平成 19 年度末）
公園、緑地	●若園緑地整備事業始め 12 事業 高木 127 本、低木 7,249 本、地被類 2,913 ㎡
道　路	●都市計画道路浄水駅南通り線植栽整備事業始め 3 事業 高木 153 本、低木 4,960 本、地被類 623 ㎡
公共施設	●市営市木町住宅建設植栽工事始め 3 事業 高木 7 本、低木 2,905 本、地被類 5,195 ㎡

（２）樹木の配布

①記念樹の配布

出生、結婚、転入、新築をされた方に、記念として緑化木の苗木を配布しています。届出をされた市の窓口で記念樹引換券を渡し、西山公園で交換しています。平成 19 年度は、ケヤキ、ゲッケイジュ、サルスベリ、サザンカ、ベンジャミン、ハナミズキ、アジサイ、ローズマリー、バラの 9 種、1,650 本を配布しました。

また、新入学を祝って、新一年生に、記念樹として苗木を贈っています。平成 19 年度は、コデマリ、キンモクセイ、ハナミズキ、ベンジャミンの 4 種、4,311 本を配布しました。

②緑化木配布事業

緑化の普及、潤いと安らぎのあるまちづくりのため、県補助を受け苗木を配布しています。

【緑化木の配布】
O‘07 とよた緑花まつり

(4月28日)	キレンゲツツジ	500本	公園課（県補助）
	ドウダンツツジ	500本	公園課（県補助）
(4月29日)	フサスグリ	500本	公園課（県補助）
	ヒペリカム	500本	公園緑地協会
(4月30日)	ピンクネコヤナギ	1,000本	公園緑地協会

（３）フラワーロード事業

花の演出による道路環境整備を行い、快適で印象に残るもてなし空間の創出と、潤いと安らぎを感じることができるよう、フラワーロード（4路線　30.5ｋｍ）を平成16年度に選定しました。

平成19年度は、地元住民等の協力を得て、4路線で、27か所の花壇と約1,670基のプランターによる花飾りを実施しました。

国道153号の本新町地内にある中央分離帯に、草花などの植栽を行っています。平成19年度は、春にハナナ、夏～秋にヒマワリ、マリーゴールドなどを植栽し、通行する人が四季の花を楽しみました。

（４）花飾りモデル地区

足助地区の中心市街地を花飾りモデル地区として18、19年度にかけ地元住民等の協力を得て約300箇所の花飾りを実施しました。

また、19年度は稲武地区の中心市街地もモデル地区に指定し、花飾りの実施計画を策定しました。

２　（財）豊田市公園緑地協会

（１）西山公園（都市緑化植物園：緑の相談所）

西山公園（西山町、6.4ha）は、市民の緑化意識を高め、植栽知識の普及を進めることを目的とした都市緑化植物園です。市民へ緑化に関する正しい知識や情報を提供するため、緑化相談や講習会を開催しています。

（２）豊田市みどりの推進基金

豊田市みどりの推進基金は、市民からの寄付と豊田市の出資金で積立てられた基金です。平成19年度末現在、基金の合計は、525,510,856円です。この果実（利子）を緑化推進事業に役立てています。（財）豊田市公園緑地協会が、基金の管理・運営を行い、事業を実施しています。

（３）緑の募金

区長会の協力により、緑の募金への家庭募金にご協力いただき、緑化の推進を図っています。

平成19年度は、募金総額23,894,904円で、（社）愛知県緑化推進委員会から20,310,668円の交付を受けました。この交付金は、豊田市みどりの推進基金の果実（利子）とともに、次のような緑化推進事業に役立てています。

【豊田市みどりの推進基金及び緑の募金の交付金による事業】

'07とよた緑花まつり
市民に植木などを提供、緑化の普及を行う
開催日：平成19年4月28日～4月30日
場　所：豊田スタジアム
参加者：約6万人

各種園芸講座の開催
市民を対象に、四季折々の花や緑に関する園芸講座を開催し、植栽知識の普及を図る
計22回開催、参加者482人

緑化相談
木や花に関する相談や指導
内容：庭木の樹種選定、害虫予防、手入れの仕方等
相談件数：853件

樹木植栽への助成
地域における緑の拠点づくりを進めるため、緑化事業に助成（20自治区、3,210本）

花いっぱい運動
市民参加による潤いのあるまちづくりをめざす

●花のあるまちづくりコンテスト
市民花壇の部
50団体が参加し、37団体表彰
花のあるまちづくりの部
個人25名、団体15 団体、企業2社、学校3校が参加し、27名（団体）表彰

●草花の種子の配布
年3回、23品種52,628袋を配布

●花いっぱい助成
花のあるまちづくりの推進を図るため、花壇、プランターの設置及び花苗等の購入を行った団体に対し助成（137団体）

第６章　「環境都市・とよた」を築くため、参加と協働ができるまちづくり

第１節　環境情報の提供

１　「環境報告書」等による情報公開

本市では、市の環境に関する施策を「環境報告書」として、清掃事業に関する施策を「清掃事業の概要」として冊子にまとめ広く公開しています。

同様に、毎年の大気、水質、騒音・振動などの環境調査を実施し、その結果も「環境調査報告書」として冊子にとりまとめ広く公開しています。

２　ホームページによる情報公開・提供

市のホームページを通じて、各種環境調査の結果や市の施策・支援制度に関する情報提供、環境学習講座の開催案内や、環境学習に関する人材や教材などの情報提供を行っています。

図　環境部各課のトップページ　http://www.city.toyota.aichi.jp/

環境政策課のトップページ

環境保全課のトップページ

廃棄物対策課のトップページ

清掃管理課のトップページ

清掃業務課のトップページ

清掃施設課のトップページ

第２節　環境教育、環境学習の充実

１　学校の取組み

（1）環境教育

本市の学校では、市内を流れる川の水質汚濁の調査、通学路や側溝の清掃活動、鳥の巣箱かけや給餌などの愛鳥活動など、自然保護や環境保全活動に取組んでいます。また、小学校では 6 校で野生の生き物が生きていくために必要なビオトープ（生物生息空間）を校内につくり、自然とともに生活することを重視した環境教育を進めています。現在、こうした体験的な活動を重視した環境教育の多くは、平成 14 年度から実施されている総合的な学習の時間に位置づけて実践しています。（学校教育課）

○自然保護・環境保全を目的とした環境教育

・ゲンジボタル等生きものの飼育・保護活動
・側溝、地下道、河川の清掃活動
・里山をはじめとする校区内のクリーン活動
・苗木の栽培、植樹等緑化活動
・探鳥会・巣箱づくり・給餌などの愛鳥活動
・河川の水質汚濁の調査活動
・空き缶等リサイクル活動
・ごみの分別活動
・残飯等の堆肥化

○ビオトープ設置校

学　校　名		整備年度
1	畝部小学校	平成 10 年
2	衣丘小学校	平成 12 年
3	挙母小学校	平成 12 年
4	寿恵野小学校	平成 13 年
5	朝日小学校	平成 14 年
6	五ケ丘東小学校	平成 17 年

（２）矢作川の小さな見張り番　－西広瀬小学校の水質監視の取組み

昭和 51 年 7 月、西広瀬小学校の児童たちは、目の前を流れる矢作川が汚れているのに気づき、水遊びのできるきれいな川にしようと透視度による水質調査を始めました。この水質調査は、一日も休まず続けられ、平成 20 年 3 月 31 日で連続 11,595 日になりました。

この活動は、流域の住民の共感を呼び、河川愛護運動のきっかけとなるとともに、環境保全活動の一つとして全国に紹介されています。平成 10 年度には日本水大賞の審査部会特別賞を受賞し、その後も様々な賞を受賞しています。

この活動を市民に紹介し河川愛護についての理解を深めるため、市役所ロビーに水質監視データ掲示板を設置し、西広瀬小学校の活動内容と、毎日送られてくる水の透視度を掲示しています。（環境政策課）

水質調査

（３）水生生物調査

水生生物調査は、河川に棲んでいる水生生物の種類や数を調べることで、理化学的な水質検査で分かるような瞬間の水質ではなく、その河川の継続的な水質汚濁状況を知るための調査です。

水がきれいであれば、きれいな水を好む生物が棲み、水が汚れていれば、汚い水でも耐えられる生物が棲むように、河川の環境がそこに棲む生物の種類を決めています。水質の判定方法は、河川の環境がそこに棲む生物の種類で特定できることを利用したもので、特別な装置や知識を必要としないため、誰でも気軽に行うことができます。

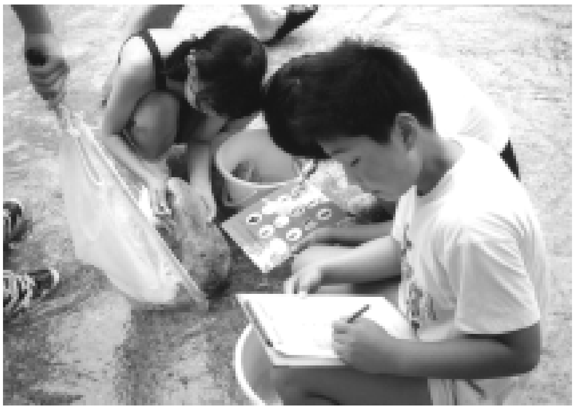

水生生物調査

本市では、平成 6 年度に 2 校で調査を開始、平成 19 年度は小学校 15 校で 19 河川 34 地点を調査し、その結果は、「きれいな水」と判定された地点が多かったものの、年々、河川の水質汚濁が進んでいます。

このような調査は、参加した子どもたちが、自分たちの住む地域の河川に様々な生物が棲んでいることを知り、身近な自然環境を守ることの大切さを理解する機会となっています。（環境政策課）

表　水生生物調査結果

河川名	小学校	参加人数	調査日	調査地点		判定	
広見川	大畑	22 人	7/19	地点 1	阿賀滝橋付近	Ⅲ	きたない水
篭川	加納	36 人	7/4	地点 1	東橋付近	Ⅰ	きれいな水
				地点 2	篭川・加納川合流点	Ⅱ	少しきたない水
飯野川*	西広瀬	12 人	6/28	地点 1	広瀬橋付近	Ⅰ	きれいな水
力石川	中金	18 人	7/18	地点 1	中金小上流	Ⅱ	少しきたない水
				地点 2	中金小中流	Ⅱ	少しきたない水
				地点 3	中金小下流	Ⅱ	少しきたない水
一の瀬川	上鷹見	21 人	6/29	地点 1	上鷹見橋上流	Ⅲ	きたない水
				地点 2	上鷹見橋下流	Ⅱ	少しきたない水
桜田川				地点 1	桜田川	Ⅰ	きれいな水
市木川	市木	116 人	9/5	地点 1	前田橋上流	Ⅳ	大変きたない水
				地点 2	岩本橋付近	Ⅱ	少しきたない水
				地点 3	誠橋付近	Ⅱ	少しきたない水
白山川	幸海	44 人	7/5	地点 1	幸海橋付近	Ⅲ	きたない水
矢並川				地点 1	落合橋付近	Ⅲ	きたない水
仁王川	豊松	4 人	6/28	地点 1	豊栄橋東 100m	Ⅱ	少しきたない水
滝川	九久平	30 人	7/9	地点 1	河原橋中流	Ⅰ	きれいな水
飯野川*	飯野	26 人	7/18	地点 1	藤岡支所前	Ⅰ	きれいな水
巴川	追分	4 人	7/5	地点 1	白さぎ館前	Ⅰ	きれいな水
朝日川				地点 1	足助生コン前	Ⅱ	少しきたない水
介木川	築羽	8 人	7/17	地点 1	矢作川支流①	Ⅰ	きれいな水
				地点 2	矢作川支流②	Ⅰ	きれいな水
久木川	大蔵	10 人	9/5	地点 1	大蔵橋下流（横手山）	Ⅰ	きれいな水
				地点 2	大蔵小前	Ⅰ	きれいな水
菅生川	明和	12 人	7/3	地点 1	千田	Ⅰ	きれいな水
				地点 2	山中	Ⅰ	きれいな水
				地点 3	五反田	Ⅰ	きれいな水
阿摺川				地点 1	平沢	Ⅰ	きれいな水
				地点 2	明川	Ⅰ	きれいな水
段戸川				地点 1	連谷	Ⅰ	きれいな水
				地点 2	大多賀	Ⅰ	きれいな水
郡界川	花山	22 人	7/6	地点 1	花山橋付近	Ⅰ	きれいな水
				地点 2	花山橋上流	Ⅰ	きれいな水
				地点 3	花山橋下流	Ⅲ	きたない水
合計 19 河川	15 校	385 人		34 地点		Ⅰ	19
						Ⅱ	9
						Ⅲ	5
						Ⅳ	1

（4）樹木の大気浄化能力チェック～目で見て分かる樹木の働き～

樹木の大気浄化能力チェックは、学校の校庭など身近に生えている樹木を対象に、樹木が持つ二酸化炭素吸収能力及び大気浄化能力を樹木の蒸散という作用を通じて、参加した子どもたちに測定してもらうことにより、地球温暖化対策や環境保全の必要性について理解と関心を深めることを目的として、県が主体となって平成 2 年度から実施しています。

本市では、平成 19 年度、5 小学校、2 中学校が参加しました。（環境政策課）

○参加校
（小学校） 豊松小学校、明和小学校、稲武小学校、花山小学校、東広瀬小学校 （中学校） 梅坪台中学校、美里中学校

（５）こどもエコクラブ

次の世代を担う子どもたちが、環境を大切にする意識をもち、地域環境、地球環境に関する学習や活動を推進するため、環境省は「こどもエコクラブ事業」を通じて子どもたちの地域の中での主体的な活動を支援しており、市も事務局としてクラブに関する業務を行ってきました。

平成 19 年度の登録は 28 クラブ 679 人で、自然観察、野鳥観察、水生生物調査、ごみの調査、リサイクル活動など、活発な活動を行いました。また、2 月に交流発表会を開催しました。

（環境政策課）

表　とよたこどもエコクラブ

ク　ラ　ブ　名	子ども（人）	ｻﾎﾟｰﾀｰ（人）	グループの種類
やはぎがわエコキッズ！	20	12	その他（稲作及び農体験グループ仲間）
市木 eco-Kids	7	2	近所や地域のお友達
東広瀬環境レンジャーⅡ	13	2	学校のクラブ（東広瀬小学校）
東広瀬里山探検隊	11	1	学校のクラス（東広瀬小学校）
上鷹見小学校エコクラブ	39	9	学校の全校　（上鷹見小学校）
地球を守るこどもたちネットワーク豊田	26	42	その他（自然農法を通しての仲間同士）
ＨＯＭＥ藤沢	11	5	学校の全校　（藤沢小学校）
水辺の防人	12	2	学校のクラブ（井郷中学校）
ホタルこい	22	27	近所や地域のお友達（自然観察の森）
豊松小４年	4	1	学校のクラス（豊松小学校）
井上っ子レンジャー	92	3	学校の学年（井上小学校）
八草エコココロクラブ	2	1	近所や地域のお友達
キッコロだい好きの会	5	4	近所や地域のお友達
ふぉーえう“ぁーあーす	4	1	近所や地域のお友達
いちキッコロ	9	1	近所のお友達
井上エコファイター	85	3	学校の学年（井上小学校）
しまたにエコかぞく	2	2	家族・親戚
梅坪小５年１組　きずなクラブ	37	1	学校のクラス（梅坪小学校）
梅坪小５年２組　Ｖクラブ	37	1	学校のクラス（梅坪小学校）
梅坪小５年３組　チャレンジ隊クラブ	37	1	学校のクラス（梅坪小学校）
梅坪小５年４組　グリーンクラブ	37	1	学校のクラス（梅坪小学校）
梅坪小５年５組　キャロットクラブ	37	1	学校のクラス（梅坪小学校）
中山小エコクラブ１	32	1	学校のクラス（中山小学校）
中山小エコクラブ２	32	1	学校のクラス（中山小学校）
中山小エコクラブ３	33	1	学校のクラス（中山小学校）
いしがせ自然探検隊	17	1	学校のクラブ（東広瀬小学校）
矢作川の見張り番	12	1	学校の全校　（西広瀬小学校）
小林ファミリーエコクラブ	3	2	家族・親戚
合　計　（28 クラブ）	679	130	

２　啓発事業

（１）小学生向け環境学習補助教材

将来を担う子どもたちが、できるだけ早い時期から環境への理解を深め、環境にやさしい行動が自然に身につくよう、小学生向け環境学習補助教材「ぼくもわたしもエコレンジャー」（小学 4 年生向け)、「めざせスーパーエコレンジャー」（小学 6 年生向け）を作成しています。

4 年生向けは、「水」「ごみ」「自然観察」の三つのテーマ、6 年生向けは、「エネルギー」「空気」「食べ物」の三つのテーマに分かれており、学校や家族みんなでそれぞれのテーマについて学んだり、調べたりできるようになっています。また、チェックシートでシールを貼りながら、環境に配慮した行動ができているかをチェックすることができ、環境にやさしい暮らし方を考える機会づくりをしています。（環境政策課）

（２）大人向け環境家計簿

豊田市地球温暖化防止行動計画の市民向け普及啓発用に大人向け環境家計簿「エコライフ実践ノート」を作成しています。このノートは、すぐにできる実践メニューや実践の手助けになる記録をとるための環境家計簿で、出前講座などで普及啓発しています。希望者には無料で配布しています。

（環境政策課）

（３）環境学習教材の貸出・提供

自主的な環境学習を支援するために、生活排水の汚れを簡単に測定できるパックテストなどの教材や書籍、水生生物調査用の器材など各種取り揃え、市内の小中学校、幼稚園、保育園、交流館を始め、活動団体を対象にこれらの教材の貸出や提供を行っています。

平成 19 年度は、37 団体 2,451 名の利用者がありました。（環境政策課）

（４）環境に関する指導者名簿

環境への意識が高まり、環境問題の解決に向け、自らが主体的に学習や参加する気運が広がっています。そのような中、環境学習・活動の手助けの一助として活用していただくため、市内や県内で指導者やアドバイザーとして活躍できる専門知識をもった方を登録した名簿（ホームページでも紹介）を作成し、小中学校、高等学校、交流館などに配布しています。

平成 19 年度の登録者は 126 名です。（環境政策課）

（５）一般向け環境講座

生涯学習、環境教育、環境啓発の一環として、地球環境問題や生活排水対策などのメニューを準備し、ＰＴＡ活動、コミュニティ活動などの各種団体から講座開催依頼を受け、市の職員や環境学習ボランティアが出向いて環境講座を実施しています。

平成 19 年度は、1 講座（3 回）154 名が参加しました。（環境政策課）

（６）環境学習指導者養成講座の開催

地域での環境学習活動を支援するリーダーを養成するため、環境学習指導者養成講座を開催しています。平成 19 年度は、「環境学習リーダー養成講座」、「森の自然案内人養成講座」及び「教職員向け環境学習講座」を開催しました。（環境政策課）

【環境学習リーダー養成講座「展示解説ボランティア育成講座」】 開催日：平成 19 年 11 月 20 日、12 月 4 日、18 日、平成 20 年 1 月 11 日、22 日の全 5 回 参　加：14 人（修了者）
【森の自然案内人養成講座】 開催日：平成 19 年 10 月 13 日、20 日、28 日、11 月 4 日、11 日の全 5 回 参　加：10 人（修了者）
【教職員向け環境学習講座】 ●新規採用教職員研修 開催日：平成 19 年 7 月 4 日、11 日、18 日の 3 回 参　加：75 人 ●新規採用職員（教育保育職）研修 開催日：平成 19 年 10 月 30 日 参　加：40 人

（７）地球温暖化・大気汚染防止推進月間

窒素酸化物等の大気汚染物質の濃度が 1 年で最も高くなる 12 月は、「大気汚染防止推進月間」と定められているのに加え、地球温暖化防止に関して国民各層に取組みを促すため、平成 10 年度から 12 月が「地球温暖化防止推進月間」と定められました。

本市では、地球温暖化・大気汚染防止推進月間に、公共施設・企業によるポスターの掲示、広報とよたへの記事の掲載、企業への立入指導強化などの啓発活動を行っています。

（環境政策課、環境保全課）

（8）ライトダウンキャンペーン

環境省では、2003 年から、地球温暖化防止の普及啓発イベントとして、夏至の日を中心にライトアップ施設や各家庭の消灯を呼びかける「CO_2削減／ライトダウンキャンペーン」を実施しています。

本市では、このキャンペーンの趣旨に賛同して、安全面、防犯面等で支障のない範囲でのライトアップ施設の消灯や家庭での不要な電気の消灯を広く呼びかけ、平成 19 年度は、93 施設が参加しました。（環境政策課）

（９）スターウォッチング

全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）は、星空観察という身近な方法によって大気の調査活動を行うことです。大気環境保全について考え、関心を深める機会づくりとして、昭和 63 年度から全国規模で実施されています。

平成 19 年度は、夏期に豊田市スターウォッチング実行委員会（環境政策課、産業文化センター、豊田天文クラブにて構成）を中心に、旭高原元気村グランドで調査を実施しました。なお、冬期は、曇天のため中止となりました。（環境政策課）

表　全国星空継続観察結果（双眼鏡を用いた観察）

（単位：等級）

	夏　期		冬　期	
	全国平均値	豊田市	全国平均値	豊田市
巨大都市	7.2 （7.5）	9.4 （8.5）	7.5 （8.1）	－
大都市	7.6 （7.6）		7.4 （7.8）	
中都市	8.0 （7.7）		8.0 （7.8）	
小都市	8.6 （8.5）		8.3 （8.4）	

注：（　）内は前年度の等級

（１０）生活排水対策

河川の汚濁原因の約 5 割を占める生活排水対策を推進するため、小中学校や自治区などで環境講座を開催し、リーフレットや生活排水グッズを配布しました。（環境保全課）

（１１）矢作川学校

環境教育の一環として、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成するために、小中学校の総合的学習やコミュニティー自然環境学習や生き物観察会への講師派遣、魚釣りなど川遊びや生き物にふれあうイベントを行っています。平成 19 年度は、28 回 1,348 名が参加しました。（河川課）

３　環境学習施設の整備

「自然環境」と「生活環境（暮らし）」の二つの環境学習施設を、市民参画により整備し、「体験」や「学習」を通じて市民の環境保全活動の実践につなげます。（環境政策課）

（１）「豊田市環境学習施設　ｅｃｏ-Ｔ（エコット）」

「ごみ」と「地球温暖化防止」を学習のコンセプトに、環境について学び、考え、そして具体的な環境配慮行動ができる市民を育てることを目的に環境学習の整備を進め、平成18年11月30日に建設を完了し、平成19年3月28日に竣工式、平成19年6月1日にオープンしました。

平成15年度から整備をはじめ、計画段階から市民の参画を図り、基本計画、運営計画、展示内容などを市民と行政が共働で議論を重ねるとともに、施設の愛称募集を行い、1,907件の応募の中から、公開審査会において eco-T（エコット）に決定しました。

施設には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネ・代エネ設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材なども活用しています。

この施設は、「私たちがつくる私たちの学習施設」をテーマとしており、市民自らの手で運営を企画し、学習プログラムを更新していきます。学習プログラムの内容は、視覚に訴え、ゲーム感覚で興味を引くような工夫をほどこし、生活に密着し、家庭や地域ですぐにでも実行できる20の学習プログラムがあります。

また、この施設は、愛知県地球温暖化防止活動推進センターの支所及び東海４県のポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の処理に関する情報提供・啓発に関する拠点施設としても位置づけられています。

平成19年度は、市内小学校の公共施設見学をはじめ様々な分野での講座（81回）を開催し、16,285人の利用がありました。

豊田市環境学習施設 eco－T（エコット）

インタープリター（市民ボランティア）

（２）自然観察の森周辺地域整備

豊田市自然観察の森及び周辺地域における美しい里山の景観と多様な生きものがすむ環境を守り、楽しく自然とふれあえる“気づき”の森として、自然系の環境学習施設を整備します。市街地に隣接する里山や湿地、ため池などを「サシバのすめる森づくり」をテーマに保全し、学習フィールドとして活用し、主体的に自然や環境の保全活動が行える市民を育むための自然系の環境学習の拠点としていきます。

平成 19 年度は、中心施設となる新ネイチャーセンターほか施設を市民に開かれ、自然環境を学ぶためにふさわしい施設とするため、設計競技方式を採用し、設計を実施しました。

自然観察の森「トンボの湿地」

新ネイチャーセンター計画模型

第３節　市民、事業者、行政の連携強化

１　とよたエコライフ倶楽部の活動

本市では、消費者、事業者及び行政が一体となり、全市的な「買物袋持参運動」を展開しています。

この運動は、単にレジ袋の削減にとどまらず、余分な包装を断るなどごみを元から断ち、資源を無駄にしない社会づくりを進めていくために、身近なことから取組むものです。そして、この運動を契機に、環境にやさしい生活（エコライフ）が市民の間に広まり、商店や製品づくりも環境に配慮したものに変わっていくことをめざしています。

買物袋持参運動

この運動の推進母体として、平成 11 年 3 月に発足した「豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会」は、一層の市民参加と自主性を促すため、平成 16 年 4 月に「とよたエコライフ倶楽部」と改名、組織変更しました。（環境政策課）

平成 19 年度の主な事業内容は次のとおりでした。

（１）豊田市共通シール制度

平成 12 年 6 月から実施している「買物袋持参共通シール制度」により、市内の大型食料品店での買物袋平均持参率は、平成 12 年度 15.6％と大幅に上昇しました。平成 14 年 6 月からは、レジ袋を断る以外の環境にやさしい行動に対してもシールを発行できるように変更を加え、「豊田市共通シール制度」として継続しています。

平成 19 年度の市内大型食料品店買物袋持参率は 26.1％でした。加盟店の数も徐々に増え、256 店（平成 20 年 3 月末現在）が加盟しています。

また、EXPO エコマネーとの連携を図るため平成 19 年 7 月に「エコマネーセンター」を「みちナビとよた」に開設し、エコシール制度の周知と更に活用の場を広げるため、平成 19 年 11 月に、「百年草」に 3 箇所目のエコシールセンターをオープンしました。

（２）リサイクルの推進

市内で回収された牛乳パックから再生した豊田市民オリジナルティシュ「モーいちど」の普及啓発を行っています。これは、市内で消費した資源を回収するだけでなく、それから再生された品物を利用するというリサイクルの輪の完結を実践するものです。

（３）第７回とよたエコライフ賞

買物袋持参運動を始めエコライフの推進に貢献し、その功績が顕著なものを表彰することにより、循環型社会の実現に寄与することを目的として、環境にやさしい「地道」「ユニーク」「身近」な取組みを募集しました。平成 19 年度は、49 件の応募があり、15 件の個人・団体・事業者を表彰しました。

（4）とよたエコライフ倶楽部全体会の開催

平成 20 年 2 月 23 日、豊田市環境学習施設 eco - T（エコット）において、「平成 19 年度とよたエコライフ倶楽部全体会」を「レジ袋削減に関する協定締結式」と「第 7 回とよたエコライフ賞表彰式」と同時に開催しました。全体会では、平成 19 年度の事業報告及び倶楽部会員による活動発表を行いました。

エコライフ賞表彰式

２　市民の活動

（１）環境美化活動

環境美化活動は、地域を中心とした快適なまちづくりを進める活動で、「まちと川を美しくする会」主催の「環境美化の日」として、春と秋の年 2 回市内一斉に行われます。

平成 19 年度は、合計 478 自治区で実施され、春は 85,403 人、秋は 75,690 人で、延べ 161,093 人が環境美化活動を行いました。（自治振興課）

【環境美化活動の内容】
○道路、住宅地周辺の草取り
○河川の清掃
○道路、広場などの空き缶、空びん、紙くず拾い

（２）巴川水質調査

平成 10 年 6 月より、鵜ヶ瀬自治区は巴川の水質調査を始めました。水温・透視度・水素イオン濃度など 6 項目を巴川漁業組合と市へ報告しています。この自治区の活動に地元の松平高校環境クラブが協力するなど、環境保全活動の輪は広がりつつあります。（環境政策課）

（３）とよたクリーン活動

ボランティア国際年の 2001 年より、トヨタ自動車ボランティアセンターが中心となり、市内の各企業、ロータリークラブやライオンズクラブなどの市民団体と一緒に矢作川河川敷のごみ拾い「とよたクリーン活動」を行っています。平成 19 年度は、6 月 9 日に矢作川の平成記念橋～久澄橋・水源公園一帯で、1,000 名の参加により、可燃ごみ 247 袋、金属ごみ、埋めるごみ、粗大ゴミなど、総重量 1,410kg を回収しました。（河川課）

（４）樫尾川水質浄化活動

特定非営利活動法人が、地元住民等の協力により、平成 14 年度から矢作川支流の樫尾川にて、有能な微生物の散布、河川清掃などによる水質浄化活動を始めました。年間を通した活動で川への関心を高めることにより、環境重視のライフスタイルの普及に努めています。（河川課）

（５）水辺愛護会活動

水辺愛護会（自治区の有志で組織された団体）は、「ふるさとの川」の指定を受けた範囲内において、良好な水辺空間の保全、活用、創造を目的に、清掃及び草刈り作業、また生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。

平成５年４月に発足された古巣水辺公園愛護会を始めとし、現在 11 団体 416 人の会員により、主に矢作川水系において良好な環境が創出されています。（河川課）

（６）矢作川「川会議」

平成 13 年から、矢作川の自然保全活動を続けている諸団体ならびに関係機関が一堂に会し、これまでの活動の歴史を振り返り、これからの活動のあり方を話合い、「森～川～海」の健全な水循環を目指して共通認識を図るために、毎年 5 月の第 2 土曜日に「川会議」を

開催しています。（河川課）

3　事業者の取組

（1）ＩＳＯ14001認証取得

市内事業者のこれまでの環境対策としては、事業者の独自基準や市との協定により、法規制より厳しい基準を遵守したり、地域の緑化推進に取組むなどの事例がありました。

新しい流れとして、法規制にとどまらず自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、この国際基準である ISO14001 の認証を取得する企業が増加するなど、循環型社会への転換に向け、事業者の積極的な環境への取組みが進んでいます。平成 19 年度末現在、市内における ISO14001 認証取得件数は 148 件です。（環境政策課）

表　豊田市内事業者のＩＳＯ14001 認証取得件数

年度	12 年度末	14 年度末	15 年度末	16 年度末	17 年度末	18 年度末	19 年度末
取得件数	28 件	77 件	99 件	125 件	143 件	146 件	148 件

（JAB 登録件数ベース）

（2）ＩＳＯ認証取得費を市が補助

市内中小企業の競争力強化及び地域環境の改善を図ることにより、本市産業の振興に資するため、ISO14000 及び ISO9000 シリーズの認証を取得しようとする中小企業に対し、その取得費用の一部を補助しています。補助額は、登録審査に要する経費の３分の１以内、1 シリーズ 50 万円を限度としています。なお、この補助制度は平成 19 年度末で廃止となりました。(産業労政課)

表　補助件数

区分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
ISO14000 ｼﾘｰｽﾞ	6 件	9 件	22 件	26 件	23 件	15 件	9 件	8 件
ISO 9000 ｼﾘｰｽﾞ	5 件	12 件	14 件	30 件	25 件	8 件	3 件	5 件

第４節　行政の率先行動

１　環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001）の継続的改善

平成12年11月にISO14001の認証を取得した豊田市役所本庁舎の環境マネジメントシステムは、平成19年度も適切に運用され、継続的改善を進めました。

平成19年度の環境目標達成状況は表のとおりです。（環境政策課）

目的目標達成計画進捗集約表

環境基本計画・エコチャレンジプロジェクト１０　他

■プロジェクト１　（廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直すことにより、廃棄物の発生を抑制し、資源が循環的に利用されるまちをめざします。	資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業の推進（年間目標：買物袋持参率20%）	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部をとおして普及啓発を推進 （大型食料品店買物袋持参率：26.1%） （共通シール発行：約800万枚）	○

■プロジェクト２　（廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	廃棄物に対する指導管理体制を強化するとともに、安全性、信頼性の高い処理施設整備を進め、廃棄物が適正に処理されるまちをめざします。	ＰＣＢ廃棄物の処理対策の推進 （年間目標：ＰＣＢ無害化処理の推進、環境モニタリング調査の実施）	環境部 環境保全課	豊田市ＰＣＢ処理安全監視委員会の開催（委員会3回実施） 大気2地点、水質2地点、土壌1地点、底質2地点のモニタリング調査実施 3社と収集運搬協定を締結	○
2		廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化 （年間目標：立地規制の実施による適正場所への設置促進）	環境部 廃棄物対策課	市産廃適正処理条例に基づく立地規制の強化	○

■プロジェクト３　（二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	環境にやさしいライフスタイルが当たり前となるようなまちをめざします。また、エネルギー利用効率の向上、自然エネルギーの活用など地球環境に配慮した事業活動を推進します。	新エネルギー普及促進事業 （年間目標：住宅用太陽光発電システム設置費補助件数４００基）	環境部 環境政策課	318 件補助 （総補助件数：2,085 件）	×
2		低公害車等普及促進事業 （年間目標：低公害車購入費補助件数４７０台）	環境部 環境政策課	458 件補助 （総補助件数：3,024 件）	×
3		地球環境問題に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業 （年間目標：エコライフ事業の推進、エコマネーセンターとの連携）	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部に新たなワーキンググループを設置 エコマネーセンターをみちナビとよたに開設 新たなエコシールセンターを百年草に設置	○
4		住宅用高効率給湯器普及促進事業 （年間目標：住宅用高効率給湯器設置費補助件数 580 台）	環境部 環境政策課	1,952 件補助 （総補助件数：1,952 件）	○

■プロジェクト４　（自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	恵まれた自然環境を維持するため、それらの現状把握と適正な保全対策を図るとともに、身近に自然とふれあえる空間や体験の場を創造します。	自然観察の森再整備事業 （年間目標：事業効果の向上、新ネイチャーセンターの設計）	環境部 環境政策課	指定管理者（財）日本野鳥の会による管理運営の実施（継続） 新ネイチャーセンターほか施設設計をコンペ方式で実施、基本設計完了 映像教材製作に必要な自然映像素材を夏・秋・冬季に収集、シナリオ作成	○
2		親水護岸、せせらぎ水路等多自然型水辺づくりの推進 （年間目標：安永川、五六川の基本設計）	建設部 河川課	安永川流域水辺環境促進協議会を設立し、環境基本設計を策定	○
3		多自然型河川の整備の推進 （年間目標：広沢川河川改良工事を 60m実施）	建設部 河川課	広沢川河川改良工事を 60m整備。	○

■プロジェクト５　（農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	水源涵養、生物の生息空間の確保等多様な環境保全機能を持つ農地や森林を保全するために、環境保全型農林業の展開、推進を図るとともに、農林業の活性化を図ります。	農業振興地域における農用地面積の確保 （年間目標：農用地面積の確保）	産業部 農政課	農地パトロールの実施による農用地面積の確保	○

■プロジェクト６　（交通環境を整備し、環境への負荷を低減します）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	自動車から排出される二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質などの削減を図り、環境への負荷を低減し、誰もが安全で快適に移動できる交通環境が整備されたまちをめざします。	豊田都市圏新渋滞対策事業 （年間目標：ＴＤＭ研究会参加事業所の拡大）	都市整備部 交通政策課	普及啓発活動の実施と事業所等との共働による参加者の拡大	○
2		パーク・アンド・ライド駐車場整備事業 （年間目標：パーク・アンド・ライド駐車場整備工事の実施）	都市整備部 交通政策課	パーク・アンド・ライド駐車場整備工事を継続して実施	○

■プロジェクト７　（化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門 ・課等名	実施内容 評価	
1	有害化学物質に関する実態把握、市民への適切な情報提供及びリスクコミュニケーションが図られるまちをめざします。また、有害化学物質等の排出量を削減し、環境リスクを軽減します。	事業者への化学物質適正管理の指導促進 （年間目標：適正管理の指導・啓発）	環境部 環境保全課	ＰＲＴＲ法に基づく届出の周知 有害物質使用工場 56 事業場に対する立入 ＰＲＴＲ届出事業所数：186 事業所	○
2		リスクコミュニケーションの場づくりの推進 （年間目標：リスクコミュニケーションの場の推進、既存制度の継続運用）	環境部 環境保全課	豊田市ＰＣＢ処理安全監視委員会の設置。委員会 3 回開催。 地域協議会の活用（2 企業 8 回出席）	○

■プロジェクト８　（河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1-1	「水循環」の視点で治水、利水が進められ、健全な水循環が向上されるまちをめざします。また、水環境を改善するとともに、水資源の確保と水の有効利用を促進します。	雨水流出抑制施設整備の推進（年間目標：不用浄化槽の転用による雨水貯留施設設置の推進）	上下水道局下水道管理課	雨水貯留施設設置件数：３９基（渇水等がなく、下水道共用区域の世帯数が少なかったため。引き続き制度のＰＲに努め、推進を図っていく）	×
1-2		雨水流出抑制施設整備の推進（年間目標：補助事業新設及び推進）	建設部河川課	雨水貯留施設設置件数：32 基（貯留施設の新設 29 基、雨水貯留浸透施設 3 件）	○
2		高度処理型合併処理浄化槽の設置促進（年間目標：既設単独処理浄化槽等からの転換促進、小集落等を単位とした計画的整備の促進）	上下水道局下水道管理課	高度処理型合併処理浄化槽設置実績：247 基（住宅着工件数が少なかったため。目標値の適正な設定と制度のＰＲに努めていく）	×

■プロジェクト９　（緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	環境に配慮した住環境、道路環境などの都市基盤の整備を進めるとともに、緑豊かなやすらぎを感じることができ、安全に生活できるまちづくりを進めます。	豊田市駅前通り地区市街地再開発事業（年間目標：西棟・東棟建築工事）	都市整備部都市再開発課	東棟の住宅棟 16 階まで完成 豊田市停車場線への街路樹の植栽の完了	○
2		緑豊かな都市計画道路、市道の整備（年間目標：事業の推進）	建設部街路課	透水性舗装（歩道部）・植栽等の実地 （都）浄水駅中央通り線、（市）大釜鳥坂根線、（市）西部線	○
3		総合公園整備事業（年間目標：扶桑公園を総合公園として整備）	建設部公園課	扶桑公園施設整備　Ａ=１.１４ ha 園路広場整備（舗装工 823 ㎡） 植栽工（高木、中木）管理施設整備	○

■プロジェクト１０（環境問題に関し、市民、事業者、行政が共働できる仕組みをつくります）

	環 境 目 的	環 境 目 標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	学校、学習施設、地域など様々な「場」での総合的な環境教育・環境学習が推進され、市民、事業者、行政が共働できるまちをめざします。	環境学習拠点整備事業（年間目標：市民主体の運営協議会の設置、自然観察の森と連携した学習プログラムの実施）	環境部 環境政策課	市民ボランティアを中心とした運営会議の開催。市民ボランティア内部の世話人会を設置。自然観察の森と連携して各種イベントに出展。	○
2		（仮称）環境保全協定の締結事業（年間目標：協定(案)の策定と締結）	環境部 環境保全課	庁内検討会議 1 回、事業者との協議 8 回実施。 協定案の作成。 事業者と締結に向けて協議を継続。	×

２　グリーン購入の実践

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）の施行に伴い、環境物品等の調達の推進を図るため、平成 19 年度も「豊田市グリーン調達方針」を作成しました。特定調達品目について目標数値を設定し、四半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました。平成 19 年度の特定調達品目ごとの実績は、次のとおりです。（契約課、環境政策課）

グリーン調達率（全体）

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
コピー用紙	78,610,885		78,610,885	100.00%
フォーム用紙	98,381		98,381	100.00%
インクジェットカラープリンター用塗工紙	21,981		21,981	100.00%
ジアゾ感光紙　（青焼き用紙）	8,500		8,500	100.00%
印刷用紙　（カラー用紙を除く）	4,294,760	300	4,295,060	99.99%
印刷用紙　（カラー用紙）	1,445,433	500	1,445,933	99.97%
トイレットペーパー	375,116		375,116	100.00%
ティッシュペーパー	12,723	15	12,738	99.88%
シャープペンシル	1,905	5	1,910	99.74%
シャープペンシル替芯	1,456		1,456	100.00%
ボールペン	63,120	36	63,156	99.94%
マーキングペン	11,776	1,010	12,786	92.10%
鉛筆	1,573	48	1,621	97.04%
スタンプ台	373		373	100.00%
朱肉	401		401	100.00%
印章セット	10		10	100.00%

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
印箱	5		5	100.00%
公印	1		1	100.00%
ゴム印	1,135	161	1,296	87.58%
回転ゴム印	71	7	78	91.03%
定規	103	4	107	96.26%
トレー	39	1	40	97.50%
消しゴム	3,979		3,979	100.00%
ステープラー　（ホッチキス）	376	8	384	97.92%
ステープラー針リムーバー	124		124	100.00%
連射式クリップ　（本体）	3		3	100.00%
事務用修正具　（テープ）	47,749		47,749	100.00%
事務用修正具　（液状）	1,278		1,278	100.00%
クラフトテープ	2,705	4	2,709	99.85%
粘着テープ　（布粘着）	785	15	800	98.13%
両面粘着紙テープ	762		762	100.00%
製本テープ	119		119	100.00%
ブックスタンド	151		151	100.00%
ペンスタンド	6		6	100.00%
クリップケース	32	2	34	94.12%
はさみ	130		130	100.00%
マグネット　（玉）	276	10	286	96.50%
マグネット　（バー）	174		174	100.00%
テープカッター	273	7	280	97.50%
パンチ　（手動）	100	1	101	99.01%
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	3		3	100.00%
紙めくりクリーム	68		68	100.00%
鉛筆削　（手動）	7		7	100.00%
OA クリーナー　（ウエットタイプ）	459		459	100.00%
OA クリーナー　（液タイプ）	25		25	100.00%
ダストブロアー	95		95	100.00%
レターケース	39	1	40	97.50%
メディアケース　（ＦＤ・ＣＤ・ＭＯ用）	141	10	151	93.38%
マウスパッド	58		58	100.00%
一次電池又は小形充電式電池	6		6	100.00%
丸刃式紙裁断機		1	1	0.00%
カッターナイフ	71	3	74	95.95%
カッティングマット	22		22	100.00%
デスクマット	13		13	100.00%

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
OHP フィルム				-
絵筆	15		15	100.00%
絵の具	2		2	100.00%
墨汁	2		2	100.00%
のり　（液状）（補充用を含む。）	3,617	21	3,638	99.42%
のり　（澱粉のり）（補充用を含む。）	114		114	100.00%
のり　（固形）	7,626		7,626	100.00%
のり　（テープ）	1,604	10	1,614	99.38%
ファイル	25,345		25,345	100.00%
バインダー	454		454	100.00%
ファイリング用品	3,994	9	4,003	99.78%
アルバム				-
つづりひも	4,625		4,625	100.00%
カードケース	547		547	100.00%
事務用封筒　（紙製）	83,631		83,631	100.00%
窓付き封筒　（紙製）	71,000		71,000	100.00%
けい紙	5,392		5,392	100.00%
起案用紙				-
ノート	5,395		5,395	100.00%
パンチラベル	50		50	100.00%
タックラベル	465		465	100.00%
インデックス	2,476	174	2,650	93.43%
付箋紙	3,685	25	3,710	99.33%
付箋フィルム	87		87	100.00%
黒板拭き	881		881	100.00%
ホワイトボード用イレーザー	218	1	219	99.54%
額縁	243		243	100.00%
ごみ箱	15	10	25	60.00%
リサイクルボックス	30		30	100.00%
缶・ボトルつぶし機　（手動）				-
名札　（机上用）	30		30	100.00%
名札　（衣服取付型・首下げ型）	2,177	205	2,382	91.39%
鍵かけ　（フックを含む。）	11		11	100.00%
いす	5,372	4	5,376	99.93%
机	3,923		3,923	100.00%
棚	59		59	100.00%
収納用什器　（棚以外）	56		56	100.00%
ローパーティション	7		7	100.00%

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
コートハンガー				-
傘立て	9	1	10	90.00%
掲示板	4		4	100.00%
黒板		1	1	0.00%
ホワイトボード	33		33	100.00%
コピー機				-
複合機	1		1	100.00%
拡張性のあるデジタルコピー機	2		2	100.00%
電子計算機	4		4	100.00%
プリンタ	25		25	100.00%
プリンタ／ファクシミリ兼用機				-
ファクシミリ	763		763	100.00%
スキャナ				-
磁気ディスク装置	2	2	4	50.00%
ディスプレイ				-
シュレッダー	4		4	100.00%
デジタル印刷機	1		1	100.00%
記録用メディア	3,213	2	3,215	99.94%
一次電池又は小形充電式電池	1,839		1,839	100.00%
電子式卓上計算機	34		34	100.00%
トナーカートリッジ	276	11	287	96.17%
インクカートリッジ	1,038	16	1,054	98.48%
電気冷蔵庫	8	1	9	88.89%
電気冷凍庫				-
電気冷凍冷蔵庫	8		8	100.00%
電気便座				-
エアコン	22		22	100.00%
ガスヒートポンプ式冷暖房機				-
ストーブ				-
電気給湯器				-
ガス温水機器	4		4	100.00%
石油温水機器				-
ガス調理機器				-
蛍光灯照明器具				-
蛍光ランプ （直管型：40 型蛍光ランプ）	852		852	100.00%
電球形状のランプ	81		81	100.00%
自動車	38	1	39	97.44%
ＥＴＣ対応車載器				-

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
カーナビゲーションシステム	1		1	100.00%
一般公用車用タイヤ	51	4	55	92.73%
２サイクルエンジン油	14		14	100.00%
消火器	16	15	31	51.61%
制服	52	33	85	61.18%
作業服	2,747	973	3,720	73.84%
カーテン				-
布製ブラインド				-
タフテッドカーペット	119		119	100.00%
タイルカーペット				-
織じゅうたん				-
ニードルパンチカーペット				-
毛布	30		30	100.00%
ふとん		60	60	0.00%
ベッドフレーム		1	1	0.00%
マットレス	10		10	100.00%
作業手袋	6,693	24	6,717	99.64%
集会用テント				-
ブルーシート	4	1	5	80.00%
防球ネット	1		1	100.00%
太陽光発電システム				-
太陽熱利用システム				-
燃料電池				-
生ゴミ処理機				-
節水機器				-
テレビジョン受信機	3		3	100.00%
合計	85,260,926	3,754	85,264,680	100.00%

3　公共施設におけるごみ減量

（1）せん定枝等の資源化

平成 12 年 4 月から、公共施設の維持管理等で発生するせん定枝及び刈草を民間処理施設においてチップ化・堆肥化しています。これにより、これまで焼却処分されていた年間約 4,000t のせん定枝等の焼却施設への搬入がなくなり、燃やすごみの減量化及び資源の有効利用につながっています。

（清掃管理課）

（2）給食残飯等の堆肥化

市内４か所の給食センターと卸売市場に大型の生ごみ処理機を設置して、残飯等を処理し、処理後の肥料は学校、幼稚園、保育園等で活用しています。（保健給食課・卸売市場）

表　処理実績

設置場所	設置時期	方式	処理能力	処理実績	処理後の堆肥
北部給食センター	H12 年 3 月	(ﾊﾞｲｵ)ｺﾝﾎﾟｽﾄﾀｲﾌﾟ	600kg／日	225kg／日	学校・園で再利用
中部給食センター	H 9 年 3 月	(乾燥)ｺﾝﾎﾟｽﾄﾀｲﾌﾟ	350kg／日	203kg／日	学校・園で再利用
平和給食センター	H 9 年 3 月	(ﾊﾞｲｵ)ｺﾝﾎﾟｽﾄﾀｲﾌﾟ	500kg／日	136kg／日	学校・園で再利用
下山給食センター	H14 年 7 月	(乾燥)ｺﾝﾎﾟｽﾄﾀｲﾌﾟ	80kg／日	35kg／日	地域で再利用
卸売市場	H12 年 3 月	高速発酵型	3000kg／4 日	670kg／日	業者が買い取り

また、11 か所の市施設でも、生ごみを水と二酸化炭素に分解する消滅型の生ごみ処理機を設置して、ごみの減量化に努めています。（環境政策課）

設置場所	方式	処理能力
こども発達センター	微生物式（バイオ式）	25kg／日
寿楽荘	微生物式（バイオ式）	30kg／日
総合野外センター	微生物式（バイオ式）	80kg／日
第二ひまわり学園	微生物式（バイオ式）	25kg／日
若草苑	微生物式（バイオ式）	30kg／日
稲武保育園	乾燥式（温風乾燥除菌）	8.8kg／日
寿楽荘	微生物式（バイオ式）	30kg／日
北消防署	乾燥式（温風乾燥除菌）	3kg／日
保見出張所	乾燥式（温風乾燥除菌）	3kg／日
力石出張所	乾燥式（温風乾燥除菌）	3kg／日
藤岡給食センター	消滅型	350kg／日

（３）除籍図書リサイクル

市図書館ではコミュニティセンター・交流館図書室も含め、あまり利用されなくなった図書を毎年約 35,000 冊廃棄処分にしていましたが、平成 11 年度から年 2～4 日間、中央図書館で「除籍図書リサイクル会」を開催し、これらの図書を無料配布することにより資源を再利用してきました。

平成 14 年度からは中央図書館 3 階の常設リサイクルコーナーでの無料配布に切り替え、多くの方に提供しています。（毎月 2 回定期的に補充しています。）

またコミュニティセンター・交流館においても、各施設で毎年開催される「ふれあいまつり」などで「除籍図書リサイクル会」を開催しています。

その他、公共施設等にも提供し施設の備品として再利用されています。（図書館）

表　除籍図書リサイクル冊数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
図書リサイクル冊数	32,852 冊	28,707 冊	32,538 冊	38,427 冊

（４）本庁舎の分別によるごみ削減・資源化

市役所本庁舎内から出る保存文書は、古紙のリサイクル化を徹底するため、毎年時期を決めて一斉に古紙問屋に回収を委託し収集しています。平成 18 年度は 5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、3 月に実施し、その合計は 103,480kg ありました。また、庁内「ごみステーション」に出る、古紙資源（ダンボール、新聞紙、雑誌、雑紙、ＯＡ紙）は 98,410kg あり、これについてもリサイクルしています。

平成 11 年 10 月から、本庁舎で実施していた「古紙類 6 分別ルール【新聞、ダンボール、ＯＡ紙、雑誌、雑紙、燃やすごみ】」による分別を小中学校、交流館を含む全庁、全施設において実践し、ごみ削減・資源化を図ってきました。そして、平成 14 年 1 月から古紙類については 6 分別から 9 分別【増加分：牛乳パック、ＯＡ紙（小)、雑紙（小)】へと、さらに細分化して一層の資源化を図っています。また、一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、本庁舎以外の施設等についても、本庁舎の取組みに準じてごみの減量化を図っています。（管財課・環境政策課）

分別コーナーの設置例

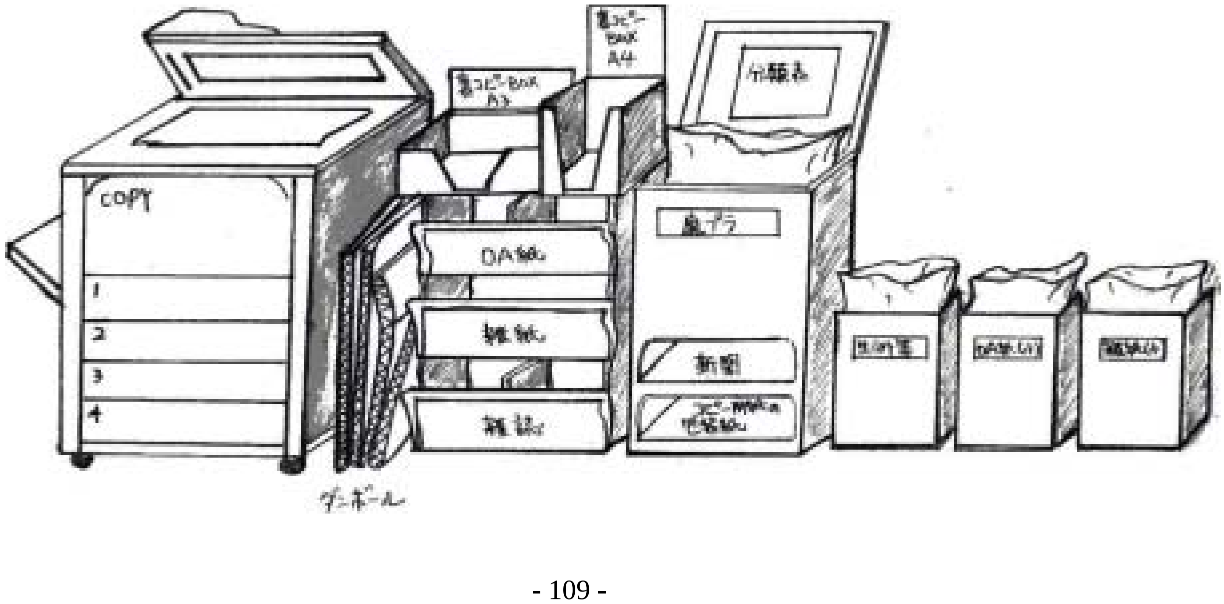

４　公共工事における環境配慮指針

（１）環境配慮指針の実践

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、平成 12 年 4 月から環境負荷の少ない仕様（材料、構造等)・工法を採用し、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して公共工事を行っています。

平成 19 年度は平成 18 年度と同様に 5 工種 13 分類とし、分類毎に目標数値を掲げ、784 件の工事で確認したところ、13 分類すべてにおいて目標数値を上回ることができました。（技術管理課）

（２）取組み概要

公共工事の計画・設計及び施工の各段階において、環境に配慮しました。

①緑化の推進

工事に伴って生じる裸地等へは積極的に緑化をするよう努める

・・・・（若園緑地施設整備工事始め 70 件）

②省資源・省エネルギー対策

型枠を使用しない工法の採用に努める・・・・・・・・・（西山橋橋梁改良工事始め 144 件）

透水性舗装による地下水涵養に努める・・（市道浄水駅南通り線ほか道路改良工事始め 58 件）

③環境負荷の少ない製品の使用推進

間伐材の活用を推進する・・（豊田市立中山保育園園舎大規模改造工事始め 295 件）

④人にやさしい環境づくりの推進

障がい者、高齢者等に配慮し、人にやさしい街づくりを推進する

・・・（豊田市都市交通システム情報装置設置工事始め 143 件）

（３）公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、産業廃棄物・残土処理管理報告書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに適正に処理されたことを確認しています。平成 19 年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は 153,249t で、再利用率は 100%でした。（技術管理課）

参 考 資 料

環　境　方　針

基本理念

私たちのまち豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきました。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらし、身近な自然生態系への影響をはじめ、さらには地球環境をも大きく変化させようとしています。

そのため、直面する一つひとつの課題を克服し、持続可能で自然豊かな環境にやさしいまちづくりを進めていきます。そして、地球環境も健全で恵み豊かなものとして維持し、次の世代に引き継いでいくため、市役所自らが率先して、市の施策、事務事業を進める上で、継続的に環境の保全と改善に取り組んでいきます。

基本方針

１　この環境方針を達成するため、環境目的、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。

（１）職員が行う日常業務においては、省資源・省エネルギーを推進するとともに、廃棄物の削減とリサイクルを徹底します。

（２）公共工事などの事業活動を行うときは、環境汚染の防止はもとより、環境への負荷を最小限にするよう配慮します。

２　環境に関する法令を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。

３　全職員が環境方針を認識し、この方針に沿った活動を維持し、継続的に実践できるよう研修、訓練を実施します。

４　市民からの意見や提案を積極的に受け入れ、本市の事務事業に反映します。

５　環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を内外に公表し、だれもがその情報を入手できるようにします。

平成１２年４月３日

豊田市長　鈴　木　公　平

この年次報告書は、
豊田市環境基本条例第 17 条に基づき、
平成 19 年度における豊田市の環境の状況、
実施した環境施策の概要についてまとめ、
公表するものです。

平成 20 年版
環 境 報 告 書

平成２０年 １ ０ 月

発 行 豊 田 市
編 集 環境部 環境政策課

〒471-8501 豊田市西町3-60
TEL 0565-34-6650
FAX 0565-34-6759
http://www.city.toyota.aichi.jp/
E-mail:kansei@city.toyota.aichi.jp

豊かな自然と調和する環境にやさしいまち

豊　田　市

みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

豊田市はチーム・マイナス６％に賛同しています。